

cm. 屈身し視距離は約 25 cm. 視角は約直角にせる場合である。而して作業面高並に作業面の傾斜角度の之より大なる場合も小なる場合も共に作業を低下する事を證してゐる。要之著者のこの實驗成績は至適作業面の條件を決定するためには作業面の高さのみならず、作業者の姿勢、殊に視距離並に視角等を殊に顧慮すべきものたることを實證せる點に於て意義あるの云ふことが出来る。

塚峻 義等 海女の研究 (日本學術協會報告 第4卷)

三重縣志摩海岸に於ける海女の潜水作業の現場に於て醫學的検査を行つた成績の豫報である。2人の被檢者に就ての成績中2、3の事項を抄記するに次の通りである。

潜水深度		最大24.87m.
平均下降速度		0.99乃至1.45m. Per Sec.
最大下降速度		1.19乃至1.76m. Per Sec.
1氣壓を變ずるに要する平均時間		6.90乃至10.10Sec.
下降時間		7.2乃至20.6Sec.
上昇時間		6.0乃至18.5Sec.
平均上昇速度		1.17乃至2.81m. Per Sec.
1氣壓を變ずるに要する平均時間(上昇時)		4.93乃至9.40Sec.
潜水時間最大		118Sec.
1秒間に變ずる壓の大きさ		0.1288乃至0.1759
出水第一呼氣中	O ₂ %	3.30乃至11.3
同	CO ₂ %	5.11乃至6.86

石川 知福 日本人の身體的機能の標準並に職業的特徴の研究 (1) 肺活量に關する生理的諸標準並に其職業別比較 (勞働科學研究 6の2)

満4歳乃至84歳の男女總計約 8000 人に就ての検査成績にして、次の如き結果を得た。(1)日本人の肺活量の年齢別的發達速度は幼稚園より小學校に移る頃、並に13、14歳の頃、女子は14、15歳の頃を界として、其年齢以後に於ては活量の發達速度は著しく緩慢なる。最大活量値を示す年齢は30歳前後にして、35歳以

後に於ては遞降的に活量の減少を來してゐる。(2)肺活量の男女の比較に於ては各歳男子は女子を凌駕し55乃至85の男女比を示す幼童期には男女の差異小にて、15歳以後の年齢に於ては差異著しくなり、男女比は普通70以下である。(3)活量係數即ち肺活量と體重との比は年齢4歳乃至16歳の者に於ては、男子は45乃至60女子は35乃至50である。(4)身長 1cm. の發達に對する活量増加度は16歳以下の兒童に於て男子は平均 39 c.c. 女子は平均 53c.c. である。13乃至15歳に於ては男女共に其値著大にして、該年齢期は活量發達の割合の大なる事を知る。(5)身長坐高、胸長、胸圍、上膊圍、體重、體表面積等の肺活量に對する比率は4歳乃至17歳に於ては、年齢の進むと共に次第に其値を増す。而して男子の比率は常に女子の夫れに優つてゐる。(6)肺活量と身長、坐面、胸長、胸圍、上膊圍、體重、體重身長比等の相關係數は大にして、其係數約 0.6を示してゐる。然し肺活量と是等身體的量的發達速度の間には何處迄も並行的關係を示すものに非ずして體重、體重身長比、或は上膊圍等の極端に大なるものは、却つて肺活量を減少する傾向を呈してゐる。(7)日本人の肺活量と歐米人の夫れを比較するに、同1年齢者の列に於て、肺活量の絶対値、活量係數、男女比等何れも邦人は低位にある(8)職業別に比較するに身體的勞作度の異なる者又は戶外生活の機會多き職業者は然らざるものに比して肺活量が大である。

石川 知福 深夜業廢止に伴ふ産業労働者の睡眠の變化に就て (勞働科學研究 6の4)

昭和4年7月1日を界として全國一齊に實行されたる保護職工の深夜業廢止が彼等の生活殊に其睡眠に如何なる程度の變化を齎したるかを知らるために、現場に於て検査を行へる成績報告である。被檢者は紡績女工手3人、期間は16日間に亘つてゐる。方法としては特別に考案せる装置によりて、被檢者等の身體的動搖を描記し、身體的動搖頻度と睡眠の深度とが並行的關係にありとの假定のも

に其結果よりして彼等の睡眠度を判定してゐる。結論として。(1)深夜業廢止法の實施により紡績工場寄宿舍の労働者の睡眠は、作業による疲労度に對しての相對値に於ては勿論、其絕對値に於ても改善せられた。(2)夜半12時に就床する場合と一時に就床する場合とを比較すると、前者の方が睡眠の度良好なるが如きも其相違は之を斷定せしむるに足る程度ではない。と述べてゐる。

佐々木 昌 紡績作業従業者の尿に就ての知見 (労働科學研究 6の2)

紡績に於ける晝夜交代作業が女工手の尿に及ぼす物理化學的變化に就て觀察せるものにして、著者の場合に於ては作業並に晝夜別が尿性状に對して特記するに足る特別の關係を示さずと報じてゐる。

逓信省郵務局 郵便現業員の身體的適性に関する調査

曾田長宗氏が東京市内主要郵便局の通常郵便及び小包郵便に従事する 1,321名に就て調査せる結果に就ての報告である。調査項目として身長、坐高、胸圍、體重、上膊圍、肺活量、體温、脈搏數、血壓、握力、尿蛋白の11項を選び、春秋二季に於て、午前9時乃至11時に検査を行つてゐる。この検査の結果は身體の形態的並に機能的方面より觀たる郵便従業員の體格の現状を知らしめるものであつて各年齢者の總てを通じての平均値を抄記するに次の通りである。

検査項目

身長	157.2±0.094	坐高	86.4±0.059
胸圍	78.9±0.978	體重	49.4±0.0107
ドライヤー指數(坐高胸圍體重)			-8.3±0.136
上膊圍	21.1±0.027	肺活量	3107.6±9.779
ドライヤー指數(坐高胸圍肺活量)			-16.2±0.235
ドライヤー指數(體重肺活量)			-10.6±0.239
體温	36.8±0.009	脈搏數	73.5±0.215
最大血壓	121.9±0.341	最小血壓	74.2±0.225
脈壓	47.7±0.236		

著者は尚ほ各検査項目に就ての度数分布並に年令別比較等に就て論述し、最後に結論として、大體次の如く論じてゐる。

適材適所は能率増進の第一義であるにも拘らず郵便従業員の現状はこの點に於て缺けて居るに並に郵便従業員の體格體力が他の職業者に比して低位にあることは基礎的缺陷である。尚ほ移動率が高く就業長年にわたる年長者に體格體力の劣弱なる者の多きは遺憾である。これが對策としては、従業員採用時に於ける身體的検査を嚴密に行ふことと作業條件を改善することが最も必要事項である。云云。

黒田 正夫 人體の運動の足の下に及ぼす壓力について (理科學研究所彙報 8輯9號)

膝の屈伸によつて、上體を上下する人體運動に際して足の踏板の下に及ぼす壓力の變化を測定した實驗であつて、其測定方法が特異である。即ち踏板の下に壓電氣を起すべき水晶片をおいて足の板に與へる力の變化の經過を測定し、同時に人體の腰、肩、頭等に豆ランプを着けて運動に伴ふこれ等の電球の移動を一枚の靜止乾板上に記録せしめたのである。而して運動の時間的關係を知る爲に豆電球から來る光線を周期的に遮斷したのである。次の如き結論を得てゐる。

- (1) 斷續寫眞法によつて測定した加速度と質量とを組合せて求めた力と、壓電氣で測定した壓力とを比較するとかなりよく合致した成績を見た。
- (2) 骨と關節との組合せは剛體の關節體系として取扱つても大きな誤差はない
- (3) 筋肉の力は速い運動中にも、意識的に相當の調節をなし得る。

平田達次郎 疲労と藥物の作用との關係 (第6回報告) 疲労と皮下注射せるアドレナリンの作用との關係 (京都醫學雜誌 26の2)

鼠を被験動物として労働を課して疲労を惹起せしめたる際アドレナリンの皮下

注射を行ふときは對照安靜動物に比して驚くべきほき斃死に至る時期の延長せる事實に就て報告してゐる。

入山 武雄 起立性蛋白尿に就て (愛知醫學會雜誌 36の11)

植物性神経系に常に異常ある起立性蛋白尿者に於ける白血球像の變化狀態並にアトロピン、ピロカルピン、アドレナリン、ギネルギン注射後の白血球像の變化尙ほ同時に起立性蛋白尿との相關現象に就て觀察せるものであつて、大體次の如き結論を得てゐる。

(1)起立性蛋白尿者に於ける白血球像を全植物神経緊張亢進者(第1型)と交感神経緊張亢進者(第2型)と迷走神経緊張亢進者(第3型)とに區別し得る。(2)(第1型)の起立性蛋白尿者にはアトロピン、ピロカルピン、アドレナリン、ギネルギン等は共に大なる影響を及ぼさない。(3)(第2型)にはアドレナリン注射により緊張亢進せる交感神経を刺激しても或はアトロピンにより緊張弱き迷走神経を麻痺せしめても、白血球には共に著明なるエオジン嗜好細胞、大單核細胞の減少、淋巴球の増加をみる。同時に起立性蛋白尿は増強する。ギネルギンの注射により交感神経に麻痺的に作用せしめる時は白血球像は正常健康者の像に近づき蛋白尿は減少を示す。而しピロカルピン注射によつて迷走神経を刺激しても同様の結果を得ることは不可能な様である。(4)(第3型)にはアトロピン注射によつて白血球像は正常健康者の像に接近せしめ同時に起立性蛋白尿は著明なる減弱を來さしめ得る。この事實はアドレナリン注射によりても惹起せしめ得る。ピロカルピン注射を行ふ時はエオジン嗜好細胞、大單核細胞の著明なる増加を見る。而して起立性蛋白尿は白血球像の變化大なるほど増強する。ギネルギン注射をも略ぼ同様の變化を惹起する。

桐原 葆見 1日間の作業能の時間的變化に就いて (勞働科學研究 6の2)

二種の検査作業と一種の工場實際作業と二種の實驗作業とについて、その1日間の時間的経過を觀察し、これを心理學的に意義づけんと試みたものであつて、その結果は、全能力を傾倒せば一日中の作業能は時間の経過と共に初め加速度的に後に減速度的に遞降するものであつて、それが休憩及び攝食によつて多少恢復せられること、並にその休憩によりても朝休眠後の着手當初の能力には到底復らないものであること、及び初頭と終末とに意志的努力による振作の存することを

認めた。

桐原 葆見 1週間の作業曲線に就いて (勞働科學研究 6の3)

作業の週間曲線について、5種の工場作業に於けるそれを、個別的に調査しこれを集計したる統計的觀察と、定時検査並に作業實驗に於ける週曲線とにつきてその意義を心理學的に考察したものであつて、その結果、休日より休日までの週曲線は週期的に反覆せられること、並にそれが作業者の作業能度によりて甚だしく支配せられることを明にし、これに持続的態度と全力的態度とを區別し熟練者の態度はその前者であることを説き、更に慣化の現象は態度調整の安易化であることなし、これを疲勞並に疲勞感との別を考察してゐる。

中央職業紹介事務局 製絲女工の能力的調査 (昭和4年3月)

谷口政秀氏の製紙女工の實際作業能率と氏の性能検査結果との相關々係を調査したものであるが、その作業能力、繰目、繰度、光澤類、篩抱合、それらの平均並に觀察的順位と、著者の智能検査、所謂空間辨別検査反應検査、構成力検査注意力検査、光度辨別検査、視觸覺検査、技術的學習力検査、作業速度検査撰擇力検査、運動速度検査、握力検査、聴力検査、觸覺検査のそれぞれとの間の相關係数を見るに、いづれも、これらの検査法が職工撰擇の用に供せらるべき程の相關係数は出てゐない。即ちそれら個々の検査と上記の實際作業能率のいづれとの關係にも、極めて稀薄なる、又は逆なる關係しか認められない。

上野 義雄 郵便物取扱量とその作業力に関する調査 (勞働科學研究 6の2)

普通郵便作業を押印、區分等の12の業種に分ち各便、各業種につき、物數、人員、所要時間を記入する方法を以つて、某郵便局一晝夜間の作業狀態即ち、各作業者の實際作業時間及びその時刻的分布、郵便物集散の實際、及び如何なる業種

のものが主要作業であるか等を調査した。而して依之作業者は全く作業そのものに左右されてゐることを得ない。

高峰 博 精神能力の研究 (昭和4年3月)

電車運轉手の事故頻發者及び外傷性神經症者、神經衰弱者、初期精神異常者等に就いて、心理學的方法によりてその精神能力を検査しこれを常人として比較したものであつて、その結果によれば

(1) 電車運轉手中事故頻發者は、常人に比して筋力及筋運動の共應能力に缺陷あるにあらずして咄嗟に識別判斷すべき心理的機敏性に於て常人より二割方劣つてゐる、又、瞬間注意力は極めて不良である。又筋運動の機敏さは三割方低下してゐる。又、一般智能も遙に劣り且つその性格が不真面目で杜撰である。

(2) 外傷性神經症者は局部的分部的に能力低下し又、統覺力の分裂が見られる。

(3) 神經衰弱症者にありては、その能力の低劣なる方面が主として意力の方面にあり、注意力に於ては特に持續緊張能に不能である。

次で著者はその独自の考案になれる日本人の能力検査方法を述べてゐる。

山口 資郎 鐵道の事故と運轉士の適性 (マネジメント 6の8)

獨逸交通省調査にかかる鐵道事故を紹介し、更に運轉手の職務と其適性考査につき、ドレスデン鐵道管理局の應用心理適性考査所に於けるウルブリヒト及びシュライバー兩氏が1917年以來施行し來つた方法を述べてゐる。

向井 鹿松 新經營者學 (日本評論社 昭和4年10月)

全篇21章にわたりて、新時代に於ける事業とその經營法を述べたものであつて經營技術、社會經濟の發展として、當然に來るべき事業とその經營法を諄々説ける所、正に本邦現在の行きつまれる資本主義的經營者の行くべき道を示してゐる所、憂國の改良論者の所説として、殊に資本主義の行路を辿る人々の熟讀玩味すべき文字である。

村本 福松 商工經營經濟論 (雅文堂 昭和4年11月)

商工經營の主義と態度とより説き記し、その出發點としての科學的管理法を論じ、それと労働者との關係に及び、次で經營と經濟との關係を述べて財政、配給等に及び最後に經營の統制とその限界について説いてゐる。説く所極めて具體的實際的にして、所々に肯き難き論斷があるけれども、よく全體の要領を得しめてゐる。

經營經濟研究編輯所 經營經濟研究 第三冊 (同文館 昭和4年9月)

上田貞次郎氏 工業經營の規模及構造

小島精一氏 自動車工業と金融資本

馬場敬治氏 産業經營學に於ける資本概念に就いて

平井泰太郎氏 商學と經營學

の諸論文が收められてゐる。

向井 鹿松 經營經濟論 (丸善株式會社三田出張所 昭和4年2月増補)

所謂私經濟學たる經營經濟學に關する良書にほしき今日、この方面における良書の一たるを失はない。氏は經營經濟學を以て一つの労働組織又は物的(資産)組織の經濟的能率を研究するものであるとなし、次で經營經濟と市場經濟の差異に及び經營經濟とは、分業が統一的權力によつて人為的に人の間に割りあてられ之が集化される場合を稱し市場經濟とは分業が何等統一的意志によつて、集化せられるに非ず自由競争の下に個々の經濟主體によつて、創設せられ、而も之が集化せられて結局の目的を達するところが、交換の方法による場合を稱すとし、企業と經營の區別に關しては企業とは市場經濟社會における人々が其慾望を充足するに賣買の方法による事實を利用して、以て自己の財産價值を増殖するを直接目的とする經濟の形式を言ひ、經營とは統一的意志の下に行はれる。各個々の經濟活動の組織體となす。更に企業の所有者と其の經營者の分離の傾向、株式會

社制度の發起及び創立に關する問題經營の種類及び企業の形態等につき論じ最後に労働者の企業参加の制度をその史的発展を中心として論じておる。尙本書は未完のものであり、他日公刊せらるゝものゝ腹案であるといふ。

神馬新七郎 工場經營と會計 (材料編共立社書店 昭和4年3月)

この著は職工編及び原價計算編の姉妹編で、事業を完全に遂行せんと欲すれば其の仕事につき完全な理解のあることを要件とする。現代の企業に於ては企業は各部に分たれ、従業員も其の部門の仕事のみ遂行すれば責任は全うされ得るが然も尙各部は全企業に統一され、全企業の目的及各部門の關係を知ることは自己の所屬部の仕事も完全には爲されない。この目的の爲めに公にされたのが本書である。内容は第1章から第6章まで、材料の購買、管理、代金支拂手續、託帳整理、倉庫課獨立會計、材料管理と國民經濟である。

神馬新七郎 工場經營と會計 (工場編) (共立社書店 昭和4年9月)

本書は卷頭著者の序に言へるが如く、「机上の理論」にあらずして「工場經營に關し」又「工場問題に就ても」「假想的のものを排し極力現實のものを對象とし」即「職工の現實について考察し」「工場經營者並に工場主腦」の必要な職工管理上の實際的知識に指針を與へ、統御を行ふの一助として工場問題を取扱つたものである。本書收むところの内容は「工場管理、職工貯蓄金、職工の出席調査並に賃銀計算資料の作成、職工賃銀計算並に其支拂法、賃銀支拂制度の種類、工賃と工場經濟工場災害事故並に職工又は其の遺族扶助料の算出法、職場管理統計圖表健康保險組合の設立並に其の管理」である。

3 産業衛生、職業的疾患及災害

鑛山の坑内に於ける婦人労働者数の減少 (労働時報 6の1)

昭和3年9月1日の鑛夫勞役扶助規則の改正に依り、5年後の昭和8年9月1日より女子の坑内労働は原則として禁止せられるのであるが、昭和3年10月末現在には下記の通りである。

鑛山監督局	鑛夫50人以上を使用する鑛山數	昭和3年10月末現在
札幌	15	240

仙臺	27	1,857
東京	7	578
大阪	7	117
福岡	142	33,917
計	198	36,759

平田 隆夫 深夜業禁止問題(調査彙報第2輯) (大阪商科大学經濟研究所 昭和4年6月)

歐米各國の深夜業廢止の歴史、我國における該問題の史的展開深夜業廢止の影響及び對策を論ぜるものである。社會政策的見地に立つ著者は、深夜業廢止の事實に對して感謝と喜びの辭を寄せその結果に對して若干の疑懼をもつて雖も大體に於て、樂觀してゐる。しかし深夜業廢止後は果して、著者の企圖するごまき結果をうめるや。

今深夜業廢止後に於ける。最も多くの保護工を有する紡績産業の状態を見るに各社とも一方には、自動織機の採用、力織機の改造等物的要素の能率増進により、他方には労働強度の増大、休憩時間減少等人的要素の能率増進により時間減による生産減を補ひ而して大規模の人員の淘汰を遂行してゐる。かく人員は減少し労働の負擔は増加せるにも拘らず彼等實收賃銀は1928年度平均に比して2.76%の減少を示しておる。これを以て觀るならば、この深夜業廢止は、全く資本家の功利的合理化によき口實を與へたに過ぎまり、その負擔はまつたく労働者に於て爲されたのを見るこゝが出来るではないか。

長久 義正 深夜業廢止後の紡績工場を觀る (産業安全協會 昭和4年5月)

深夜業廢止といふ事實は紡績工場に如何なる影響を與へたるか? 本書はこの質問に答へたるものである。8時間半2交代制ははたして紡績婦人に從來より以上の状態をもたらしたか? 休憩時間は更に賃金は? こうした多くの問題を有する紡績工場の深夜業廢止問題に對して比較的忠實な公正な評論として識者を示唆するところ少くあるまい。

南滿洲鐵道株式會社地方部衛生課 鐵道現業員傷病調査成績

昭和元年度に於ける調査成績であつて業態別、年齢別、勤続年數別、地方別、季節別等に傷病率の變動する關係を示してゐる。

坑内女子鑛夫移動調 (自昭和4年1月
至同 6月) (鑛夫50人以上使用鑛山に於ける) (労働時報6の8)

昭和4年	鑛山數	前月末現在數	雇入	解雇	月末現在
1	202	36,477	1,881	1,947	36,411
2	205	36,467	1,500	2,041	35,926
3	204	35,915	2,086	2,330	35,671
4	203	35,632	2,034	2,594	35,072
5	201	35,063	2,109	2,932	34,240
6	200	34,199	1,615	2,634	33,180

鐵道大臣官房保健課 職員疾病統計

各鐵道病院、鐵道療養所及鐵道治療所等に於て、大正15年昭和元年中に診療を受けたる従事員の患者に就て調査せる統計報告であつて、病類別職名月別等に觀察したものである。

小西 與一 紡績婦人労働者に於ける靜脈瘤の發生狀況並に其原因及び豫防に關する考察 (労働科學研究 6の4)

紡績婦人労働者1211名に就て視診にて靜脈瘤の發生狀態を觀察せる成績にて、次の如き結果を示してゐる。(1)紡績女工手に於ける靜脈瘤の頻度は135名即ち11.1%にして、其中自覺的症狀あるものは27名、即ち20%である。但し自覺的症狀と客觀的症狀の程度との間には並行的關係を見ない。(2)女工手の年齢、就業年數の増加は靜脈瘤の發現率を高める。(3)妊娠經過者は然らざる者に比して一般に靜脈瘤の症狀高度である。(4)工場作業との關係に於ては、従業後に發生せるもの59名(43%)不明のもの61名、従業前既に發生せるもの15名(11%)で

ある。(5)遺傳的關係に於ては、40名中7名に認め、33名は否定してゐる。(6)原因的考察としては、從來諸學者の説即ち水力學的説明、病理組織學的説明、靜脈瓣膜不全による説明の他に、紡績婦人労働者に特異ならんことを、疲勞による結果、殊に血管神經緊張性減退によりて説明されること、著者は以上の理由に基づき靜脈瘤を以て紡績婦人労働者の職業的疾患と考ふるを至當と主張してゐる。尚ほ豫防方法として著者は従業者採用時に於ける身體検査に際して靜脈瘤發生體質者を除外すること、作業部署並に休憩時間の上に注意すること、妊婦に對しては特に法親の改正によつて靜脈瘤發生を防遏し得るが如き制度を設くることの必要等に就て論じてゐる。

鐵道大臣官房保健課 外傷性神經症調査委員會第4回報告 (昭和4年3月)

外傷性神經症の原因豫防療法實際上の發生統計等に就て、馬渡一得、高折茂、鈴木和夫、梅澤純一、金谷兼次郎、膳所正俊、清水義治、井村英次郎等の諸醫家が分擔し報告せるものであつて、特に鐵道省關係に於て發生せる該疾患の實際を材料として廣い範圍に互つて論述してゐる。

大谷 信雄 潜函病知見補遺 其1、高氣壓の聽力に及ぼす影響に就て (北越醫學會雜誌 44の1)

潜函内に居りて氣壓を増高する時、25磅までは氣壓の大なるほど聽力を増すが25磅以上の氣壓では壓の上昇するほど聽力を減退せしめる事實を發見した報告である。著者は之に就て、25磅以下の氣壓では、其度を増加するに従ひ人體の生理的條件を變ずることなくして益々音響傳導の物理條件を佳良ならしめるが、25磅以上の氣壓では聽器が生理的條件を保持し得なくなつて聽機能に障害を來すに因るものならんことを説明して居る。

大谷 信雄 潜函病知見補遺 其2、高氣壓の前庭器充奮性に及ぼす影響に就ての實驗的研究 (北越醫學會雜誌 44の1)

有窓鐵製タンクに必要な装置を施したるものを實驗装置として、家兎を被験動物としてなせる實驗成績の報告である。種々の目的の實驗中「迴轉性後眼球震盪の持續時間が高氣壓によつて如何なる影響を受けるか」を観察せる結果では、氣壓の増加に伴ひ迴轉後ニスタグムス持續時間は順次延長し成熟家兎にありては60磅附近より急激に其延長を見、それより氣壓を増加するに従ひ益々其度を加へる。而して幼若家兎では其急激に延長を來すは前者に比し少しく早く、既に40磅附近にて其最高を示し、以後壓を増加するに従ひ少しく其度を減少するもの様である。次に「一定の高氣壓内に長時間動物を收容する時眼球震盪持續時間が如何に變化するか」に就ての觀察では、成熟家兎ではニスタグムスの持續時間は殆ど變化なきか、或は暫くの後漸次短縮する、80磅内實驗では殆ど全數に、40磅内實驗では其半數にかかる現象を見る。然るに幼若家兎では40磅ではニスタグムス持續時間は漸次短縮し來るこゝ顯著にて、80磅内にては反之、時間経過と共に持續時間延長し來り後僅かに短縮する。即ち前庭器亢奮性は高氣壓に容れられたる直後より遂時的に增強するのであるがこれは1時間半を限度とする。最後に「動物を反覆して高氣壓内に容るる時の震盪持續時間の變化」に就ての觀察では該持續時間の遂日的に短縮し來るこゝは普通氣壓内口に於ける場合と同様である。然し其遂日の状態は對照動物に比して遙かに遅々たるものである。云々述べてゐる。

大谷 信雄 潜函病知見補遺 其8、潜函病の聽器病理に關する實驗的研究 (北越醫學會雜誌 (44)の3)

潜函病自然治癒後並に重篤なる潜函病を惹起せしめて斃死せる後に於ける家兎の外聽道、鼓膜、中耳、蝸牛、内聽道、内耳諸器等に就て解剖病理學的に觀察せる結果の報告であつて、その組織學的所見より結論して、潜函病に屢々みる所のメニエル氏症候群及迷路性難聽の自然に治癒の轉歸をみる者は迷路及其中樞の血

管に發生する氣泡による血行障礙に因する神經組織の營養障礙並に内耳外淋巴に惹起せられる僅少の出血等に原因すべく、其永續的難聽及は聾は恐らく中樞經路に發生する氣泡、即ち神經細胞原形質内に發生せる氣泡に因する細胞破壊によるものであらうと推論してゐる。

渡邊 辰 ケイソン蛋白尿と其の實驗的研究 (日本內科學會雜誌 17の7)

隅田川架橋工作に従事せる潜函夫につきて大正13年11月乃至15年11月の2ケ年に互りてそれ等作業の尿を検査し一方動物實驗を行つた結果として次の如き結論を得てゐる。即ち

- 1、人間に於て高壓により蛋白尿の現れるこゝがあるが其の出没が壓力の大きさ及び増減方法と特別の關係を呈するこゝ。
- 2、家兎に於ける高壓内實驗の症狀觀察の成績が人間に於ける状態と全く一致するこゝ。
- 3、實驗家兎解剖にて其の腎臓に於ける氣泡存否の状態が蛋白尿出現或は消失の現象に全く一致するこゝ。これ等の事實により人間に於けるケイソン蛋白尿が主として腎組織内に於ける氣泡の存在に原因し、其の出没が組織内氣泡の出没と一致し、所謂ケイソン蛋白尿は潜函病に特有なる腎症狀として臨牀的病理學的に特筆すべきものたるこゝを確め得た。

野村 守 潜水病の豫防治療に關する實驗報告 (海軍々醫會雜誌 18の3)

犬、猫、家兎海猿等を實驗動物として高壓タンクを使用して實驗的に「ケイソン」病發生の状況を觀察したものである。見出されたる結論的事實としては(1)ケイソン病發生の限界度は動物の種類及び個性により著しく相違するのであるが、家兎及び海猿は共に95呎30分間加壓以内では異常を呈しないが、100呎30分間加壓では家兎は13頭中8頭、120呎20分間加壓にて海猿は10頭中8頭はケ-

スン病を發起する。前者は110听30分間加壓、後者は135听30分間加壓後急速に減壓することにより重篤症候を惹起し多くは斃死する。(2)ケースン病發生動物の主症候は、呼吸困難、血行障害、後肢の運動麻痺等である。該病發生直後に於ける主要なる體內變化は體液内瓦斯泡存在、諸臟器内小出血等である。(3)ケースンの病治療に對して平等減壓法は階段減壓法に比して良好であつて、再壓療法にはケースン病發生時に於けると同氣壓若くはそれより以上の高氣壓に40分間以上置き、次で1听につき2分の割にて減壓するが適當である。

櫻田 儀七 我國の所謂Cutaneous Occupational Stigmataに關する研究 (社會醫學雜誌 509 510 511 512)

總論に於て職業病の意義原因等に就て述べ、各論に於て硝子職工、醸造工場樽工、製絲女工、燐製造業者、靴工等の職業的疾患尙ほ工業性炭疽病、農業者の炭疽病、職業性口腔疾患、職業性眼疾患等に就て、主として吾國の材料に就て統計的に觀察してゐる。最後の總括の項に於て職業病の發生は職工が就職當時尙ほその職業に未熟練なる時代に最も多いのが常であるが、これは作業の不熟練、不注意、力の不經濟等に因するものであること其他に就て述べてゐる。

白川 玖治 炭肺と肺結核 (東京醫事新誌 2629)

第7回日本結核病學會總會特別講演の要旨であつて、炭礦夫の肺結核罹病率と他の職業者のそれとの比較、炭塵吸入の肺結核の罹病並に該疾患の經過豫後に及ぼす影響等に就て内外の文献を紹介し、併せて著者の統計調査の結果を報告したものである。而して炭礦に於ける結核死亡率及罹病率は非炭礦夫のそれに比して決して少き力ではなく、又結核に對して炭塵の良影響あるが如き事實も認められず尙ほ炭礦夫の體格、環境就中勞働條件の良否如何が主として結核の罹病率及死亡率を支配するものの如く思はるゝ述べてゐる。

鯉沼 荏吾 職業病と其の豫防 (昭和4年7月)

工場危害豫防及衛生規則講演集別刷である。該規則公布に際して、その實施上の參考資料として出版されたものであるらしい。附録として、工業中毒一覽表呼吸保護具解説及び保護眼鏡の各種類につき詳細なる説明が附加されてゐるのは、實際家を益する點が多い。

井口 哲宗 大阪鐵道局鷹取工場従事員の職業的聽力障礙に關する研究 (第2回報告) (日本鐵道醫協會雜誌 15の2)

886名の工場従業員の聽力検査を行つた結果であつて、作業部署在職年數等の異なると共に障害の程度を異にするに並に障害される音の震動數の大小が部署によつて各異なるものの如き事實に就て述べてゐる。此検査に使用した聽力計は眞球管内に起したる電氣的振動を感應コイルを通じて受話器に傳へ、コイルの位置を變ずることによつて電流の強弱從つて音の強弱を致さしむるが如く製作されたものである。

加藤 直吉 坑夫眼球震盪症の原因に關する實驗的研究 (大日本耳鼻咽喉科會會報35の8,9)

家兎を被験動物とし、皮下注射又は腹腔内注射等によつて酸化炭素の中毒を惹起せしめて眼球震盪症發來の有無經過等に就て觀察し次の如き結論に到達した。(1)急性酸化炭素中毒に因しても特發性眼球震盪症を惹起せしめ得る。而して實際の震盪は水平性のものが多い。(2)酸化炭素の皮下注射後早きは15日おそきは52日の潜伏期を以て振り様眼球震盪を發起する。其方向は水平性5、斜方向性2、垂直性1であつた。其速度は10秒間21—42回で持續時間は120—600秒で反撥性的の場合より著しく長い。(3)皮下注射、腹腔内注射、吸入等何れを以てするも微量の酸化炭素を以て持續的に中毒せしめると、中毒日數を重ねるに従ひ赤血球

數、血色素量等は次第に増加する。(4)尙ほ病理解剖的所見として大脳半球幹核附近に於けるグリア細胞の増殖あること其他を記してゐる。而してそれ等種々の事實を論據として、酸化炭素中毒が坑夫眼球震盪症の原因たることを推論してゐる。

三田 弘 硫化水素による職業的眼傷害に就て (日本眼科學會雜誌 33の5)

本邦某硫黃鑛山に於て硫化水素の發生する爲に該鑛山從業坑夫の大部分の者が眼疾患に罹り居ることを報告し、更に家兎を被験動物として硫化水素が直接に角膜を傷害するものたることを證明したことを述べてゐる。上記鑛山坑内にて眼疾患を發起せしめる地點に於ける硫化水素含有量は 0.16% 以上であつたこと云ふ。

大槻 嘉男 扁平足に就て (日本學校衛生 17の8)

扁平足の調査方法として雑巾に黒汁を含ませて之に足を載せ、次で一度新聞紙上に印せしめたる後に白紙上に足形を印せしめる方法に従つた。得たる足跡の印面標本の處置法としては軟部を含む第1趾骨の頸部内側と第5趾骨の頸部外側とを結ぶ直線を4等分し、各其4分點より跟部最後端點に直線を引きて、それを基準線として扁平足の強度を定めたのである。著者以上の方法によつて、199名の女學生に就てその52名即ち約26%の者に扁平足者を認めたと云ふことである。尙ほ身長小、胸圍と體重との大なる體格者に扁平足者多しとの結論を示してゐる。

藤田 潔 電撃死の本態に関する實驗的研究 (社會醫學雜誌 507)

家兎を被験動物として、60周期、單相 100ボルト交流を持続通電して起る電撃に就て觀察した結果次の如き事實を報告してゐる。(1)電撃死は常に電流が胸廓を通過し、呼吸筋を緊張性に痙攣せしめ窒息を餘儀なくせしめることを主因とする。(2)心動の停止は心臟に直接通電する場合を除き常に呼吸絶止に次で來る。(3)電撃時には血中アドレナリン及血糖の増加を來す。而して其増加の度高きほど死亡率少ない。一方葡萄糖液を靜脈内に注射して過血糖を生ぜしめると電撃に反對する抵抗力を著しく増加すると。

社會局勞働部 製紙工業の災害とその豫防 (勞働保護資料 32輯)

化學工場中製紙工場は窯業に次いで災害件數が多いとされてゐる。本書は社會局技師官井口幸一氏が本邦製紙工場に於ける災害實例を基礎として記述したもので災害發生の原因並にその豫防に關して多數の寫眞圖表を挿入して、かなり具體的に説明してゐる。而して主として設備装置に關するものである。次に昭和2年度中重大災害の原因調査表を抄記する。

工場法適用の製紙工場に於ける重大災害原因調査表

事由	死亡		重傷		輕傷	
	男	女	男	女	男	女
原動機 = 因ルモノ	—	—	—	—	1	—
運轉中ノ機械及ビ動力電動裝置ニ因ルモノ 調帶調索調帶車類 = 因ルモノ	2	1	11	—	37	1
車軸 = 因ルモノ	2	1	16	—	16	1
齒輪類 = 因ルモノ	—	—	4	—	10	1
轉子又ハ之ニ依リ加工中ノ物體 = 因ルモノ	2	—	82	—	62	1
鋸機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體 = 因ルモノ	—	—	11	—	7	1
壓機若ハ壓穿機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體 = 因ルモノ	—	—	—	—	6	—
研磨機 = 因ルモノ	—	—	3	—	3	—
揚重機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體 = 因ルモノ	—	—	4	—	5	—
運搬機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體 = 因ルモノ	—	—	5	—	5	—
其ノ他	1	—	73	4	78	2
動力ヲ用ヒザル運搬機(重力ニ依ルモノヲ含ム)吊揚機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體 = 因ルモノ	—	—	23	1	60	5
機械ヲ用ヒザル運搬機又ハ取扱中ノ物體 = 因ルモノ	—	—	61	2	131	9
自己使用中ノ工具又ハ之ニ依リ加工中ノ物體 = 因ルモノ	—	—	16	—	92	8
高所ヨリ墜落 = 因ルモノ	1	—	39	—	57	2
物體ノ落下轉倒又ハ飛來 = 因ルモノ	1	—	34	1	96	2

物體=擊突シタル=因ルモノ	—	—	7	—	53	2
電氣=因ルモノ	3	—	4	—	2	—
毒劇藥又ハ毒劇物=因ルモノ	—	—	—	—	6	—
爆發性、發火性又ハ引火性料 品=因ルモノ	—	—	2	—	6	—
熱湯其他高熱體=因ルモノ	2	—	15	—	41	—
汽罐其他壓力ヲ有スル容器ノ 破裂=因ルモノ	—	—	—	—	1	—
其ノ他	—	—	59	7	189	13
合 計	14	2	469	15	964	48

日本鑛山協會 落磐落石に因る災害調査報告

石炭鑛 44 其の委員 44 名、金屬山 22、その委員 21 名によつて調査されたる結果を綜合せる報告である。其結論として落磐落石の防止に關する各調査委員の意見を綜合すると、(1) 係員及鑛夫を十分に訓練する爲に文書講演災害防止宣傳の活動寫眞、標語、ポスター等によつて必要なる知識の啓發の方法を講ずること。(2) 採掘方法としては各自特有の條件を考慮して決定さるべきも、落磐災害防止上より見たる採掘方法改善の要點は切羽の集約、切羽の前進を急速ならしむること、採掘跡の規則的充填をなすこと。(3) 支柱方法としては坑内特有の條件に應じて最も適當なる方法を研究し實施する必要がある。尙ほ支柱用材の供給配付を圓滑ならしめることも緊要事である。(4) 其他坑内の照明装置の改善、服裝として帽子、衣類、脚絆、足袋等の着用も有意義である、云々。

社團法人日本鑛山協會 金屬鑛山に於ける採掘法ニ落磐との關係調査報告

岩見、飯盛、生野、明延、等 11 の鑛山に於て實行しつつある採掘法と落磐との關係に就て各鑛山別に記述したものである。

日本鑛山協會 本邦鑛山に於ける救急施設並衛生取締制度に關する調査報告

調査方法として吾國各地に臨時調査委員 30 名を囑託して調査項目に對する狀況報告並に施設改善意見の提出を求めそれ等を取りまとめたものがこの報告である。各地方別に多少宛異なる内容をもつ報告を掲げてゐるが、總括的に救急施設に關する重要な意見として記述されてゐるところは次の通りである。

- 1、救急施設の最も重要な事項は傷病者を速に現場より醫師の許に輸送し、完全なる治療を受けしむるにあり。
- 2、現場に於ける救急處置は其方法を誤るとき却て治療上支障を來すことあるを以て絶對必要の範圍に止め複雑ならざるを可とす。

- 3、救急法講習書の編纂を必要とす。尙救急處置に關する心得書を刊行し一般從業者に頒布し之を周知せしむべし。
- 4、救急法の講習訓練は現場係員並に可成多數の從業者に施すを要す、殊に訓練は現場に於ける實習を併施すべし。
- 5、重傷患者の輸送方法は一般に擔架運搬を以つて現狀に適するものと認む、擔架は坑口又は坑内事務所並に坑外主要作業場に備ふ。
- 6、坑内運搬殊に梯子を用ふる堅坑の昇降に便利なる坑内用擔架(吊架)を考案すること必要なり。
- 7、救急箱は坑内外の作業場見張所に配置す、救急箱の構造は堅牢且つ携帶に便なるものとし、其の外側には他と容易に識別し得る一定の標章を附するを可とす。
- 8、救急箱内容品目は耐久性に富み變質の惧なくして使用簡便なるを必要とす、其の種類及び數量は鑛山の實情に適切なるものを選び複雑ならざるを可とす。
- 9、救急箱の備品は整頓補充を怠らざること必要なり、之が爲には責任者を選定し保管せしむるを便とす。
- 10、常備救急箱の外に携帶用救急繻帶包(囊)を作製し現場係員に常時携行せしむるは最も有効なるべし。
- 11、救急治療室は概して其の必要を認めざるも、附屬醫局設備なき鑛山及び附屬醫局より甚だしく遠隔の地にある作業場には事務所若は作業見張所の一部を救急處置室とし寢臺其他簡易なる應急治療施設をなすを便とす。

河田 嗣郎 労働者の災害扶助 (經濟時報 1の2)

此れ迄工場法、鑛山法中には労働者の災害扶助に關する規定は存して居たが、此法の適用を受けざる多數の労働者がある。即土石採取、土木建築、交通運輸、貨物積卸等の危険労働に従事する人々の災害扶助規定が缺けて居た。此の缺を補ふ爲に最近労働災害扶助法案が立案された。(此れは議會に提出されたが不幸流産の運命に遭つた)。著者は此の法案を骨子として災害扶助施設の評論を試みて居る一體災害扶助の起つたのは近世機械工業大に進歩し此れにより災害を受くる者尠からず。從來の民法上の損害賠償の規定を以てしては到底此れに當ることは不可である。何となれば被災者が損害賠償を受けんせば十分に其の原因を示さねばならず、而も此かる事は甚だ困難で常に被災者の不利に歸して居るからである。此かることよりして災害は其の原因の如何を不問、問題を法律的に見るよ

りも寧ろ經濟上社會上の問題として災害に伴ひて生ずる労働者の經濟上の損失と困難を社會一般の福利と安全の上より見て社會生活の必要上より救済する様になつた。かくして労働者災害扶助施設は所謂職業上の危険の原則 (Principle of occupational risk) に依つて導かる事になつた。さて吾國の災害扶助法案を顧みるに凡て労働者が業務上負傷し疾病にかかり又は死亡した場合には事業主に於て扶助すべしと居るのは新しい傾向を示すものであるが10人以上と限定して居るは尙古い思想を固守せるものである。

4 社會統計及労働統計

矢野 恒太 日本國勢圖會 (昭和4年版) (日本評論社 昭和4年6月)

我國のあらゆる状態を要領よくまとめたものとして類書中随一。特にその産業状態の記述に至つて、流石實業界の覇者だけに簡ならず疎ならず本書一巻を以て我國資本主義の現状を知るに足る。

瓜生 卓爾 鐵道統計研究(我國鐵道の經濟的觀察) (鐵道生活社 昭和4年10月)

著者は第1編旅客統計觀察第一章緒論に於て「文化と交通とは極めて密接の關係を有し兩者互に因り果りなり今日の如き偉大なる發達を來した」と述べ、鐵道統計の主要性、旅客と貨物の關係、旅客増加、旅客の種類、旅客の收入、旅客増加と鐵道設備につき、第2編貨物統計觀察に於ては貨物の増加、貨物の種類貨物の運賃貨物の増加に對する鐵道設備、第3編鐵道統計解説に就ては線路、列車、車輛、運轉、旅客、貨物等につき詳細なる報告をなして居る。要するに本著は著者の「學理の研究を主とするものでなく我國の經濟事情を觀察し、之を歐米諸國のそれと比較して世界經濟界に於ける我國の地位を明かにし、即我國は世界の一等國と稱せられて居るが各種の方面に於て眞に一等國たるに背かざるものは言はれぬ。特にその經濟力は歐米諸國に比し劣つて居ることは争はれぬ事實

である。我國を世界の一等國として恥かしめざるものたらしめるには各種の方面に互り多くの努力を要する。而して經濟力に於て一等國たらしめるには如何にすべきか」といふ目的の下に著はさんとする日本經濟論の一部をなすものである。附録及統計圖表15を合せてある。

大阪市社會部調査課 大阪市労働年報 (昭和4年5月)

労働者状態

本邦産業の中樞としての大阪市が各種業態に互つて、昭和2年末現在 27613工場といふ驚ろくべき多数の工場を有して居ることはむしろ當然である。したがつて正しい意味における本市工場労働者状態は前述の全工場に就きて調査してはじめて、知り得るのであるが、それは不可能に近い難事である。依つて本調査に於ては、昭和2年10月10日に實施せられたる第2回労働統計實施調査に當つて 100名以上の労働者を雇傭して居る各種業態 212工場を對象とするこゝとした。

1、業態別

	工場數	職 工 數			一工場當平均
		男工	女工	合計	
染織工業	52	12,283	30,182	42,465	817
機械工業	66	24,314	1,644	25,958	393
化學工業	45	7,430	2,415	9,845	219
飲食品工業	9	1,144	1,633	2,777	309
雜種工業	32	4,549	1,654	6,203	194
特殊工業	8	1,333	108	1,441	180
計	212	51,053	37,636	88,689	418

上表により大阪市に於ては染織工場が何れも多数の女工を使用して、大規模に經營せられて居ることを知る。

2、體性別

		昭和2年	昭和元年	大正14年
男	工	57.56	54.12	64.64
女	工	42.44	45.88	45.35
計		100.00	100.00	100.00

以上に於て注目すべきは累年遞増して來た女工が昭和2年に至つて、俄然逆轉したことである。これ多數の女工を雇傭する紡織工業の不況の結果ならん。

3、年齢別

更に各種業態に於ける16歳以上を成年工それ未満を少年工として區別すれば次の如し。

	成年工			少年工			計
	男工	女工	計	男工	女工	計	
染織工業	11,911	23,525	35,436	372	6,657	7,029	42,465
機械工業	21,116	1,554	25,670	198	90	288	25,958
化學工業	7,070	2,166	9,236	360	249	609	9,845
飲食品工業	1,140	1,460	2,600	4	173	177	2,777
雜種工業	4,352	1,403	5,755	197	251	448	6,203
特殊工業	1,328	104	1,432	5	4	9	1,441
計	49,917	30,212	80,129	1,136	7,424	8,560	88,689

而してこれを累年的に見るならば次の如し。

	昭和五年	昭和元年	大正十四年
成年工	90,35	88,47	91,91
少年工	9,65	11,53	8,09
計	100,00	100,00	100,00

而してこの表によれば、年々漸増しつつあつた、成年工に對する幼年工の割合が昭和2年度に至つて逆減少せるを知りうるのであるが、これ又紡織産業の不況の結果ならん。

雇傭條件

調査工場	数	染織	機械	化學	飲食品	雜種	特殊	合計又は平均	
		52	66	45	9	32	8		
賃金形態	基本賃銀	時間給	45	40	34	5	13	4	141
		加給附時間給	13	35	16	4	14	4	86
	出來高給	單純出來高給	41	34	7	3	10	—	95
		加給附出來高給	14	11	5	2	5	3	40
附屬給	諸手当	33	29	37	3	12	6	110	
	賞與	45	41	36	8	25	6	161	
	利潤分配	6	14	—	—	4	—	28	
労働賃銀	常備賃銀	成年工	1.54	2.04	1.75	1.74	1.90	2.06	1.82
		少年工	1.02	.98	.92	.86	1.10	.95	.99
	臨時賃銀	成年工	.80	.72	.84	1.03	.82	.88	.80
		少年工	.69	.61	.68	.75	.69	.72	.69

實收賃銀	成年工	男	工	1.91	3.09	2.27	1.95	2.31	2.75	2.45	
		女	工	1.30	1.29	1.10	.99	1.27	1.46	1.24	
労働時間	少年工	男	工	.98	1.16	1.05	1.11	.96	.91	1.04	
		女	工	.86	.98	.79	.84	.79	.78	.85	
労働時間	所定労働時間 (1日平均)			10.46	9.28	10.04	10.20	9.52	9.03	9.51	
	残業時間 (1日平均)			2.40	1.58	1.47	1.13	2.22	1.15	1.54	
	所定休憩時間 (1日平均)			1.00	0.45	1.03	.56	.54	.49	.55	
	徹夜業實施工場数		工場	28	25	24	4	6	5	92	
公休日	普通公休日 (1ヶ月平均)		日	3.3	3.3	2.6	2.8	3.0	2.5	3.0	
	特別公休日 (1ヶ年計)			6.4	9.9	8.7	7.3	6.8	8.6	8.4	
	公休日の賃銀	支給	無支給	工場	44	55	31	3	21	3	157
			無支給及支給混合		7	6	5	3	5	3	29
		支給		1	5	9	3	6	2	26	

内閣統計局 労働統計要覽 (昭和4年度) (昭和4年3月)

工場及工場労働者

昭和元年に於ける職工数5人以上の工場は51,906、職工は1,875,000人、其他の従業者は68,462人にして之を前年に比すれば工場に於て2,745、職工に於て66,814人の増加である。其他の従業者に於て、1875人の減少である。大正3年の工場数及び職工数を夫々100とする指数により既往の變動を見るに明治42年に於ける工場の102は大正3年に至つて却つて減少を示したが歐洲大戰時の好況に伴ひ著しく増加して10年には1586に達し11年には稍減少したが爾後再び増加の傾向をとり昭和元年には164となつた。而して職工数は明治42年には84に過ぎなかつたが大正8年には170に激増し9年には稍々減少したが翌年以來再び激増し、昭和元年には198を示すに至つた。之を要するに工場よりも職工に於て増加の割合遙に高く企業の集中的傾向を如實に物語つてゐるのである。

尙昭和元年に於ける職工を男女に分てば男893,800、女981,400で女工側稍々多きも工場法適用工場の場合の如く兩者の差異が甚しくない。

工場及工場労働者 (5人以上職工使用のもの)

工場	總數	職工		其他の従業者			
		男	女	總數	男	女	
(註1)							
明治42	32,228	800,637	307,139	493,498	41,523	31,939	9,584
大正3	31,717	948,265	383,957	564,308	69,354	47,597	21,757
同8	43,949	1,611,990	741,193	870,797	92,727	70,313	22,417
同9	45,806	1,554,727	730,419	824,308	94,004	72,266	21,738

同10	49,380	1,635,811	757,345	878,466	71,174	54,901	16,273
(註2)							
同11	46,427	1,691,019	834,314	856,705	71,886	56,389	15,497
同12	47,786	1,765,133	838,197	926,936	66,043	52,399	14,244
同13	48,394	1,719,618	859,783	929,835	67,385	52,446	14,939
同14	49,161	1,808,381	852,554	955,827	70,337	55,011	15,326
昭和1	51,906	1,875,195	893,834	981,361	68,462	53,522	14,940

(註1) 其他の従業者とは給仕小使門衛掃除夫賄方作業場外に於て運搬に従事する者等職工以外の従業者を言ふ。

(註2) 大正10年迄は官營工場を含まず。

産業別工場及職工

昭和元年に於ける工場總數 51,906、中染織工場の 18,041 (3割5分) 最も多く飲食物工場 10,330、雑工場の 10,256、機械器具工場の 7,064、化学工場の 5,174、特別工場の 441 順次に次ぐ。

昭和元年に於ける職工總數 1,875,000 人中染織工場の 998,400人 (5割3分) 最も多く機械器具工場の 305,300人、雑工場の 188,900人、化学工場の 176,500人、飲食物工場の 167,100人、特別工場の 39,105人順次に次ぐ。

規模別工場及職工

昭和元年における工場規模の状態を見るに 30人未満の小規模工場は工場總工數の 8割3分に上るも、所屬の職工はその 2割4分に過ぎない。30人以上 100人未満の中規模工場は 1割2分、所屬職工は 1割7分を示し 100人以上の大規模工場は僅かに 5分にして、所屬職工は 5割9分の多きに達してゐる。

規模及産業別工場並職工

昭和元年に於ける工場の規模を産業別に見るに、孰れの産業に於ても 30人未満の小工場多きは通有の現象と稱し得べく、其の工場總數に對する割合は飲食物工場の 9割8分を最高とし、染織工場の 7割5分を最低とする。30人以上 100人未満の中工場に所屬するものうち最高は染織工場の 1割7分最低は雑及特別工場の一割にして 100人以上の大工場は最高染織工場の 9分最低飲食物工場の 7分に過ぎない。

然るに職工にありて右と趣を異にし 30人未満の小工場に所屬する職工が多數を占めてゐるのは飲食物工場及雑工場のみにして特別工場、染織工場、機械器具工場及化学工場に於ては孰れも 100人以上の大工場に所屬する職工が大部分で 5割2分乃至 8割5分を示してをる。

年齢別職工

總數	年齢別職工 (昭和元年末)								
	總數			16歳未満			16歳以上		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	1,875,195	893,834	981,361	274,754	40,608	234,146	1,600,441	853,226	747,215

染織工場	998,447	187,103	811,344	221,830	13,251	208,579	776,617	173,852	602,765
機械器具工場	305,327	286,330	18,997	10,680	8,731	1,949	294,647	277,599	17,046
化学工場	176,312	123,444	52,868	13,868	5,462	8,406	162,444	117,982	44,462
飲食物製造工場	167,144	124,350	42,794	8,071	2,472	5,599	159,073	121,878	37,195
雑工場	183,860	134,838	54,022	20,127	10,522	9,605	168,733	124,316	44,417
特別工場	39,105	37,769	1,336	178	170	8	38,927	37,599	1,257

同 百 分 比

	總 數			16歳未満			16歳以上		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總 數	100.0	100.0	100.0	14.7	4.5	23.9	85.3	95.5	76.1
染 織 工 場	100.0	100.0	100.0	22.2	7.1	25.7	77.8	92.9	74.3
機 械 器 具 工 場	100.0	100.0	100.0	3.5	3.0	10.3	96.5	97.0	89.7
化 学 工 場	100.0	100.0	100.0	7.9	4.4	15.9	92.1	95.6	84.1
飲食物製造工場	100.0	100.0	100.0	4.8	2.0	13.1	95.2	98.0	86.9
雑 工 場	100.0	100.0	100.0	10.7	7.8	17.8	89.3	92.2	82.2
特 別 工 場	100.0	100.0	100.0	0.5	0.5	0.6	99.5	99.5	99.4

府縣別工場及職工

昭和元年に於て全國各府縣中工場數最も多きは、大阪 6,926 (總數の 1割3分)にして、東京 6,063 (1割2分)、愛知 5,261 (1割)、兵庫 2,791、京都 2,238 である。其他 1000工場以上の地方は静岡、廣島、長野、埼玉、新潟、福岡、愛媛、福井、群馬、石川及岡山である。之に反して最も多きは、沖縄の 52にして宮崎の 171之に亞ぎ、其他 300工場に達せざるは鳥取、徳島、大分の諸縣である。職工になりては大阪の 241,500人最も多く、東京の 171,600人、愛知の 155,400人、兵庫の 147,500人、長野の 109,000人順次に亞ぎ、最も少きは沖縄の 1,025人にして青森の 4,266人之に亞ぐ。

工場法適用の工場及職工

1、工 場

昭和元年に於ける工場法適用の工場は 9,649にして、其中常時 10人以上の職工を使用する工場は 27,924、常時 10人未満の職工を使用する工場にして事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞れあるものは 21,725 である。職工は 1,704,000にして、内前者に屬するものは 1,623,000を占め、後者は 80,096に過ぎない。

少年労働者及女子の夜間作業(工場法附則第3項に基くもの)

産業別少年労働者及女子の夜間作業 (昭和元年10月1日)

職工	職 工 百 分 比							
	總 數		15歳未満の男子		女子			
	總數	15歳未満の男子	女子	工場總數	15歳未満の男子	女子		
總 數	379	196,187	931	195,256	100.0	100.0	100.0	100.0

染織工場	342	193,574	828	192,746	90.3	98.7	89.0	93.7
機械及器具工場	—	—	—	—	—	—	—	—
化學工場	28	2,210	99	2,101	7.4	1.1	10.6	1.1
飲食物工場	2	15	3	12	0.5	0.0	0.3	0.0
雜工場	5	386	1	385	1.3	0.2	0.1	0.2
特別工場	2	2	—	2	0.5	0.0	—	0.0

地方別少年労働者及女子の夜間作業 (昭和元年10月1日)

總數	379	196,187	931	195,256	100.0	100.0	100.0	100.0
北海道	7	374	3	371	1.8	0.2	0.3	0.2
東北區	6	2,231	109	2,122	1.6	1.1	11.7	1.1
關東區	46	27,774	154	27,620	12.1	14.2	16.5	14.1
北陸區	17	6,024	60	5,964	4.5	3.1	6.4	3.0
東山區	14	13,330	52	13,278	3.7	6.8	5.6	6.8
東海區	135	54,147	263	53,884	35.6	27.6	28.3	27.6
近畿區	137	63,942	136	63,806	28.2	32.6	14.6	32.7
中國區	26	14,139	118	14,021	6.9	7.2	12.7	7.2
四國區	6	4,811	—	4,811	1.6	2.4	—	2.5
九州區	15	9,415	36	9,379	4.0	4.8	3.9	4.8
沖繩縣	—	—	—	—	—	—	—	—

鑛山労働者

	年	實數			指數		
		總數	男	女	總數	男	女
6月末							
明治	32	119,667	—	—	40.6	—	—
大正	8	465,158	353,309	118,849	158.2	155.6	166.2
同	9	439,159	330,859	108,300	149.2	145.7	100.9
同	10	328,808	248,803	80,005	111.7	109.5	118.9
同	11	300,860	224,694	76,166	102.2	98.9	113.1
同	12	332,387	248,866	83,521	112.9	109.6	124.1
同	13	305,252	230,082	75,170	101.3	101.3	111.7
同	14	310,426	238,105	72,321	104.2	104.2	107.5
昭和	1	293,562	225,620	67,942	99.3	99.3	101.0

鑛山種類體性年齢及坑内坑外別鑛夫 (昭和元年6月末現在)

總數	坑内					坑外				
	總數	金屬山	石炭山	其他の非金屬山	總數	金屬山	石炭山	石油山	其他の非金屬山	
總數	293,562	195,107	20,986	171,829	2,292	98,455	25,937	63,215	6,406	2,897
男	225,620	152,001	20,208	129,615	2,178	73,619	20,758	44,400	5,837	2,574
女	67,942	43,106	778	42,214	114	24,836	5,179	18,815	519	323
14歲未滿	總數 273	171	53	118	—	102	31	71	—	—
男	171	131	51	89	—	40	15	25	—	—
女	102	40	2	38	—	62	16	46	—	—
15歲未滿	總數 1,840	1,005	157	814	4	835	177	651	6	1
男	1,172	695	152	539	4	477	127	343	6	1
女	668	310	5	305	—	358	50	308	—	—
20歲未滿	總數 41,341	24,937	2,086	22,626	225	16,404	3,558	12,015	539	292
男	28,199	17,999	2,004	15,777	218	10,200	2,625	6,810	502	254
女	13,142	6,938	82	6,849	7	6,204	933	5,196	37	38
20歲以上	總數 250,103	168,994	18,690	148,241	2,063	81,114	22,171	50,478	5,861	2,604
男	196,078	133,176	18,001	113,219	1,956	62,902	17,991	37,213	5,379	2,319
女	54,030	35,818	689	35,022	107	18,212	4,180	13,265	482	285

交通労働者

(一)鐵道労働者

I 國有鐵道従業員

昭和2年に於ける國有鐵道現業従事員數(高等官判任官を除く)は160,500にして前年に比すれば2,900、大正14年に比すれば5,700の増加である。

總數	昭和2年末			
	鐵道手	雇	備人	
總數	計	160,488	59,185	99,537
	男女	155,713	1,758	57,802
驛	計	4,770	3	1,333
	男女	—	—	—
列車	計	60,054	640	23,934
機關車	計	13,191	100	9,086
檢車所	計	30,100	456	16,491
自動車庫	計	6,012	87	2,827
電車庫	計	197	—	99
電車庫	計	1,191	11	649

電力區	825	1	393	1,431
發電所	262	2	110	150
變電所	285	4	225	56
開閉所	30	2	23	5
車電所	1,557	6	622	929
瓦斯發生所	6	—	1	5
船舶	2,165	18	509	5318
棧橋	360	8	74	278
保線區	25,298	261	1,624	23,413
通信區	3,927	17	854	3,056
營業所	121	—	35	86
無線通信所	15	—	11	4
工場現場	13,887	148	1,624	12,115

Ⅱ 地方鐵道從業員

地方鐵道從業員數は 28,512 名を算してをる。

Ⅲ 軌道從業員

軌道從業員は昭和2年には 47,996 を示してゐる。

船舶勞働者

I 普通船員

船員法により、公認を受けたる昭和2年末現在船舶乗組員總數 68,194 中普通船員は 53,18 なり。

Ⅱ 航路別汽船乗組普通船員

昭和2年末に於ける汽船乗組普通船員總數 41,947 中遠洋航路に従事する者 21,103 (5割1分) 近海航路 15,040 (3割7分) なり。

Ⅲ 航路別帆船來組普通船員 12,134 中沿海航路に従事する者 6,861 (5割7分) 近海航路 5,267 (4割3分) にして遠洋航路は僅かに 6 人に過ぎない。

通信勞働者

昭和3年に於ける郵便電信及電話從業員は 126,200 にして前年に比すれば 5,600 の増加である。

林業勞働者

昭和2年に於ける林業勞働者は 398,800 にして前年より 1,930 を減少してゐる。而して國有林事業に従事する者 326,400 (8割2分) 公有林野造林事業に従事する者 72,423 (1割8分) である。

水産業勞働者

昭和2年に於ける水産業被用者 856,000 (前年より 23,503 の増加) 中水産業を本業とする者は 497,700 (5割8分) 副業とする者は 358,300 (4割2分) である。

勞働時間

動態調

1 工場

1 作業時間休憩時間作業日數

	總數	數			
		工場	作業時間	内休憩時間	休業日數
(昭和2年度上半期平均)					
總數	735	10.20	.56	26.5	
業	46	9.53	1.03	27.5	
金屬工業	59	9.54	.49	26.6	
機械器具製造業	138	9.46	.44	25.2	
化學工業	63	10.06	.57	26.4	
織維工業	207	11.05	1.02	26.3	
紙工業	29	11.12	1.06	27.6	
皮革、骨、角、甲、羽毛品種製造	5	9.48	1.06	26.7	
木、竹に關する製造業	25	10.15	1.03	26.8	
飲食料品嗜好品製造業	88	10.27	1.20	27.5	
衣服身の廻り品製造業	19	10.05	1.09	25.3	
土木建築業	2	9.55	1.00	26.9	
製版、印刷、製本業	31	9.42	.47	27.2	
學藝、娛樂、裝飾品製造	6	9.58	1.02	26.1	
瓦斯、電氣及天然力利用に關する業	17	9.40	1.05	29.3	

鑛山

鑛山作業時間休憩時間作業日數

(昭和3年) 上半期平均	鑛山	作業時間			内休憩時間			作業日數
		平均	坑内	坑外	平均	坑内	坑外	
		時分	時分	時分	時分	時分	時分	日
總數	80	10.02	9.39	10.21	.59	.58	.59	26.7
金屬鑛業	22	9.10	8.22	9.58	.55	.53	.58	27.9
石炭鑛業	46	10.27	10.17	10.38	.59	1.00	.58	25.9
石油鑛業	9	10.00	—	10.00	1.02	—	1.02	27.8
其他の鑛業	3	10.00	9.40	10.20	1.05	1.10	1.00	28.1

交通業 (昭和3年上半期平均)

	總 數				
	事業場	勤務時間	内休憩時間	勤務日數	非番日數
總 數	344	時分 10.51	時分 1.43	日 25.2	日 3.9
通 信 業	31	9.42	1.34	25.3	3.5
郵便電信電話業	31	9.42	1.34	25.3	3.5
運 輸 業	313	11.30	1.48	25.2	4.0
鐵 道 業	40	12.48	1.37	24.9	4.4
電 車 業	32	10.54	1.56	24.4	4.7
乘用自動車業	3	9.34	1.29	27.0	3.4
船舶運輸業	217	11.03	2.30	25.9	3.8
運輸取扱業	21	9.52	1.12	17.5	1.5

賃 銀 動 態 調 (昭和3年上半期平均)

	總 數	工 場		
		平均	男	女
總 數	735	圓 2.025	圓 2.572	圓 1.007
窯 業	46	2.168	2.379	.943
金 屬 工 業	59	3.014	3.095	1.275
機 械 器 具 製 造 業	138	2.734	2.784	1.443
化 學 工 業	63	1.950	2.316	1.083
織 維 工 業	207	1.125	1.645	.970
紙 工 業	29	1.829	2.038	1.022
皮革、骨、角、羽毛品類製造	5	3.033	3.118	1.309
木竹に關する製造業	25	1.822	1.923	.800
飲食料品、嗜好品製造業	88	1.633	2.131	1.054
被服身の廻り品製造業	19	1.471	2.053	1.135
土 木、建 築 業	2	2.131	2.687	.600
製 版、印 刷、製 本 業	31	1.792	2.037	1.206
學 藝 娛 樂、裝 飾 品 製 造	6	2.132	2.268	1.092
瓦斯電氣及天然力利用に關する業	17	2.549	2.570	1.221

鑛 山

(昭和3年上半期平均) 鑛山

	總 數	平 均			坑 内			坑 外		
		平均	男	女	平均	男	女	平均	男	女
總 數	80	1.745	1.897	1.251	2.011	2.061	1.703	1.479	1.644	.752
金 屬 鑛 業	22	1.800	1.915	.715	2.021	2.061	.818	1.678	1.825	.702
石 炭 鑛 業	46	1.793	1.893	1.334	2.008	2.059	1.730	1.537	1.506	.764
石 油 鑛 業	9	1.746	1.902	.815	—	—	—	1.746	1.802	.815
其他の鑛業	3	1.975	2.108	.826	2.191	2.295	.830	1.849	1.992	.825

(昭和3年上半期平均) 總 數

	事業場	平 均	男	女
總 數	344	1.826	2.030	1.013
通 信 業	31	1.201	1.464	.970
郵便電信電話業	31	1.201	1.484	.970
運 輸 業	313	2.139	2.137	1.319
鐵 道 業	40	1.686	1.700	.892
電 車 業	32	2.554	2.577	1.148
乘用自動車	3	2.434	3.153	1.008
船舶運輸業	217	1.729	1.729	—
運輸取扱業	21	1.973	1.992	.860

日本銀行調査局 昭和3年労働統計小報 (第7回) (昭和4年5月)

昭和3年中の労働人員減少割合を前年と比較するに昭和2年中の減少率 6.8% に及べるに對し昭和3年中の減少率僅に 1.9% に過ぎず、殊に惰力的減少を見たる1月分を除外せば、其低下1%に満たず即ち同年中職工數は略保合状態を保てるを知り得べし。次に賃金替數を觀るに昭和3年2月に入りて、漸く不動状態は打破せられ低下傾向の開始するを見たれども其後4ヶ月間に 0.9% の續落を爲せるに過ぎまり、6月以來再び保合ひて殆んど動かす越年せり。翻つて實收賃金を曲折に昭和3年中定額賃金の微弱ながらも低落せるに反し之に在りては、季節的觀るを除くときは大勢以前さして上騰歩調を持続せり。而して労働人員指數の低下は紡績業及び織物業に於ける人員の激減に基因するものにして其他の事業にありては寧ろ人員の増加を見他方賃金指數に於て定額賃金の稍軟調を免かれざりし

に反し實收賃金の昂騰著しかりしは不況期の対策として各工場共極力、能率増進に努め比較的生産費を節減して増産をはかりたるに因るものごさし。

日本銀行調査局 本邦經濟統計 (昭和3年) (昭和4年4月)

労働人員及び労働賃金指數(内地) (Index numbers of Employment and wages. (Japan proper) 總指數及男女別、(大正15年昭和元年中の average をそれぞれ 10.0 とす。

年月	總指數			男			女		
	労働人員	定額賃金	實收賃金	労働人員	定額賃金	實收賃金	労働人員	定額賃金	實收賃金
3(1928)1	90.9	99.8	102.5	96.4	99.8	100.2	85.6	99.2	100.2
2	90.7	99.7	105.0	96.5	99.8	103.3	85.1	99.0	100.2
3	90.4	99.5	106.1	96.4	99.5	104.2	84.7	98.8	99.7
4	90.9	99.0	104.6	96.8	99.0	103.1	85.2	98.4	100.1
5	90.5	98.9	104.2	96.6	98.9	102.4	84.6	98.2	99.4
6	90.2	98.9	105.1	96.7	98.9	103.4	84.0	98.1	99.3
7	89.9	99.0	104.2	96.9	99.1	102.2	83.3	98.2	98.6
8	89.6	98.9	104.4	97.2	98.9	101.8	82.2	98.1	99.2
9	90.3	98.9	105.3	97.9	99.0	102.7	83.0	97.9	99.9
10	90.5	98.7	106.1	98.3	98.8	103.4	83.0	97.7	100.0
11	90.1	98.7	107.3	98.0	98.7	105.1	82.6	97.6	100.7
12	90.1	98.8	109.5	98.2	98.9	108.0	82.4	98.0	100.6
昭和3年中 (average)	90.3	90.8	105.4	97.2	99.1	103.3	83.8	98.3	99.8

5 生計費問題

芝元一 艦船工場に於ける職工の生活 (經濟論叢 29の3)

大阪鐵工所本社工場に於て従業員一般の實情をしり、之に對する施設研究の資料をうるために昭和4年3月30日を期して、従業員一同の戸口調査をなした。その結果の報告である。

調査の結果

調査申告の成績は昭和4年3月30日在籍職工人員數 2,641 名の内申告人員數 2,360 名にして其比率は 89% であつた。

職工の慶遇

第一表 職工の年齢別

造船部				造機部				その他				總計				
年齢	造船部	造機部	その他	造船部	造機部	その他	造船部	造機部	その他	造船部	造機部	その他	造船部	造機部	その他	總計
15歳	2	2	0	4	16歳	7	12	1	20							
17	16	10	7	33	18	17	20	6	43							
19	34	25	6	65	20	36	27	13	76							
21	35	26	11	72	22	34	26	15	75							
23	39	26	17	80	24	40	32	21	93							
25	50	32	20	102	26	42	26	18	86							
27	42	40	24	106	28	49	53	25	127							
29	58	38	18	114	30	60	39	30	127							
31	52	34	18	104	32	45	26	29	100							
33	19	30	18	69	34	40	44	16	100							
35	41	34	24	99	36	35	21	16	72							
37	25	33	25	83	38	22	22	13	57							
39	21	21	15	57	40	12	16	13	41							
41	18	16	17	51	42	18	13	9	40							
43	17	8	8	33	44	13	14	6	33							
45	11	7	9	27	46	9	8	5	22							
47	6	12	9	27	48	5	10	3	18							
49	3	14	3	20	50	10	6	5	21							
51	3	3	4	10	52	2	4	1	7							
53	2	4	1	7	54	2	6	5	13							
55	1	1	4	6	56	0	1	5	6							
57	1	2	2	5	58	0	0	2	2							
59	0	1	2	3	60	1	0	0	1							
61	1	1	1	3	計	994	846	520	2,360							

第二表 職工の配偶關係

	造船部	造機部	その他	總計
有配偶者	567	537	363	1,476
無配偶者	427	309	157	893
計	994	846	520	2,360

第三表 職工の家族又は同居者員數

造船部				造機部				その他				總計			
造船部	造機部	その他	總計	造船部	造機部	その他	總計	造船部	造機部	その他	總計	造船部	造機部	その他	總計
ナシ	202	128	74	404	1人	131	103	70	304						
2人	183	183	109	475	3人	157	127	97	384						
4人	120	119	74	313	5人	94	89	50	233						
6人	55	53	25	133	7人	34	24	14	72						
8人	10	10	4	24	9人	4	6	3	13						
10人	4	1	0	5	11人	0	5	0	3						
計	994	846	520	2,360											

第四表 職工の1ヶ月生計費

	造船部	造機部	その他	總計
20圓以下	4	7	0	11
20—24	11	7	3	21
25—29	24	14	7	45
30—34	32	28	9	69
35—39	38	40	16	94
40—44	71	34	16	121
45—49	58	33	28	119
50—54	97	75	55	227
55—59	66	29	24	119
60—64	107	82	67	256
65—69	64	55	39	158
70—74	75	67	53	195
75—79	47	46	36	129
80—84	66	65	41	172
85—89	20	38	19	77
90—94	23	34	15	72
95—99	17	27	9	53
100—104	23	36	8	69
105—109	2	4	1	7
110—114	6	13	8	27
115—119	5	3	1	9
120—124	13	14	9	36
125—129	0	1	0	1

136—134	3	7	2	12
135—139	1	1	0	2
140—144	3	3	1	7
145—149	0	1	0	1
150圓以上	19	25	6	50
不明	99	57	47	203
計	994	846	520	2,360

第五表 職工の住宅

		造船部	造機部	その他	總計	
借	疊	5枚以下	21	15	5	41
		6—10	198	212	154	664
		11—20	358	374	238	970
		21—30	48	57	28	133
		31—40	5	4	2	11
		計	730	662	427	
家	家	10圓以下	212	114	97	423
		11—20	389	375	210	974
		21—30	115	157	97	369
		31—40	14	16	23	53
		計	730	662	427	1,819
下宿	下宿料	5圓以下	25	24	0	49
		6—10	57	54	43	154
		11—20	75	45	26	146
		21—30	40	11	0	51
		計	197	134	69	400
自宅	疊數	10枚以下	0	1	0	1
		11—20	8	6	3	17
		21枚以上	8	6	4	18
		計	16	13	7	36
不明		51	37	17	105	
計		994	846	520	2,360	

種 別	調 査 戸 數			計
	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農	
大 正 10 年 度	32戸	33	35	100
同 11 年 度	31	33	36	100
同 12 年 度	42	42	46	130
同 13 年 度	67	68	49	184
同 14 年 度	66	69	52	187
昭 和 元 年	69	58	42	169

農 業 用 土 地 面 積

種 別	耕 作 面 積			平 均
	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農	
大 正 10 年 度	—19.008反	15.802反	14.712反	16.420反
同 11 年 度	—16.908	17.123	15.008	16.323
同 12 年 度	—16.520	17.918	15.520	16.619
同 13 年 度	—18.206	18.308	14.526	17.013
同 14 年 度	18.221	15.904	15.206	16.516
昭 和 元 年 度	17.500	17.714	16.311	17.228
6 ケ 年 平 均	17.716	17.717	15.216	16.710
自 大正13年度 至 昭和元年度 3 ケ 年 平 均	17.929	17.309	15.328	10.919

農 業 用 土 地 面 積

大 正 10 年 度	38.123	21.122	17.629	25.400
同 11 年 度	36.010	22.816	16.705	25.200
同 12 年 度	33.611	22.602	17.307	24.300
同 13 年 度	34.114	21.922	15.917	24.008
同 14 年 度	31.218	19.927	16.819	23.021
昭 和 元 年 度	32.713	22.513	17.902	25.517
6 ケ 年 平 均	34.310	21.817	17.023	4.528
自 大正13年度 至 昭和元年度 3 ケ 年 平 均	32.705	21.501	16.903	24.205

農 業 用 土 地 面 積 に 對 する 耕 作 面 積 の 割 合

種 別	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農	平 均
	%	%	%	%
大 正 10 年 度	49.8	74.7	83.3	64.8

同 11 年 度	47.8	75.2	89.9	65.1
同 12 年 度	49.3	79.4	89.9	68.6
同 13 年 度	53.4	83.4	91.4	70.9
同 14 年 度	58.5	79.6	90.5	71.8
昭 和 元 年 度	53.4	78.7	91.2	67.7
6 ケ 年 平 均	51.7	78.5	89.3	68.0
自 大正13年度 至 昭和元年度 3 ケ 年 平 均	55.0	80.6	91.0	70.0

農 業 資 本

種 別	實 數			平 均
	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農	
大 正 10 年 度	22,140.492圓	13,852.553圓	10,233.063圓	15,175.711圓
同 11 年 度	17,887.524	13,847.127	10,094.485	13,748.704
同 12 年 度	17,477.934	17,370.425	11,973.633	15,495.525
同 13 年 度	17,267.385	16,531.436	11,118.605	14,972.475
同 14 年 度	17,397.174	15,441.423	12,454.950	15,289.138
昭 和 元 年 度	17,060.413	16,056.304	11,801.792	15,408.931
6 ケ 年 平 均	18,205.154	15,516.545	11,279.422	15,015.081
自 大正13年度 至 昭和元年度	17,241.657	16,009.721	11,791.783	15,223.515

農 業 資 本 に 對 する 土 地 資 本 の 割 合

大 正 10 年 度	72.6%	78.8%	85.0%	77.4%
同 11 年 度	71.7	80.1	84.7	73.0
同 12 年 度	69.4	82.3	86.4	78.8
同 13 年 度	72.5	82.6	86.2	79.6
同 14 年 度	74.1	82.0	86.6	79.9
昭 和 元 年 度	72.0	83.0	85.3	78.5
6 ケ 年 平 均	72.1	81.6	85.7	78.7
自 大正15年度 至 昭和元年度 3 ケ 年 平 均	72.9	82.6	86.0	79.3

農 業 純 財 産

種 別	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農	平 均
大 正 10 年 度	18,060.882	8,141.977	2,047.404	9,182.629
同 11 年 度	17,167.274	8,384.307	1,844.218	8,725.595

日本社會衛生年鑑

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
同 12 年度	16,917.544	10,803.593	2,055.611	9,683.430
同 13 年度	16,710.741	10,973.655	1,950.668	9,845.021
同 14 年度	16,974.577	10,245.756	2,251.448	10,362.887
昭和元年度	16,602.946	10,147.154	2,378.904	10,809.106
6ヶ年平均	17,072.327	9,765.924	2,088.042	9,772.611
自大正元年度 至昭和元年度 3ヶ年平均	16,762.755	10,421.288	2,193.673	10,339.005

農業總收入

種目	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 13 年度	2,545.667	2,508.550	1,929.081	2,327.766
同 14 年度	2,666.566	2,586.687	2,193.130	2,504.131
昭和元年度	2,473.105	2,433.982	1,915.040	2,320.988
3ヶ年平均	2,561.779	2,509.740	2,012.467	2,384.295

農業經營費

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 13 年度	1,186.749	1,344.811	1,204.173	1,245.244
同 14 年度	1,270.232	1,345.336	1,227.292	1,285.768
大正 15 年度	1,298.502	1,359.822	1,211.126	1,297.833
昭和元年度	1,251.828	1,349.090	1,204.197	1,276.282

農業所得

種目	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 10 年度	1,138.082	884.906	597.304	865.263
同 11 年度	912.650	775.240	527.518	728.657
同 12 年度	1,058.224	1,002.570	682.059	907.138
同 13 年度	1,358.918	1,163.739	724.908	1,082.522
同 14 年度	1,396.334	1,241.351	965.838	1,218.363
昭和元年度	1,174.602	1,074.160	703.914	1,023.155
6ヶ年平均	1,023.661	1,023.661	700.257	970.850
自大正 13 年度 至昭和元年度 3ヶ年平均	1,159.750	1,159.750	798.220	1,108.013

尙一人當労働報酬を觀るに次の如し。

第五章 社會衛生に關する文獻の抄録

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 13 年度	423.979	360.667	285.475	358.374
同 14 年度	570.983	301.021	259.234	384.127
昭和元年度	523.299	351.509	305.328	410.171
3ヶ年平均	507.754	337.732	283.346	384.224

農家總收入

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 13 年度	2,974.646	2,869.217	2,214.556	2,686.140
同 14 年度	3,237.549	2,452.364	2,887.707	2,888.258
昭和元年度	2,996.404	2,220.368	2,785.491	2,731.159
3ヶ年平均	3,069.533	2,295.763	2,847.471	2,708.519

農事農家以外の經費

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 13 年度	39.697	62.103	39.516	47.106
同 14 年度	79.136	21.178	12.721	39.165
昭和元年度	100.116	38.225	21.775	59.405
3ヶ年平均	72.983	40.502	24.671	48.559

農家の經費

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 13 年度	1,226.446	1,406.904	1,243.689	1,292.350
同 14 年度	1,349.368	1,366.514	1,240.013	1,324.933
昭和元年度	1,398.618	1,398.047	1,232.901	1,357.238
3ヶ年平均	1,324.811	1,390.492	1,238.868	1,324.841

農家の所得

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正 10 年度	1,381.040	1,083.873	765.771	1,067.631
同 11 年度	1,194.232	997.828	730.697	962.546
同 12 年度	1,383.303	1,295.445	941.937	1,198.742
同 13 年度	1,748.200	1,462.303	970.867	1,393.790
同 14 年度	1,888.181	1,521.194	1,112.351	1,563.325

日本社會衛生年鑑

昭和元年度	1,597.786	1,387.444	987.467	1,373.921
6ヶ年平均	1,532.124	1,291.348	934.848	1,259.993
自大正13年度 至昭和元年度 3ヶ年平均	1,744.722	1,456.980	1,056.895	1,443.676

家計費

種別	家計費			
	自作農	自小作農	小作農	平均
大正10年度	1,256.589	980.956	730.678	981.562
同11年度	1,717.479	999.103	725.605	955.942
同12年度	1,179.229	1,088.667	776.557	1,007.487
同13年度	1,392.107	1,295.721	821.617	1,169.815
同14年度	1,530.924	1,270.017	890.033	1,254.881
昭和元年度	1,383.065	1,133.839	928.791	1,184.636
6ヶ年平均	1,319.895	1,128.051	812.214	1,092.387
自大正13年度 至昭和元年度 3ヶ年平均	1,435.365	1,233.192	880.147	1,203.111

6 労働に関する法制

小野 武夫 如何なる小作法を制定すべきか、小作立法の双翼 (社會政策時報 110)

小作立法に小作法と小作組合法との兩者がある。前者は草案が出来上つてゐるが内容たるや實に無効果なもので、今後劃一的に小作問題を解決せんと思はば小作組合法を立法すべきだ。その小作組合法の内容としては、(1)單なる闘争組織でなくて産業組合法にするこゝ。(2)既成農會及組合に送らしめるこゝ。(3)地主の擁護。

阪本 三郎 日本鑛業法 (早稻田大學出版部 昭和4年9月)

著者は鑛業法の概念から説き起され、詳細なる沿革を添へ鑛山に関する警察法規、鑛夫、税金、訴訟、罰則に到るまで、單なる現行法の羅列説明に止まらず、判例まで加へて親切なる説明を加へて、理論的統一を保ちつつ、砂鑛法に及ばれてゐる。實に學問的良著なり。

收入階級別一世帯

順 序	世帯 總數	世帯人員		總 額	實 收 入	
		總 數	一世帯 平均			
總數	4,785	20,079.55	4.20	198.96	115.62	
60圓未満	1	200	751.90	3.76	92.30	52.88
80圓未満	2	733	2,897.33	3.83	127.90	71.38
100圓未満	3	1,223	4,890.98	4.00	162.36	90.14
120圓未満	4	912	3,782.30	4.15	193.54	109.52
140圓未満	5	688	3,031.58	4.41	223.26	129.38
160圓未満	6	405	1,843.58	4.55	255.92	149.16
180圓未満	7	249	1,173.81	4.71	287.80	169.71
200圓未満	8	178	822.73	4.62	315.92	188.84
200圓以上	9	197	975.32	4.95	382.17	230.31

順 序	總 額	實 支 出	總 繰 越	
			圓	圓
總數	198.06	102.23	95.83	49.76
60圓未満	92.80	52.59	39.71	21.37
80圓未満	127.30	67.96	59.94	31.67
100圓未満	162.36	83.04	79.32	41.46
120圓未満	193.54	99.42	94.12	51.12
140圓未満	223.26	115.54	107.72	56.86
160圓未満	255.92	130.79	125.13	64.65
180圓未満	287.80	148.57	139.23	69.74
200圓未満	315.92	162.94	152.98	74.69
200圓以上	382.17	193.56	188.61	87.94

597.786	1,387.444	987.467	1,373.921
532.124	1,291.348	934.848	1,259.993
744.722	1,456.980	1,056.895	1,443.676
家計費			
作農	自小作農	小作農	平均
256.589	980.956	730.678	981.562
717.479	999.103	725.605	955.942
179.229	1,088.667	776.557	1,007.487
392.107	1,295.721	821.617	1,169.815
530.924	1,270.017	890.033	1,254.881
383.065	1,133.839	928.791	1,184.636
319.895	1,128.051	812.214	1,092.387
435.365	1,233.192	880.147	1,203.111

6 労働に関する法制

作法を制定すべきか、小作立法の双翼 (社会政策時

組合法との両者がある。前者は草案が出来上つてゐる

ので、今後劃一的に小作問題を解決せんすれば小

のの小作組合法の内容としては、(1)單なる闘争組織

とし、(2)既成農會及組合に迭らしめること。(3)地

(早稲田大學出版部 昭和4年9月)

起され、詳細なる沿革を添へ鑛山に関する警察法規、鑛夫、

單なる現行法の羅列説明に止まらず、判例まで加へて親切な

採ちつつ、砂鑛法に及ばれてゐる。實に學問的良著なり。

収入階級別世帯数及一世帯平均人員

世帯	順	給料生活者						總	労働者									交通労働者	日備労働者	
		總	官	銀行會社員	教	巡	査		總	工場労働者							鑛山労働者			
										總	業學從者及業ス化ニル	及具ニル者	織工事ス及ニル紙從者	飲嗜造事ニル品製從者	製製從者印刷ニル	其ノ他	總			銅山鑛夫
總數	4,785	1,575	641	381	293	260	3,210	2,028	190	1,078	381	184	109	86	447	195	252	416	319	
60圓未滿	1	464	78	23	10	3	42	386	212	27	85	67	13	14	6	83	13	70	14	77
80圓未滿	2	1,051	262	107	39	15	101	789	475	47	246	118	35	5	24	155	53	102	80	79
100圓未滿	3	1,268	354	144	99	43	68	914	551	47	305	95	50	33	21	135	83	52	149	79
120圓未滿	4	850	323	156	91	46	30	527	372	30	206	48	40	25	23	44	29	15	80	31
140圓未滿	5	508	217	97	53	56	11	291	191	17	115	21	24	9	5	20	13	7	58	22
160圓未滿	6	282	137	47	37	46	7	145	112	11	60	13	10	13	5	5	2	3	14	14
180圓未滿	7	167	83	34	21	27	1	84	60	3	32	7	10	6	2	4	1	3	14	6
200圓未滿	8	78	51	14	9	28	—	27	18	3	10	4	1	—	—	—	—	—	4	5
200圓以上	9	117	70	19	22	29	—	47	37	5	19	8	1	4	—	1	1	—	3	6

一世帯平均人員

世帯	順	給料生活者						總	労働者									交通労働者	日備労働者	
		總	官	銀行會社員	教	巡	査		總	工場労働者							鑛山労働者			
										總	業學從者及業ス化ニル	及具ニル者	織工事ス及ニル紙從者	飲嗜造事ニル品製從者	製製從者印刷ニル	其ノ他	總			銅山鑛夫
總數	4.10	4.06	4.05	4.04	4.41	3.74	4.11	4.10	3.85	4.22	3.87	4.11	4.13	4.17	4.37	4.24	4.43	3.75	4.26	
60圓未滿	1	3.66	3.22	3.09	3.50	3.00	3.24	3.74	3.58	3.41	3.80	3.37	3.46	4.00	2.83	3.96	3.38	4.07	3.36	4.03
80圓未滿	2	3.80	3.58	3.50	3.51	4.13	3.61	3.87	3.77	3.72	3.81	3.75	3.54	3.60	3.79	4.37	4.11	4.51	3.33	4.10
100圓未滿	3	4.03	3.90	3.90	3.90	3.81	3.99	4.08	4.10	3.85	4.17	4.01	3.96	3.91	4.62	4.52	4.29	4.88	3.57	4.15
120圓未滿	4	4.21	4.15	4.23	4.10	3.98	4.17	4.24	4.29	3.90	4.48	3.85	4.50	3.92	4.13	4.23	4.14	4.40	4.05	4.19
140圓未滿	5	4.42	4.36	4.53	4.04	4.48	3.82	4.46	4.53	4.00	4.63	4.33	4.42	4.89	4.60	4.80	4.92	4.57	4.07	4.64
160圓未滿	6	4.43	4.46	4.28	4.49	4.67	4.14	4.50	4.56	4.64	4.57	4.62	4.90	3.92	5.20	5.20	5.50	5.00	3.64	4.64
180圓未滿	7	4.60	4.63	4.55	4.33	4.78	5.00	4.58	4.47	3.67	4.44	4.71	4.40	4.67	5.00	5.75	7.00	5.33	4.79	4.50
200圓未滿	8	4.90	4.84	4.21	5.78	4.86	—	5.00	4.78	4.67	4.60	4.75	7.00	—	—	—	—	—	4.75	6.00
200圓以上	9	4.78	4.30	4.00	3.77	4.90	—	5.49	5.11	4.40	5.37	4.38	4.00	6.50	—	7.00	7.00	—	6.33	7.17

収入階級別一世帯1箇月平均総収入及總支出

順 序	世帯 總數	世帯人員		總 額	實 收 入	總 收 入									
		總 數	一世帯平均 人			總 額	繰 越	貯 金 引 出	無 盡 取 金	保 險 金	貸 金 受 入	質 入	負 債	掛 買	其 ノ 他
總 數	4,785	20,079.55	4.20	198.96	111.62	84.44	48.93	9.26	1.50	0.37	1.54	0.07	2.89	19.31	0.57
60圓未滿	1	751.90	3.76	92.30	52.88	39.42	21.18	2.11	0.75	0.59	0.35	0.17	3.01	11.05	0.21
80圓未滿	2	2,807.33	3.83	127.90	71.38	56.52	31.11	4.46	1.05	0.54	0.31	0.12	2.35	15.68	0.39
100圓未滿	3	4,890.98	4.00	162.36	90.14	72.22	40.74	6.03	1.62	0.39	0.39	0.07	3.07	18.89	0.52
120圓未滿	4	3,782.30	4.15	193.54	109.52	84.02	50.14	8.68	1.53	0.34	1.54	0.07	2.61	18.59	0.52
140圓未滿	5	3,031.58	4.41	223.26	129.38	93.88	55.90	10.53	1.69	0.25	1.77	0.04	2.87	20.13	0.70
160圓未滿	6	1,843.58	4.55	255.92	149.16	106.76	63.99	12.27	1.82	0.27	2.48	0.04	3.07	22.28	0.54
180圓未滿	7	1,173.81	4.71	287.80	169.71	118.09	63.51	16.25	2.23	0.25	2.36	0.10	4.00	23.44	0.95
200圓未滿	8	822.73	4.62	315.92	188.84	127.08	73.96	20.47	1.37	0.33	2.77	0.02	3.00	24.15	0.96
200圓以上	9	975.32	4.95	382.17	230.31	151.86	85.90	27.56	0.83	0.24	4.64	0.02	3.04	28.65	0.98

順 序	總 額	實 支 出	總 支 出									
			總 額	繰 越	貯 金	無 盡 掛 金	保 險 料	貸 金	質 受 金	負 債 返 還	掛 買 拂	其 ノ 他
總 數	198.06	102.23	95.83	49.76	15.21	2.89	2.63	1.69	0.13	2.99	19.54	0.99
60圓未滿	92.80	52.59	39.71	21.37	2.63	1.22	0.63	0.23	0.22	2.15	11.06	0.20
80圓未滿	127.30	67.96	59.94	31.67	5.51	2.03	1.34	0.63	0.14	2.04	16.02	0.56
100圓未滿	162.36	83.04	79.32	41.46	9.15	2.91	1.77	1.01	0.14	2.74	19.19	0.95
120圓未滿	193.54	99.42	94.12	51.12	13.30	3.07	2.45	1.50	0.13	2.86	18.71	0.98
140圓未滿	223.26	115.54	107.72	56.36	17.87	3.28	2.97	1.77	0.10	3.27	20.32	1.28
160圓未滿	255.92	130.79	125.13	64.65	23.08	3.34	3.67	2.82	0.12	3.63	22.62	1.20
180圓未滿	287.80	143.57	139.23	69.74	29.18	3.82	4.89	2.51	0.12	4.01	23.44	1.51
200圓未滿	315.92	162.94	152.98	74.69	35.16	3.38	5.80	4.57	0.03	3.67	24.31	1.37
200圓以上	382.17	193.56	188.61	87.94	49.48	2.94	6.67	5.98	0.07	5.25	29.00	1.28

中村 清彦 日本鑛業法 (丸善株式會社)

著者は我國に於ける鑛業關係全體にわたる法規とは「から説いて判例を加へて簡明にこの著を稿必携あるべきか。

歐洲産業に於ける労働時間の規制 (3)

ワシントン8時間制條約案に關する國際情勢を「諸國の實狀を決定す」33國際労働局理事會の委團體協約を掲げ、出來得るだけの正確なる諸國法

米國に於ける俸給被傭者労働時間法制

此の稿は米國に於ける各種労働立法及労働統計間の規定は兒童、年少者、婦人に對してのみ、16歳未滿の年少者に對しては週に42時間を最短しても各州に於て異なるが48時間を最短とし60時間場合にのみ許される。確保處置については、地方したる者は禁錮又は罰金に處せられる。

添田敬一郎 如何なる労働法を制度すべ

策時報 109)

我が國の労働運動も甚だしき進歩を遂げ今會一般の一致したる見解であるを述べ立法はさすべきこと、聯合體を是認すること、雇傭を約せしめざることを、罷業による雇主の損害如何に組合を監督すべきか、設立に關してはを主張してゐる。

北岡 壽逸 工場法の改正に就て (社會

工場法は立法されてゐるが然も尙多大の工場法なるものは小織物工場で、非常な長時間労働を強

科生活者及労働者の部 (下) (昭和4年7月)

1 箇月平均総収入及總支出

總 類	總 收 入									
	總 額	繰 越	貯 金 引 出	無 盡 取 金	保 險 金	貸 金 受 入	質 入	負 債	掛 買	其 ノ 他
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
84.44	48.93	9.26	1.50	0.37	1.54	0.07	2.89	19.31	0.57	
39.42	21.18	2.11	0.75	0.59	0.35	0.17	3.01	11.05	0.21	
56.52	31.11	4.46	1.05	0.54	0.81	0.12	2.35	15.68	0.39	
72.22	40.74	6.03	1.62	0.39	0.89	0.07	3.07	18.89	0.52	
34.02	50.14	8.68	1.53	0.34	1.54	0.07	2.61	18.59	0.52	
93.88	55.90	10.53	1.69	0.25	1.77	0.04	2.87	20.13	0.70	
06.76	63.99	12.27	1.82	0.27	2.48	0.04	3.07	22.28	0.54	
8.09	63.51	16.25	2.23	0.25	2.36	0.10	4.00	23.44	0.95	
7.08	73.96	20.47	1.37	0.33	2.77	0.02	3.00	24.15	0.96	
51.86	85.90	27.56	0.83	0.24	4.64	0.02	3.04	28.65	0.98	

實 支 出	支 出							
	貯 金	無 盡 掛 金	保 險 料	貸 金	質 受 金	負 債 返 還	掛 買 拂	其 ノ 他
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
15.21	2.89	2.63	1.69	0.13	2.99	19.54	0.99	
2.63	1.22	0.63	0.23	0.22	2.15	11.06	0.20	
5.51	2.03	1.34	0.63	0.14	2.04	16.02	0.56	
9.15	2.91	1.77	1.01	0.14	2.74	19.19	0.95	
13.30	3.07	2.45	1.50	0.13	2.86	18.71	0.98	
17.87	3.28	2.97	1.77	0.10	3.27	20.32	1.28	
23.08	3.34	3.67	2.82	0.12	3.63	22.62	1.20	
29.18	3.32	4.89	2.51	0.12	4.01	23.44	1.51	
35.16	3.38	5.80	4.57	0.03	3.67	24.31	1.37	
49.48	2.94	6.67	5.98	0.07	5.25	29.00	1.28	

中村 清彦 日本鑛業法 (丸善株式會社 昭和4年8月)

著者は我國に於ける鑛業關係全體にわたる法規を一般法律學に於ける著書と同様に「法律とは」から説いて判例を加へて簡明にこの著を稿せられてゐる。蓋し鑛業に關係するものゝ必携あるべきか。

歐洲産業に於ける労働時間の規制 (3—5) 世界の労働1月—4月)

ワシントン8時間制條約案に關する國際情勢を吟味し「労働時間法制並にその適用に關する諸國の實狀を決定す」33國際労働局理事會の委員會に於ける報告書である。諸國の法制及團體協約を掲げ、出來得るだけの正確なる諸國法制の比較を行ふ。

米國に於ける俸給被傭者労働時間法制 (世界の労働 7の7)

此の稿は米國に於ける各種労働立法及労働統計から採擷したものである。同國では労働時間の規定は兒童、年少者、婦人に對してのみで、他は例外規定のみである。

16歳未満の年少者に對しては週に42時間を最短とし、60時間を最長としてある。婦人に對しても各州に於て異なるが48時間を最短とし60時間を最長とする。然も時間延長は限られたる場合にのみ許される。確保處置については、地方警察官及裁判所に任され若しこの規定を犯したる者は禁錮又は罰金に處せられる。

添田敬一郎 如何なる労働法を制度すべきか、労働組合法について (社會政策時報 109)

我が國の労働運動も甚だしき進歩を遂げ今や労働者の團結權を認めることは社會一般の一致したる見解であるに述べ立法はすべからず現在の組合の狀性を基礎とすべきこと、聯合體を是認すること、雇傭條件を以て組合より脱退すべきことを約せしめざることを、罷業による雇主の損害は労働者に責任なきこと及行政廳の如何に組合を監督すべきか、設立に關しては條件を寛大にして届出主義を採ること等を主張してゐる。

北岡 壽逸 工場法の改正に就て (社會政策時報 106)

工場法は立法されてゐるが然も尙多大の工場法非適用工場が存在する。これ等工場の重なるものは小織物工場で、非常な長時間労働を強いられてゐる。かくて工場法の適用さるゝ工

場と然らざるもの間に不均衡を生じる。として各種工場の就業時間を説き、改正案の就業時間制限の適用が擴張されたることを論じてその影況に及ぶ。著者は詳細に數字を掲げてゐる。

強制労働の規制の根本原則 (上、中、下) (世界の労働 6の4,5,6)

第12回國際労働總會の議題事項中強制労働につきて國際労働局が報告書を出した。その報告書の第7章の要旨を紹介したものである。當然強制労働を用ひ得る基準として「公共の緊要なる事業にして、任意労働を得るに不可能なる場合」に限られ、一般公共の爲めの強制労働としては、緊急事變の際か重要な土木工事、運搬作業、強制耕作、災害その他に對する措置に限られ、地方公共の爲めの強制労働についても嚴重に制限さるべく、且つ補償もその程度に應じなすべく、私的雇傭の場合のものは全然許すべからざることを付記す。

實業同志會調査部編、保健上より見たる深夜業廢止の其限界點に就て (實同調査資料 14)

改正工場法の實施によつて、昭和4年7月1日以降は保護職工をして、午後11時乃至午前5時に於て就業せしめることが出来なくなつたのであるが、それにして「職工を2組に分ち交代に就業せしむる場合には週休制を實施する工場に限り片番正味作業時間9時間以内なる時は午前6時より翌日の午前1時半迄就業せしむることを得」なる特別規定を工場法第七條中に附加すべしと論じたものである。

孫田 秀春 労働法論(卷の2.各論上) (日本評論社 昭和4年1月)

本書は著者の労働法總論の續編をなすものであつて、労働法關係を各論的に叙述したものである。先づ労働調整の問題に關して述べ、失業とは労働者が労働意思、労働能力を有するにも不拘職業と見出すことの出来ぬことを云ふものであるとなし、失業の原因、種類、沿革等に就いて述べ、此れが對策としに現今問題となつて居る種々の組織即労働調節(労働認可、労働分配、労働維持、労働増加)及び失業救正に就いて詳細に述べて居る。次に労働契約に關し、此れを總說的に述べて一定人が一定人に對し労働を給付する契約であるとし、其の種類法源を論じ、労働契約締結の場合の未成年者婦人の取扱ひ方、労働契約の無効取消を取扱ひ、被傭者の義務は此を労働義務、忠實義務、及び附隨義務の三として夫々論じ、傭主の義務としては給與義務、保護義務、及び附隨義務の三あることを示し、就中労働給付に關し

双方の責に歸すべからざる事由による履行不能(即危險負擔)の問題を外國の諸説を參照して評述し、此の場合の危險負擔を傭主に歸するを正當とすと論じて居る。尙労働の結果に對する被傭者の權利については發明權、特許權の問題を、労働契約の終了に關しては其の原因、其他此れに關して起る事象を取扱ひ最後に徒弟契約は労働契約の特殊なものであることを明らかにし此の取扱ひ方を述べて居る。

吉田 一枝 労働法の基礎觀念 (工業 30—33, 38—40)

人格權、生存權、労働權、労働全收權、等につき世界各國の學説を引きて論じ、立法を出して比較し、その根底を我國、民、憲、刑法等に求めて詳しく述べ立ててゐる。結論に於ては労働法の意義、被傭者の意義、労働科學の地位、社會政策の意義について論じてゐる。

南 岩男 雇主組合論 (工業 29—40)

著者は本論文終結に際して言へる如く「人事の一切を通じて最も大切なるものは道德である。故に事業經營の根本方針は共存共榮であらねばならぬ」と。而して正に「かくあるべき雇主組合は特殊の爲めの特殊であつてはならぬ」と至極穩當な考への下に第一編雇主組合の理論に於て本質、組織、法律上の地位、第二編雇主組合政策論に於て爭議豫防策、労働爭議對抗策等整然と相等の外國の諸例を擧げて述べてゐる。

磯谷幸次郎 工業的事業經營者の責任と民法第七百九條 (法曹會雜誌 7の1)

「自己の權利行使に當りては他人は損害を加ふるものに非ず」「故意過失なければ責任なし」と云ふ如きローマ法上の原則は時代の進行と共に色々の變容を受けざるを得ぬ様になつた。近時工業の大規模事業が經營され過失なくしても他人に損害を加ふ事が多くなり此れに對する損害賠償は民法第七百九條によりては解決出来ぬ様になつた。此處に於てか損害賠償に於ける結果責任(無過失責任)主義が認めらるゝに至つた。本論文は大事業經營者の無過失責任に關して述べたものであるが、從來吾大審院の判例に於ては民法第七百九條を嚴格に解し下級審に於て無過失主義を認めた判決を破毀して居た。之を外國の例に徴するに獨逸に於ては吾民法第七〇九條に當る全國民法第八二三條は嚴格に過失主義を取れるが故に結果、責任主義勃興と社會の趨勢に鑑み特別法規を制定して過失主義緩和の方法を取り奧太利瑞西等亦此れに倣つて居る。佛國に於ては第一千三百八十四條第一項をば活用して危險性を有する事業に就ては事實上結果責任主義を實行し、英國に於ては六十二年前より無過失責任主義の法理を用ひて居る。斯かる諸例を見るにつけ吾大審院は昔ながらの過失主義を固守し社會の趨勢を洞察するの能力を缺いて居ることはまことになげかはいし事である。宜しく吾國諸裁判官は無過失責任の法理の樹立に勉むべきであると論じて居る。

瀧川 定次 工場法と保護職工 (財政經濟時報 16の5)

著者は二交替制就業工場に對する法第四條適用即深夜業廢止に關する規定の不備を改正し我國情に適する様完璧にする目的を以つて本論文を起稿されてゐる。

1、休日制の不備に付いて工場附則の改正を要し、2、始業時間についても午前6時を至當とすべく、工場法第4條は改正さるべく、國際勞働會議で認めた週休制の爲めには第7條も改正を要し、3、第4條第2項追加「職工を二組に分ち交替に就職せしめる場合に於て週休制を實施する工場に限り片番正味作業時間9時以内なるときは午前6時より翌午前1時まで就業せしむることを得」と改めたいことを述べその理由を付してゐる。

7 勞働者保護及工場監督

社會局勞働部 昭和2年度工場監督年報(12) (昭和4年6月)

工場監督職員の人員は昭和2年12月末日現在に於て次の如し。

	工場監督官				工場監督官補				合計
	事務	衛生	技術	計	事務	衛生	技術	計	
中央	1	1	4	6	5	—	2	7	13
地方	17	7	6	30	102	10	49	161	191
計	18	8	10	36	107	10	51	168	204

工場福利團體の昭和2年度に於て設立せられたるもの、福井縣工場協會、富山縣工場協會聯合會岩手縣工場懇親會の三である。かくして今や安全週間等の催しは全國的に一層の効果を收め得るに至つた。

昭和2年10月1日現在に於ける工場法適用工場は 51,953 同職工數は 1,703,537 であつて之を前年度に比すれば工場數に於て 2,304 増加、職工數に於て 16,065 の減少を見て居る。

工場法適用工場の業務別工場及勞働者次の如し。

	實 數		百 分 比	
	工場數	勞働者數	工場數	勞働者數
染色工場	14,274	987,463	27.6	58.1
機械及器具工場	9,848	243,273	19.1	14.4

第五章 社會衛生に關する文献の抄録

化學工場	6,250	177,729	12.1	10.5
雜工場	3,516	86,698	6.8	5.1
飲食物工場	15,16	168,453	10.2	9.9
特別工場	2,909	23,856	5.6	1.4
合計	1,953	1,687,472	100.0	100.0

就業時間は業務の種類により大体三に別ち得る。保護職工、殊に多數の女子による工場に於ては最長法定時間を採用するものが多く、一方保護職工を以て事業の樞軸と爲さる工場に於ては、10時間乃至11時間制を普通とする。又、化學工業、電氣業等の如き晝夜繼續作業にあつては12時間2交替制のものが多數を占める。其他印刷業等の小工場にあつては殘業の名目を以て事實上長時間の就業を要求するものが尠くない。

休憩時間は就業時間と同じく業務の性質上差異がある。一般に1時間制が多いが正午に一度に與へるものと、午前午後各15分宛正午に30分と3回に別つものがある、近年工場法の適用に依り、已むを得ざるものを除き、規定の休憩時間を設くる工場が多くなつた。尙ほ此休憩時間を有益に利用する方法が考へられてゐる。

休日規定も圓滿に行はれつゝある。週休制を採用するもの多く、月、2回制が普通であるが紡績業にあつては月4回制を勵行してゐる。其他輪番休日制も一般に採用されてゐる、尙ほ慣習上の休日がこの上に附加せられる。

女子及、年少者の深夜業は昭和4年6月末日限り之を禁止する事となつたが昭和2年度に於いて深夜業に従事する保護職工の状況は次の通りである。

保護職工を深夜業に従事せしめる工場數	晝夜交替作業に従事する職工數		
	15歳未満の男子	女子	計
422	1,140	179,278	180,427

因に昨年度より差引 15,760人の減少を見て居る。

工場災害に關し昭和2年度總件數を見れば次の通りである。

職 工	火 災		損 壊		
	工場發火	類焼	計	破裂	風雨
死亡者數	537	77	611	1	114
負傷者數 (休業3日以上)	44,558	77	611	1	114
計	279	44,558	44,837	1	114

災害豫防に關しては社會一般の覺醒に伴い多くの合目的設備が企圖されつゝある。殊に注目すべきは本年度より實施さるべき健康保險法であつて近年多數設立せられたる災害豫防委員會と相俟つて大いにその眞意義を發揮せんとしてゐる。工場協會、工場懇話會も益々完備せられ、政府の指導の下に或は懇話會聯合會主體となり、産業福利協會の後援を得て、効果的に安全週間を實施する等、該運動の發展著しきものがある。

鯉沼 荏吾 勞働者の保護 (醫事公論 878)

著者は一醫人として我が國の労働者の健康保護施設を赤裸々に批判し、將來の施設に及んでゐる。先づ労働者の保健について論じ、労働者の健康障害については大正15年まで10年間の統計によれば

罹病率	277.8%	負傷率	107.9%
死亡率	2.85%	未治療率	9.31%
結核	2.9%	呼吸器病	52.3%

又作業と疾病との關係についても労働者の健康障害は之を職業病と非職業病に別つべきであり、労働環境の改善にも寄宿舎規則、危害豫防衛生規則等もつと徹底せしむべく、將來に對する希望としては労働病理の研究、職業病研究、公衆衛生等に關する機關を設くべきであると論じてゐる。

名波壽雄 産業福利運動の進歩 (産業福利 4の12)

もと社會事業の一形態であつた産業福利事業が最早科學的労働管理の名の下に技術の一部分としてその地位を占むるに到つた。ロバート・オーエンに始まつたこの事業の思想は歐洲大戰迄は進歩的な工業主自身から起つて來た。産業福利運動も初めは労働者を墮落から救ひ上げ彼等を潔白にして勤勉なものとなさんとす試みであつたが、労働立法及社會的實地踏査方面に於ける社會連帶の努力は労働大衆を産業革命の悲惨事から開放する上に相等の功績は擧げられ工場主の任務は擴大され且重きを加へた。かくて熱心な企業主は法の要求する以上の任務を果たした。乃労働者の保護施設から疾病治療、模範村、學校體育館、浴場の設備、安價な食物の提供、諸種診療配當まで與ふるに及び、又他の工業主も之に倣ふものありて漸次發達して來た。然るに此の福利施設によつて實際せし工業主の利益は甚だしく(福利事業は必ず引合ふものだ)といふことが信ぜられるまでに至つた。現今佛伊英等の産業福利運動は産業上、國民的必要、人種保存等からその動機を發してゐる。而してこの運動は大戦以後繼續的のものとなし、産業に關する各省は強制的に福利事業を行はしむるに到つた。而し事業の進行は却つてそれに対する運動をにぶらせた。而して多事多難に遭遇せる事業界は福利事業をして發達を害するどころか一層新しい方法を以て行はれる様になり、諸種の専門家は之の爲め工場に働く様になつた。

鯉沼 荊吾 工場衛生婦に就て (醫事公論 896,897,898)

著者は(労働婦人の保護監督に教養ある婦人を當らしめるといふことは、労働婦人側の利益であり又最も婦人に適應せる職業の一である)と考へる。又工場衛生婦は病人看護の知識でない、一般の衛生知識豫防醫學知識等をもつた婦人の活動は寄宿舎を有する我國の工場に於ては既にとくに發達してゐなければならぬ。衛生婦の活動は更に工場外にも延され得る)と論じ獨乙及英國の事情を報告してゐる。獨逸に於ける工場保護婦の数は1925年に於てはプロ

シヤ4名、工場保護婦の任務は(1)労働者を助け之を指導し教育すること、工場内に於ては作業場の巡回。(2)職工の相談に應ずること。母の相談に應ずること。(3)新職工採用の時その選擇に當ること。(4)職工の勤務替へを行ふこと、(5)職工解雇の時の働。(6)小工場に於ては家庭婦として働くこと。(7)圖書借出に應ずること、(8)救護事業に關係すること俸給は至つて高く、又職業上諸種の困難が伴ふ故に今では非常に減少してゐる。教育の程度も女學校卒業³⁸、看護婦教育を受けたる者²¹名、戦時保護看護の試験を受けたる者¹⁴、家事教育を受けし者⁵、會計教育ある者⁵、外⁶。次に英國に於ては産業福利協會婦人部長ニール夫人の演説及實際家⁵名の意見が載せてある。最後に社會衛生學の理論を實際化して其の前線に活動する者は一般保健状態の未だ良好でない我國に於て是非共爲さねばならぬものであると共に殊に吾が工場に於ける労働者の大部分は女子であることを思へば工場衛生婦の必要は容易に首肯せられる。

北川 文松 産業衛生の開発上工場看護婦設置の必要 (日本の醫界 19の35及36)

産業が進めば工場衛生も進む筈だが一向その傾向が見えぬ。工場經營者は生産品にのみ注意すべきではなく、労働の保護も考へねばならない。労働を保護するには實際診療を司る醫者のみでは足りぬ。各工場を巡り之を衛生的に注意する看護婦が必要となる。寄宿舎附屬の工場に於ては尙更この必要が存する。而して工場看護婦の守るべき任務は(1)保健に關する諸規定履行の監督、(2)衛生上特に注意を要する箇所の取締、(3)救急法衛生教育の補助、(4)工場内第一手當及患者の取扱い。(5)職工の家庭訪問等である。著者は更にこの5項を詳細に述べて、相當の人物を以つて之に當つれば又産業福利の増進されるところがあると結んでゐる。

東京市役所 日傭労働者の日記(2) (昭和4年7月)

本日記は昭和2年度に引續き昨年度1928年に於て施行した日傭労働者の生活状態に關する調査の一部分であり前年度は公私の宿泊者止宿の労働者を對象としたるに對して本年度は木賃宿宿泊者を對象としたのである。内容を一讀するに日傭労働者の失業と生活に對する不安の體験を如實に物語つておるものが多く又「はしがき」にも言へるごとく、前年度の分よりより一層ルンペンの色彩多く近代的労働者的な意識はほとんど見受けられない。

8 労働者教育

三谷孫三郎 工場従業員に就て (社會政策時報 104)

著者の關係せるセメント工場に於いて實施せる一般労働者教育の概況を記述したものであ

つて、主として實際的の知識を増進せしめる目的を以つて、所謂その職業に即した従業員を養成せしむことを主旨としたものである。その期間、時間割、科目等は次の通りである。

講習期間	約2ヶ月、60時間
講習時間	午後3時—5時
生徒	20—30
學科	1、セメント工業大要 2時間
	2、セメント製造學 4時間
	3、セメント試験及應用學 6 "
	4、機械學 4 "
	5、電氣學 4 "
	6、容器學 2 "
	7、工場管理學 4 "
	8、材料學 2 "
	9、災害豫防 4 "
	10、保健衛生 6 "
	11、社會常識 14 "

而して修了生には特典を與へぬこととし同窓會を組織してゐる。

松澤 兼人 階級労働教育論(二三) (社會政策時報 104)

著者は先づ一般教育と階級教育とを分ち、労働教育は超階級的の一般教育を批判して起つたものであると斷じ、労働教育は労働者の實踐によりて證明せられる獨立的のものでなければならぬことを述べ、次で現在本邦各地の労働學校の孤立無關係なることをなげき、それらの協同の必要を説き、次に教育の方法として期間につきては一期3ヶ月とし、二期卒業を以つて今の過渡時代に適した方法であるとし、入學資格としては、組織労働者に限定すること、講義科目では社會科學に最も重要な地位を與へ、教授方法としては、詰込み主義を避け、伸ばす方法を用ゐるために、學生に論文を書かせることを奨励すること。次に運営は委員會の手によりてこれをなすことを原則とする。

協調會 本邦労働學校概況 (労働者教育資料 13) (昭和4年1月)

本邦労働學校の沿革並に狀況を明かにせんために編纂されたるものであり、未だ搖籃の時代にある、我國労働者教育に於て極めて貴重なる記録である。

川崎 健二 我國に於ける労働者教育の發達 (思想 85)

著者は労働者教育の發生の契機を、超階級的一般教育に對するアンチテーゼとして、労働者階級の擔へる使命の遂行を目的とするものを見て、その見地から我國の労働者教育の發達を見たものである。著者によれば、その發達過程を大別して、二期とし、前期を明治31—40年、後期をそれ以後とし、これを更に細別して明治44—大正13年、及び大正13年以後とし、各期の特徴を見てゐる。

即ち前期は社會主義のなした教育運動であり、後期の第一期はそれの再興時代とし、大正13年以後は方向轉換以後の教育運動をその特徴とし、此の後期に於いては組合運動の進展に伴つて漸く労働者教育の目標も亦明確に、即ち無産階級意識の所有者が無産階級意識の諸形態を階級闘争への最大武器たらしめるための教育として現はれて來た、これは又、非無産階級的労働學校の漸次的減少となつて來た而して組合運動の發展について、對立抗爭せる左翼右翼のいずれが労働者階級の勝利を確保するかは、又、公式的理論吸入を事とする教育と社會主義的闘争意識の涵養を事とする教育とのいずれが勝利を得るかの問題であるが、これは資本主義の消長そのものによりて實證せられて來ることを云つてゐる。

矢高 實 教育なんて出来るものか (社會政策時報 104)

労働者教育は資本家の手によりて到底不可能であるといふ一流の皮肉な論考に對して、現在紡績工場で行つてゐる教育に就いての種々の資料と質問法による工女の告白とから、現在實際に教育の出來てゐることを證明し、純粹な意味に於ける労働の育者は十分に行はれねばならないことを強調してゐる。

その中より女學校と名けて紡績工場に行はれる學校の概況を摘録せば某々6工場合計並に平均に就いて

寄宿女工總數	生數徒	百分比	生徒平均年齢	出席率
7810	753	9.6	17	86.6

惣田太郎吉 最近労働者の教化に関する二三の傾向 (社會政策時報 104)

最近に於ける労働者教化の實際を種々の工場の實例について考察し、最近殊に著しく目立つて來た傾向として、(1)労働者教育研究の傾向。(2)教育徹底の傾向。(3)職長教育問題擡頭の傾向。(4)體育振興獎勵の傾向。(5)労働者家庭改善運動運動勃興の傾向をあげ、その各々について、實例を示して論述してゐる。それらの實例を見るに、殊に最近頻發して來た労働争議によりて、かかる教化運動が急に準備せられ企劃せられてゐる様が顯著である。

9 婦人及び幼年の労働

寺澤 敬男 勤勞が女子の健康上に及ぼす影響 (教育心理研究 4の3)

女子の事務的職業従業者について、その勤續年数とその間の體重の發達状況を統計的に調査したものであつて、その結果によれば、滿12歳より滿14歳の前半迄の間に於いて就職せる女子は、その後一ケ年半までの間は體重の發達良好なるを常とする。しかし更に進むで1年乃至2年半に至る勤續をなして、その年齢が滿14及15歳に及べる者にありては、その體重の發達は、同年齡の一般に比して稍不良である。次に滿14、5歳以後は滿18歳の後半期までに於いて就職せるものは、その約半ケ年乃至1ケ年半に至るまではその體重の發達が不良なるを常とするけれども、更に勤續して、1、5年乃至2、5年に及べば、その發達は再び良好なる。15歳以上の者にして、2、5年以下の勤續者も大體に於いて體重の發達は良好なる傾向がある。

鯉沼 荻吾 未治解雇者(女工)の健康状態に関する調査 (産業福利 4の2)

常時職工50人以上を使用する工場にして、大正 12—14 年中に疾病未治の儘解雇せられたものにつき、歸郷前は工場に於いて、歸郷後は郷里に於いて記入せられた調査票に基きて觀

察せられたものであつて職工數 12,349名である。

未治儘解雇者の病類は呼吸器病多く、消化器系及全身疾患之に次ぐ。結核及び呼吸器病が約半數を占めてゐる。工業別に見ると次表の通りである。

	紡績業	製糸業	織物業	その他	總體
呼吸器病	45.27%	33.97%	37.71%	32.96%	41.17%
結核	4.14	2.90	3.27	3.21	3.71
消化器病	10.60	21.78	16.45	19.13	14.50
全身病	15.02	11.28	12.12	9.88	13.52
骨關節及筋肉の疾患	6.92	4.53	5.19	4.69	6.06

而してその結果は、治療約60%弱にして、22%弱は死亡してゐた。而して死亡者の53%強は解雇後半年以内に死亡してゐる。

治癒	7273	58.90
死亡	2679	21.69
未治	1615	13.08
不明	782	6.33
計	12349	100.00

病類別に見れば結核死亡率最も高くして 56.11% に達してゐる。呼吸器疾患の死亡は總死亡の 59.20% 結核は 9.59% にして合計せば 68.79% に達し、同年の帝國死因統計に於ける繊維工女死亡兩者の和 50.97% より遙に多い。

工業別に見ると、次表の如く紡績に最も低く、製糸業最も高い。

	死亡率	結核死亡率	呼吸器病死亡率
紡績業	20.22	52.33	28.27
製糸業	25.41	57.81	40.00
織物業	23.18	63.23	35.57
その他	20.99	76.92	29.59

又歸郷後醫療を受けた者 48% に對し、受けざるもの 51% に及び、死亡したものに於いても醫療を受けざるもの 40% に及ぶ。

これを以つて見れば歸郷女工の健康は工場の衛生状態に関する所大にして、職工採用時の體格検査と疾病の早起發見早期治療に力を致さねばならぬと共に貧困者の醫療問題も考へられねばならぬ。

田邊 秀穂 婦人労働者の貧血及其原因に就て (労働科學研究 5の4)

婦人労働者の 1018名 に就て、臨牀的検査、血液検査並に寄生蟲検査を共同的に行へる結果の一部報告にして、結論の概要は次の様である。(1)1018名の被檢

者中、臨牀上の貧血者 186名(18.3%)を得、其内48名は假性貧血者にして、眞性貧血者は全員の 13.6%に於て認められた。(2)健康婦人労働者 83名に就ての標準血液所見は赤血球數 399 萬乃至 476 萬、血色素ザーリ價 71 乃至 85。(3)晝夜交代作業制の下にある紡績婦人労働者は就業年限の加はるに従ひて貧血發生の度を高むる。年齢の加はるに従ひて貧血發生率の高きことも、恐らく就業年限増加に依るものも推論せられる。(3)部署別に見れば粗紡工に貧血者最も多く、織布工之に次ぎ、總部工に最も少い。これは作業部署に於ける労働の難易、環境諸條件の相違に依るものも思惟する。(5)獨樂音は貧血者には約80%、非貧血者には約 28%の陽性率を見る。赤血球數は 300 萬以下、血色素 50 以下に於ては、必發の症狀である。(6)皮膚並に粘膜に就ての視診のみに依りて貧血を診斷するこゝは危険なこゝである。(7)貧血は寄生蟲に因する場合多く、貧血者の約50%は十二指腸蟲病患者である。(8)貧血の原因としては寄生蟲の外に食餌、日光の缺乏、慢性疲勞等の諸因を考へられる。

長野縣工場課 製絲女工の水むし豫防に関する研究 (産業福利 4の2)

製絲女工に來る職業性濕疹たる水むしについて調査せる所によれば、同縣下大正15、昭和元年度に 1,363 人あり、休業日數 8733 日にして、一人平均 6.4 日休業してゐる。

その罹病率を見るに、昭和3年春産白蘭の繰業従業者に就いて次表の通りである。

工場名	女工總數	水蟲患者	罹病率
O 工場	423	125	29.6
N 工場	396	305	88.4
I 工場	440	264	60.0
K 工場	222	69	31.1
A 工場	153	37	24.0
計	1634	840	51.4

即ち平均 51.4%である(夏季診断)

次にこれが豫防實驗として種々の藥品を使用した結果は次の通りである。

薬品	使用者數	使用前罹病率	使用后罹病率	差
5%ホルマリン水	148	62.3	39.8	-22.5
0.1%昇汞水	141	59.6	50.3	-9.3
5%醋酸	143	61.5	31.5	-30.0
3%クレゾール石鹼水	140	42.1	38.6	-3.5
ラノリン	136	43.4	42.6	-0.8
ミコオール	144	48.6	38.2	-10.4
硼酸軟膏	143	53.8	46.2	-7.6
太乙膏	66	63.6	56.1	-7.5
5%ホルマクン水ラノリン	144	47.2	39.6	-7.6
3%クレゾール石鹼液ヘラブ氏軟膏	154	48.1	37.0	-11.1
對照(無使用)	160	36.3	38.7	+2.4

即ち5%醋酸水最も良好の成績を示し、次で5%ホルマリン水である。これを作業開始時より使用せば、その豫防的効果は更に一層大なるものがあるであらう。

助川 浩 纖維工業女子従業員の労働に関する衛生學的觀察 (産業福利 4

の1、4の9、4の11、4の12)

紡績作業従業工女についての月經に関する統計的觀察であつて、人員 910 名について、その結果の主要なる部分を摘録せば、就職及月經障害と認めらるべきは第一に月經不順(110%)次に月經閉止(6.7%)次に月經日減少(6.4%)であり、又、月經強度の最も強きものは捲絲に最も多く(52%)弱きものは總部に最も多く(51%)普通なるものの最も多きは精紡(25%)である。而して上記月經の變調は、主として業態と労働時間の關係に基くものである。

次に尿の性状について、その比重は晝業後は高きものが夜業後よりも備に多く(66%對62%)而してこれらは對照者(晝業のみの作業)並に労働せざる女子に比して適に高率である。比重の高きものの割合と勤続年數との關係を見ると、6ヶ月及び3年前後のものに最も多くそれより進むに従ひ漸次低位となる。

又、尿の清濁について見ると、紡績女工の尿はその他の女子に比して不清濁率が高い。これは労働時間の長く且つ立業であることが女子の身體殊に生殖器の障害を惹起するのではあるまいか。

小川 惟熙 婦人労働者の發育に関する研究(2) 紡績婦人労働者と海女との

比較 (労働科学研究 6の4)

婦人労働者が其従事する職業の異なるによつて彼等の身體的發育の上に如何なる影響を及ぼすかを觀察せるものであつて、154名の海女と411名の紡績女工手に就て検査せる成績である。被検査者の年齢の幅は満18歳—49歳である。検査項目は體重、身長、坐高、胸圍、下體高、肩幅、腰幅、肺活量等にて、主要なる事項として大要次の如き結論を示してゐる。(1)體重、身長、坐高、胸圍、下體高、體重、坐高に對する下體高の比例、肺活量等に於ては女は紡績女工手に優越してゐる。唯肩幅と腰幅に於ては紡績女工手の方僅かに優るか、或は兩者相伯仲してゐる。要之、概観して海女の體格は紡績女工手の夫に比して著しく優越してゐる。(2)此海女なる大自然の運行に合致せる原始的生活者と紡績女工手なる近代的機械産業に従事せる生活者とを比較するに、其身體的發育の上に及ぼす所は後者に於て著しく障礙的なる事を結論せざるを得ない。

杉田安太郎 性的差別に基く賃金差別の不合理現象に關する一検討 (社會事業研究 17の2)

女子労働賃金の男子に比して低額なることは、生産價值に對する代價として不合理であるのみならず、延ひては男子の賃金低下を誘導するのみならず、産業市場に於ける自由競争は、婦人労働者の従業率を増大し、母性及び兒童への危害を益々大にする。

即ち著者は神戸市内に於ける各工場についての實地調査から次の如き數字をあけて、婦人労働者が豫想外に甚だしく搾取せられてゐることを證し、しかもそれが單なる性的差別に起因する以外に首肯すべき理論的根據のなきことを説いてゐる。

工業統系別平均所得 (43,000人の労働者についての調査)

業	男		女	
	一日平均所得	一日平均労働時間	一日平均所得	一日平均労働時間
	圓	時分	圓	時分
金 屬 工 業	2.448	9.13	.765	8.30
機 械 器 具 製 造 業	2.511	10.25	1.121	10.15
化 學 工 業	2.801	9.29	1.084	9.24
織 維 工 業	2.240	9.18	1.003	9.08
紙 工 業	2.154	9.54	1.019	9.45
木竹に關する製造業	2.313	8.00	.728	6.00
飲食料品嗜好品製造業	1.920	8.53	.807	8.41
被服身の廻り品製造業	2.306	10.03	.885	9.45
土木建築業	2.227	9.35	1.162	9.17
製版印刷製本業	2.448	12.28	1.148	12.13
瓦斯電氣天然力利用に關する業	2.242	9.35	1.330	9.27
其 他 の 工 業	2.760	8.25	—	—
	2.319	8.20	.905	8.36

契約賃銀によりて頻數分布を示すと次の通りである。

圓 錢	男	女	圓 錢	男	女
.50 以下	185	745	4.00 "	2,216	15
1.00 "	2,052	6,031	4.50 "	11,174	6
1.50 "	1,986	3,586	5.00 "	648	1
2.00 "	4,265	991	5.50 "	274	—
2.50 "	7,556	417	5.50 以上	418	1
3.00 "	6,382	151	不 明	118	27
3.50 "	4,211	53	計	31,489	12,024

次に實物給與について見るに、これのあるものは、女子の11時間労働の場合に於いて最も多く、男子のその場合に於けるものの約三倍の人員を含んでゐる。

前田 一 職業婦人物語 (東洋經濟出版部 昭和4年5月)

近時最も著しい傾向をなすものの一つは婦人の職業的進出である。本書は職業婦人の種々相をその内面まで曝けだして畫いたものであり、現在の職業婦人の實相をしるには適當な書籍といふべきである。

岩崎 盈子 勤勞婦人の歴史的使命 (社會事業研究 17の7.4)

眞に自覺せる勤勞婦人は自己を現出せしめたる歴史的法則を認識し、且つこれの意識的統制によつて、社會を改良せしめ得る歴史的使命を自覺せねばならぬ。今日多くの無産勤勞婦人を出現せしめたものは、多くの無産婦人をもその家庭内に安じさせて置く餘裕のない社會の現状——資本の無制限な自由活動と搾取對象の自由選擇の許された現代資本主義社會は、資本にとって有利な諸條件。(1)一家の生計維持者たる男子の収入を補助する立場に於て、女子勞働はその賃金が同一量の男子の勞働に比して極めて低廉である。(2)女子勞働は産業豫備軍を増加し資本家に對して雇傭條件を益々有利に展開せしめる。(3)女子は久しきに亘る傳統的慣習によつて比較的劣悪なる勞働條件の下に傭入れ且つ之を酷使する事が出来るを充たす爲に、一方婦人に對して自己の勞働力の處分、職業賃金收得の自由の權利を認め、他方彼女達を家事と育兒の家庭から切離して勞働市場にかりたてた。かかる勤勞婦人の地位勞働條件を最もよく理解しその本質を完全に把握し得る勤勞婦人は、その實踐を通じて、婦人が何ものにも屬さない自由社會への科學的展望、歴史觀を獲得すると論じてゐる。

藤田進一郎 少年勞働の禁止 (社會事業研究 (17の6))

少年勞働は國民中の貧困分子に特有の現象であり、少年勞働問題は不熟練勞働問題の一部である。自己の子弟を工場に勞働せしむるものの賃金収入の少いのは子弟を工場に送つて競争者を増加するからであると同時に、成人勞働の賃金収入が少くして一家の生計を支へることが出来ないから子弟を工場に送らねばならないのだ。少年勞働の原因については色々な説があるが然し、根本的原因が經濟的の必要にあることは否まれぬ。ではこの少年勞働の禁止によつて直に成人勞働の需要と報酬の増加とは齊す事が出来るか。事實は全く反對の現象(婦人勞働の進入産業豫備軍失業職工の競争等)を呈してゐる。このジレンマを如何にして解決するか。少年勞働の急激な禁止よりもむしろ、その勞働條件の改善、漸次的禁止が得策であり、成人勞働者の勞働條件の改善に俟たねばならぬ。かくして少年勞働の禁止は先づ少年勞働の供給本源たる不熟練勞働者の家族の經濟的壓迫を緩和する事であり、矢張り救貧防貧の事業から取りかからねばならない。

牧 賢一 無産兒童保護事業の反社會事業性 (社會事業研究 17の6)

少年勞働者少年求職者の夥しき増大。それは僅に我國のみならず、世界文明諸國に於ける現代資本主義社會制度の然らしめた必然的共通の情勢である。(昭和2年我國勞働兒童は約四百萬)。賃金が廉く而も不平や反抗のない少年勞働者は確かに資本家に好しいものだ。然し少年勞働者の數が増える程成人勞働者は其職業市場から追ひ拂はれる。而も大人がその生活手段を奪はれれば奪はれる程、彼等の子供達は働かなければならなくなる。彼等の肉親の没落は益々彼等の動員を必要ならしめる。何と云ふ因果の齒車か。而もこの矛盾に油を注ぐもの

即ち少年をして職業を得易しめ獎勵するものこそ、今日の無産兒童保護事業としての少年職業の指導、紹介の事業である。他の多くの社會事業が資本主義の擁護存続に直接間接に役立つ安全網となつてゐる時、之は資本家の懐を肥やす利潤と共に急速に失業者群を大量生産して行く。そして資本主義社會を其全社會を、其窮極の地へと驅つて愈々狂氣の如く走らせる鞭となつた。筆者はそこに無産兒童保護事業の反社會事業性を見出してゐる。

10 母性保護(一般婦人問題を含む)

内務省衛生局 娼妓藝妓及酌婦數調 (昭和4年2月21日)

(娼妓は1年中1日平均數、藝妓酌婦は年末現在數)

年次	娼妓	藝妓	酌婦
大正5年	54,049	47,704	—
大正6年	54,585	52,466	—
大正7年	43,832	59,161	—
大正8年	47,743	67,372	—
大正9年	50,435	70,945	67,822
大正10年	51,925	—	—
大正11年	(1) 44,614	—	—
大正12年	(2) 48,323	73,003	46,158
大正13年	50,703	77,101	48,291
大正14年	51,423	79,348	—
大正15(和昭元年)	50,235	79,934	(3) 101,966
昭和2年	47,436	80,086	111,032

(備考) 空欄は計數不明

(1)大正11年の娼妓數中には東京府及神奈川縣の數を含まず。

(2)大正12年の娼妓數例年に比し特に減少したるは大震災の影響に依り東京府下に於て娼妓の減少したるに因る。

(3)大正15年以降酌婦數の特に増加したるは酌婦なる名稱を設けて許可若は認可したるもの又は料理店飲食店等に於て酒間の斡旋を爲すものを掲記したるに因る。

内務省衛生局 遊廓に關する調

遊廓に關する調 (昭和2年12月末日現在とす)

	貸座敷 免許地	貸座敷 營業者	引手 茶屋	娼妓	貸座敷 男	貸座敷 女	遊 客
合 計	539	11,383	94	50,056	5,687	21,950	22,273,849
昭和元年 大正15年	546	11,532	93	50,800	5,731	22,433	22,587,440
大正14年	552	1,756	102	52,886	7,076	23,129	22,130,512
大正13年	537	11,690	114	52,325	7,111	22,042	23,405,397

(警保局調査に依る)

内務省衛生局 料理屋待合茶屋藝妓置屋飲食店数調 (昭和2年12月末日現在)

	料理店	待合茶屋	藝妓置屋	飲食店
合 計	58,431	4,080	20,852	158,736
昭和元年	56,295	4,121	20,923	145,880
大正14年	51,883	3,996	20,176	138,752
大正13年	50,506	3,369	19,446	133,645

(警保局調査に依る)

11 失業、職業紹介附職業指導

安部 磯雄 失業問題解決の原則 (改造 11の5)

大林 宗嗣 失業と貧乏の理論と實際 (社會事業研究 11の6)

増田 抱村 失業対策としての貸銀問題 (社會事業 13の6)

失業対策として貸銀の低減を重要視する學說に対する見方としてホブソン、及びカッセルの説を批判し次に失業対策施設の一種たる救済事業に於ける貸銀問題を説いてゐる。

永井 亨 失業問題批判—日本の失業問題 (社會事業 13の7)

本誌には此の他に高橋、小山、山田、磯村、緒方、木田、曾山、有坂、小島、安積、遊佐諸氏の失業問題に関する論文が載せてある。

高橋 龜吉 我國現在の失業問題の性質と其重點 (社會政策時報 108)

我國に於ける失業者増大の原因は、1、我國經濟の資本主義的發展が、根本的に行詰つてゐる。2、營利本位の經營に由る限り、資源の開發が已に下り坂になつたことに原因するもの。3、所謂産業合理化の名に依る機械の利用、勞働者數の節約に基づくもの。4、財界整理の對策が拙劣で一時的に不景氣を深刻化させてゐる。これ等であるとして一々統計的事實を擧げて説明し、次に我失業問題の特質と農村の人口過剰の問題を多くの統計的考證を以て論じ、我國の失業問題は、我國從來の經濟が根本的に行詰つたことに基因し、而して失業者群の大部分は盛んに農村に集中され、しかも彼等は都市に於けるが如く全然徒食することなきも、農村の總てのものをして半ばは働き半ばは失業せしむるが如き傾向を招來してゐる。これは失業に耐へ得る力も強力なりとも云へるが又半面に於て、失業の及ぼす恐るべき影響を物語つてゐる。農村に於ける失業は、農村人口の大部分を徐々に深刻に蝕みつつある點より見て、我國失業問題の特質及び重點の奈邊にあるかを力強く暗示してゐる。

河津 暹 智識階級失業問題 (社會政策時報 108)

智識階級の失業問題の對策として最も重要なものは、學校の教育方針、今日の教育制度の改正、は勿論、その他に智識階級の勞働の需要と供給の點を考慮することである。又學校出の有爲の青年が徒に一流きこの會社銀行に入らんとして競争しその少數のもののみが志を得て他は失業の状態にある、無氣力なる點も、失業者の意外に多い一つの理由となるであらう。

内藤 久寛 我國に於ける失業問題 (社會政策時報 108)

救済資金、失業保險等は應急の處置としては有効であるが、根本的解決ではない、職業紹介も部分的である。根本策は、産業の振興を計るより他にない。

武藤 山治 失業問題の根本的解決 (社會政策時報 108)

不景氣の原因は政府の資本浪費に基く故に失業の根本的解決策は政治の經濟化を行はねばならぬことにある。

土方 成美 職業別人口の變遷を通じて見たる失業問題 (社會政策時報 108)

職業別本業者數、本業者中に於ける職業別割合、職業別本業者指數等の表を擧げてゐる。これにより本業者數について見れば、常識の示すが如く、明治5年より昭和4年に至る間に於て農業者數は約250萬人減少し、之に反して工業者數は同期間に約550萬人、商業者數は約270萬人、交通業者は130萬人、公務自由業が約110萬人を増加してゐる。明治大正年間を通じて最も増加人口を多く收容したものは、工業であり商業之につぐ狀況である。本業者中に於ける職業別の割合について見れば、農業は明治5年の8割1分強より4割3分に減少し、之に反して工業は4分8厘より3割3分に商業は5分5厘より1割3分5厘に、交通業は7厘より5分4厘に、公務自由業は2分9厘より6分に何れもその割合を増加してゐる。次に明治5年を100とする本業者數の割合増加を見るに其の増加率の最も著しいのは鑛業である。しかし鑛業は明治5年本業者が著しく少なかつた爲めに大なる増加割合を示してゐる。之を除外して考へるに、増加率の著しいのは交通業、工業、商業、家事使用人、無職業、其他有業等の順位である。最後に本業者の人口1,000に對する割合を見るに、明治29年頃まで漸次其割合を増加して行つたが、其後は漸次減少の傾向を示してゐる。

以上の結果によつて見るに、明治以後我國の増加した人口は主として工業商業交通業によつて養はれたことは明瞭である。それにも拘らず本業者の人口1,000に對する割合は明治29年頃を轉換期として其後漸次減少して行つてゐる。之は何に基くのであらうか。人口の増加が著しく出生率の大なる爲めに比較的幼年者が人口に於て占める割合の増加したとき、工場法の實施其他によつて漸次幼年者其

他の使傭が制限せられたとき等も本業者の割合を減じた理由であらうが、商工業の發達程度が人口増殖に追隨し得なかつたのが一原因であるを認めてよからう。

以上の推定を基礎として考察すれば、我國の人口問題失業問題の解決は一應商工業の發展を計るに、生産費を増加し輸出の振興を阻害する幾多の保護政策の制限によらなければならないことが明瞭であり、殊に技術教育の振興によつて益々工業國たる方面へ進展するにこそ最良の問題解決策たることを知り得るであらう。しかし、翻つて見れば、商工業の發展のみによつて失業問題の全部が解決し得べしとも思はれない。茲に於てか、單なる商工業の發展を期する以外に、又別個の失業對策が將來に於て要求せられることを思ふ。

中央職業紹介事務局 昭和3年末全國主要都市失職狀況 (昭和4年5月)

本統計は自昭和3年12月28日乃至31日中央職業紹介事務局より各地方職業紹介事務局に依頼し、管下主要都市所在職業紹介所をして、其の所在地につき調査せしめたるもの。

以上調査せし都市數は96を數へその失業者總數は121,016人を數へ之を昨年末の調査と比するに、その調査都市數は却つて多少の減少を示せるにも拘らず、尙16,698人の増加を來せるは、3年に入りて一層失業苦の深刻化せるを知る。而して、これが地方的分布を見れば東京地方管内が55,457人にして總數の46%を占め、次に大阪地方の52,600餘人の44%の順にして以下福岡地方の9,280人(7%)名古屋地方の3,704人(3%)の順となつてゐる。尙其の職業的分布を考察すれば、工業及鑛業に従事するものが最大にして總數の24%を占め、次ぎて土木建築の(22%)、雜業中智識階級に屬せざるもの(17%)の順にして、以下商業(13%)、智識階級に屬する者(11%)、通信運輸(6%)、戸内使用者(3%)、農水産業(1%)水産業(0.5%)の順となる。而して我國産業の中心地域たる、東京、横濱、京阪神、福岡附近の狀況を見るに、いづれも産業狀態不振のため失業者増

大の状況を續く。今その産業状態と失業数を掲ぐるに次の如し。

東京市

一般經濟界の不振は續けるも、中小産業は、(イ)金利の引下、(ロ)復興建築促進の影響。(ハ)御大典に関する諸設備の影響により幾分活氣を呈す。失業者数は20,047人を占む。

大阪市

當地工業界は其の大市場たる支那の日貨排斥に禍せられて、一般に悪影響を蒙り只印度、南洋方面に販路を有する工業のみが多少の活氣を保つのみ。失業者数20,332人。

京都市 失業者数は 2,951人

神戸市 失業者数は 12,445人

福岡、門司、小倉、若松、戸畑、八幡、久留米、大牟田市

主要産業たる石炭、製鐵、紡績、織物の各々が不振にして北九州の大工場はすべて面白からず、福岡市及びその附近の集日的自由労働者(博多港海岸の材木、石炭、鮮魚、氷、雜貨、仲仕及人夫さ、西戸崎港の石炭仲仕)博多、吉家兩驛の鐵道仲仕は失業の危険少きに拘らず賃銀の低下を見た。失業者数 5,131人。

磯村 英一 本邦都市を中心とする失業問題の歸趨 (社會政策時報 108)

調査地域別失業比率

	總數	給料生活者	労働者	日傭労働者
總數	4.48	3.15	3.02	19.36
市部	4.32	2.91	2.95	20.16
其の附近	4.99	3.91	3.24	17.64
東京及附近	4.76	3.25	2.80	20.20
東京市	4.47	2.60	2.49	23.49
大阪市及其附近	3.64	2.75	3.09	12.93
大阪市	3.63	2.75	3.08	12.86
名古屋市及其附近	3.17	1.92	1.54	22.13
名古屋市	3.15	1.93	1.54	22.23

神戸市及其附近	5.14	3.66	3.31	26.97
神戸市	5.31	3.72	3.41	28.33
横濱市及其附近	9.36	4.36	7.51	29.65
横濱市	10.26	4.39	8.66	33.76
京都市及其附近	2.26	1.86	1.21	15.35
京都市	2.20	1.67	1.17	16.18

失業比率及び割合

	調査人口	失業者数	失業率	比例
東京市及其附近	821,845	39,117	4.76	37.0
大阪市及其附近	505,201	18,382	3.65	17.4
名古屋市及其附近	156,764	4,963	3.17	4.7
神戸市及其附近	157,757	8,116	5.14	7.7
横濱市及其附近	96,577	9,044	9.36	8.6
京都市及其附近	134,157	3,038	2.26	2.9

調査人口別失業原因

	給料生活者		労働者		日傭労働者	
	實數	比例	實數	比例	實數	比例
行政整理	2,828	7.8	2,282	2.0	54	0.1
軍備縮小	527	1.5	1,037	0.9	21	0.0
業務廢止	4,273	11.7	8,281	7.3	2,033	2.3
業務休止	1,892	5.2	11,942	10.5	4,623	5.2
業務縮小	5,802	15.9	28,346	24.9	9,104	10.1
生産方法の變化	9	0.0	37	0.0	27	0.0
災厄	731	2.0	1,159	1.0	218	0.2
労働争議	21	0.1	401	0.4	5	0.0
兵役關係	235	0.7	413	0.4	51	0.1
傷疾疾病	5,645	15.5	14,129	12.4	7,115	59.0
自己の都合	12,180	33.4	33,785	29.7	15,900	17.7
仕事無き爲	141	0.4	2,794	2.5	26,070	29.0
天候	12	0.0	3,805	3.3	22,652	25.2
其他	2,128	5.8	5,353	4.7	1,921	2.1

安積 得也 獨逸の生産的失業救済制度 (社會事業 13の7,9)

失業の對策として職業紹介、失業保險の他に更に積極的な生産的失業救濟制度を取れる獨逸の現況を紹介せしもので、我國の現今に徴し參考となる點少くないと思ふ。

牧 賢一 東京に於ける少年職業指導の實際を資料について (社會事業 13の1)

東京市内小學校に於ける指導の實際、赤阪小學校の例を述べ、次に東京府少年職業紹介所の遣り方を紹介し、參考資料として、東京市職業指導研究會編纂、職業指導講話案、及び東京少年職業紹介所編輯、職業指導資料を載せてゐる。又別表として東京府少年職業相談所のA.身體的障時に對する不適職業一覽表、B.一般智能に依る學校職業選擇規準表、C.聽力による可能職業一覽表、D.視力による可能職業一覽表を附してある。

杉山元次郎 失業問題と其對策に就て (社會事業研究 17の10)

先づ失業者の意義を明にし次に失業者現出の原因を探り、失業救濟の對策として、(1)労働者の互助組合の組織、(2)少年保護と國民養老年金制度、(3)職業紹介所の充實、(4)失業救濟事業の興起、(5)季節失業の防止、(6)開墾組合の設立等を擧げてゐる。

中央職業紹介事務局 日傭労働職業表解 (日傭労働調査 第1輯)

日傭労働者の概念規定

1. 日傭労働者は賃銀労働者である。

2. 日傭労働者は本則的には、其日限りの雇傭關係に立つもので定傭労働者と對立する。

3. 日傭労働者の大部分は次の性質を有つてゐる。

- (1) 屋外労働者
- (2) 不熟練労働者
- (3) 浮動労働者

即ち必ずしも遠距離に移動するものではないが、職業種及就業物に於て絶ざる變換が行はれてゐるのである。略々以上の如き、性質を特徴に數ふるを得るも、

其中には定備化して熟練労働者となり、一定の現場に一定の親方の下に所屬するに至るものもあることは勿論で、性質及作業能率の高きものは漸次定備化し行くものである。次で本職業表解による職業の分類を示せば次の如し。

1. 土木建築業、(1)木工、(2)左官、(3)石工、(4)土方、(5)鳶、(6)鐵工、(7)其他。

2. 貨物運搬業、(8)陸上仲仕、(9)水上仲仕、(10)馬力車力、(11)其他。

3. 衛生掃除業、(12)衛生掃除夫、(13)其他。

4. 雑業(14)雑役、(15)雑工、(16)臨時人夫、(17)其他。

而して日傭労働者と稱せらるゝ者の中大部分は男子が従事するものにして昭和3年2月東京市及其附近に於ける日傭労働者に關する調査によるも總數27,398人の90%以上36,706人が男子にして女子は僅かに692名に過ぎぬ。

日傭労働者は其の性質上必然的に其の仕事が自然條件に直接的に影響を受くるものにして、季節によりて、消滅するもの繁閑あるもの等種々あり。最後に日傭労働者の年齢は18歳乃至20歳以上40歳乃至45歳迄の者多く賃金は1圓以上4圓迄にして、1圓50錢より3圓位迄が平均、女子は30錢以上2圓位迄普通平均1圓位のものである。尚労働時間は一般に相當長く9時間乃至10時間作業多く季節的性質のものに至りては12時間作業のものも少くない。

中央職業紹介事務局 全國大學専門學校卒業生就職狀況調 (昭和4月4月)

所謂産業合理化(功利的なる)の聲をきくこゝもに智識的労働者の就職率は幾何級數的に低下しつつあることは本統計により如實に我々の見得るところである。即ち昭和2年就職率64.7%なるる翌3年に於ては、53.9%となり昭和4年には50.2%といふ著しき減率を示してゐる。而して昭和4年度における就職状態を更に詳細に見るに調査總數、22,959名 中就職者は11,524人でその比率は前記のご

さく 50.2% 未就職者は 4,862名 で 2.12% 自家営業は 1,192名 で 0.52% 上級
 學校入學者が 1,523名 で .66% 入營其他の理由で就職し得ざるものは、3,588名
 で 1.68% である。而して、その需給状態は理工科醫藥科師範等は相當の数を示
 しておるが、法經文及び女子に於てはその就職率は昨年度に比し可成低下して
 いる。而してその卒業生の販路は會社銀行最も多く 37.5% を占め、學校の 22.2%
 官廳の 19.4%これに次ぐ。給料は醫藥科最も高く、普通 150圓見當、次で理玉科
 は 100圓見當であり、法經文は大體 60—70圓 見當である。これを前年度に比較
 するにこの點に於ても幾分減少しておる。

職業紹介年報 昭和3年度 (中央職業紹介事務局 昭和4年10月)

本年報は昭和3年1ケ年間に於ける本邦職業紹介事業の概況を記述したるもの
 で巻尾に附せる統計表は職業紹介所よりの報告に係る職業紹介季報を集計したる
 ものである。

職業	業 態 別 職 業 介 紹 取 扱 成 績			求 職 者 數		
	求 人 數	求 職 者 數	計	男	女	計
工業及び鑛業	124,122	37,183	161,305	192,249	18,850	211,099
土木建築	73,714	688	74,402	53,829	474	54,303
商 業	163,690	18,476	182,166	145,870	12,014	157,884
農 林 業	4,124	370	4,494	4,790	135	4,925
水 産 業	1,108	98	1,206	986	45	1,031
通信運輸	15,102	1,284	16,386	25,954	1,803	27,757
戸内使用人	15,690	120,448	136,138	61,659	67,069	128,728
雜 業	91,714	22,464	114,178	123,607	27,986	151,593
無 希 望				12,712	759	13,471
合 計	489,264	201,011	690,275	621,656	129,135	750,791
職業	紹 介 状 交 付 數			就 職 者 數		
	男	女	計	男	女	計
工業及鑛業	87,286	13,961	101,247	42,190	8,446	50,636
土木建築	41,959	323	42,282	28,668	274	28,942

商 業	94,935	8,041	102,976	43,324	3,588	46,912
農 林 業	3,505	129	3,634	2,199	118	2,317
水 産 業	863	48	911	704	41	745
通 信 運 輸	12,119	1,071	13,190	5,747	479	6,226
戸 内 使 用 人	19,262	64,624	83,786	8,705	35,694	44,399
雜 業	55,239	13,608	68,847	27,823	7,717	35,540
無 希 望						
合 計	315,168	101,705	416,873	159,360	56,357	215,717

求 職 者 年 齡 調

年 齡	性 別		計
	男	女	
12歳未満	21	34	55
12歳以上	193	112	305
13歳以上	1,370	1,135	2,505
14歳以上	4,993	3,767	8,760
15歳以上	9,902	5,217	15,119
16歳以上	30,616	16,022	46,638
18歳以上	64,362	25,527	89,889
20歳以上	208,918	39,665	248,583
25歳以上	144,687	14,252	158,939
30歳以上	98,773	10,742	109,515
40歳以上	38,317	6,844	45,161
50歳以上	19,504	5,818	25,322
計	621,656	129,135	750,791

求 職 者 教 育 程 度 調

教 育 程 度	性 別		計
	男	女	
高等學校專門學校同程度學校卒業以上	5,038	227	5,265
同上學校中途退學	6,131	158	6,289
中學校高等女學校卒業	29,795	12,194	41,989
同上學校中途退學	38,032	4,517	42,549
中等程度學校卒業	31,207	6,532	37,739
同上學校中途退學	25,301	2,575	27,876
高等小學校同程度學校卒業	231,695	37,396	269,091

同上學校中途退學	28,170	6,078	34,248
尋常小學校卒業同程度	180,210	42,668	222,878
同上學校中途退學	33,341	8,058	41,399
多少文學ヲ解スル者	7,598	3,497	11,095
文字ヲ解セザル者	5,138	5,235	10,373
計	621,656	129,135	750,791

東京市役所 東京市労働統計實地調査職業名鑑 (昭和4年3月)

本名鑑は主として東京市及近郊町村に於ける第2回労働統計實地調査の結果に基く産業及職業の種類名稱を調査編成せるもの。その産業は次の如く分類されてゐる。(1)窯業、(2)金屬工業、(3)機械器具製造業、(4)化學工業、(5)纖維工業、(6)紙工業、(7)皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業、(8)木竹に關する製造業、(9)飲食料品、嗜好品製造業、(10)被服身の廻り品製造業、(11)土木建築業、(12)製版印刷製本業、(13)學藝娛樂裝飾品製造業、(14)瓦斯電氣及天然力利用に關する業、(15)其の他の工業。

東京市教育局 職業指導講話資料 (職業指導 2の3)

高等小學1,2年生に授くべき講話の資料を教案の形式を取つてまとめたもので、各職業に亘り、具體的に、かなり廣く取材し、又附録として、工業の種類、商業の分類、婦人の職業等の分類表を載せてゐる、職業指導講話をなす者に取つて参考となる點少くない。

谷野 巖 學校に於ける職業指導の實際 (モナス 昭和4年1月)

著者は先づ職業指導の意義、目的より説き起し次に職業的意識の涵養として、職業講話を各學科と關聯せしめ如何なる内容により何時間に何學年に授くべきかを一々具體的に詳説し更に職業指導の取扱ひ、職業の實地見學、其他職業的意識を涵養せしむる諸方法を説明し次に職業選擇に必要な事項を擧げ更に就職の指導、就職後の指導等を擧げてゐる。而してその内容は一々具體的事實を擧げ詳細に説明してあるが故に、學校に於ける職業指導の實際に當れる人々に益する事多大なものである。

丸山 良二 一般智能より見たる職業評定尺度 (教育心理研究 4の6)

80種の職業を選び、適當な評定者50名に之の職業名を書いたカードを渡して順

位をつけしむるのであるが、その評定的指示は、(1)それぞれの職業に必要なする智能の程度から見て品等するこゝ、(2)カードへ1番から80番までの席次を記入するこゝ、(3)6,7年以上同一職業に従事せるもので30歳以上世帯を持つてゐるものを對象として考察するこゝ、(4)同一職業群に優劣もあるが平均に依つて席次をつけるこゝ、の4ヶ條である。而して此の結果を整理し表示してゐる。尙本尺度の信頼性、一般尺度としての點數本尺度の使用法を述べてゐる。

12 社會保險

末高 信 社會保險の接續領域 (早稻田商學 5の1及2)

著者は社會保險の接續領域としての豫防的施設及救濟的福利施設をあげ、豫防は第一義的のものである。何さなれば豫防によつてのみ各種危險の負擔を社會は輕減するこゝを得る。さ云ひ各種社會施設につき論じ、救濟的施設は國民の一般生活以下にあるもの又はそれに落ちんさするものを救濟すべき施設であるさし一般の社會保險によつて生ぜし原體であるさ。各種救濟的施設を説いて居る。

兒玉 政介 歐洲各國に於ける健康保險の概観 (1—5) (醫海事報 1839, 1840 1843—1845)

著者は沿革より始めて適用範圍加入保險機關、被保險者の分布、保健施設、醫療組織、醫療契約、醫療監督、醫療統計、組合の管理、組合の監督等を要領のみ簡明に記して、英、獨逸、伊にわたつて述べてゐる。

兒玉 政介 歐洲各國に於ける健康保險醫療組織と醫療契約 (醫海時報 182 8—31及33—34)

著書は先づ如何なる方法により醫療組織は組織さるべきかの概要を記し、獨逸の例を擧げ同國では醫療組織については政府は何等干與するところなく、唯各組合毎に之を定める。大體に於ては州を單位として組合聯合を組織して、州醫師會と團體契約をする。自然醫療組織

としては自由選擇制度をとることになつてゐる。而してかかる組織の沿革と良否を論じてゐる。

次に英國に於ては醫療組織は保險醫服務規定により、書面を市區にある保險委員會に提出して登録を受けることになる。

第三にフランスに於ては大體任意保險制度が行はれて居り、鑛山、船舶、鐵道労働者のみが強制保險制度によつてゐる。而し新しい統一立法もされてゐる。

第四にオーストリアは殆んど獨逸と同じ制度を採り、第五にポーランドは組合の診療所が醫療の給付をなし、一般には強制制度を設けて廣汎なる診療を行つてゐる。

第六のイタリアは疾病保險のみは任意制度を採用し、第七のハンガリーは強制制度を採り National workers' insurance fund が醫療組織には絶對權を有する。第九はノールウェーでは療養費支給制度を採り料金表により被保險者に相等の金額を與へる。第十はスウェーデンでは任意制度、且組合は補助の支給を受け、療養費を給付する制度をとる。第十一はデンマークでは任意制が非常に發達して居り、醫療組織も組合が自由に定めることになつてゐる。第十二のオランダも任意制であり醫療給付が行はれる。第十三のスイスに於ては自由選擇主義が行はれてゐる。

次に醫療契約については先づ總論的に總請負制度を論じ、實費支拂制及單價負請制度を論じて英國に於ては單價請負制を原則として、政府と英國醫師會とが協議の上定めることになつて居る。因に被保險者一人に對する醫療報酬は 1927年に9志となつてゐる。獨逸に於ては實費支拂制度を原則とし、組合と醫師會との集合契約による。伯林では一被保險者に對して年8.8マークの支拂を受けてゐる。

農林省農務局 諸外國に於ける農業保險の概況 (大日本農會報 586—589)

先づ米國に於ける雹害保險についてその盛衰をたゞり、次に同國の一般收穫保險の發展の困難なる原因及損害填補の方法につき述べ、他方獨逸に於ては雹害保險は長い歴史と幾多の興亡ありしも甚だ盛であること及其組織も株式會社、相互會社、更に進んで國立のものゝ生ずるに至り、その法律基礎についても詳細にわたつて説明されてある。

田中 康夫 健康保險法批判 (新興科學社 昭和4年7月)

本書はマルクス主義の立場より、ソビエツト・ロレアの社會保險法と對比しつゝ我國の健康保險法を批判せるものである。氏は今日における、健康保險法がそ

の費用を勞資に分配せる點或は健康保險法で支給されたものは、工場法の支給をしないこと規定せる點等々よりして該法こそは、帝國主義段階における資本家階級の典型的偽善的立法であること斷じ、更に我國における社會民主主義者の同法にたいする態度の批判に及び最後にマルクス主義の該法に對する立場に及んである。附録に健康保險法規が収録してある。

熊谷 憲一 疾病保險論 (巖松堂書店 昭和4年9月)

社會保險とは労働者其他小額所得者が労働能力を減少もしくは喪失したる場合彼等自身及其家庭に、その蒙りたる損害を填補し、經濟生活の不安を除去するを以つて目的とする保險なりと定義し、總論に於ては社會保險の概念、種類、利益、歴史、外國の制度概況を説き我國社會保險の將來につき指針を示し、第二編に於ては専ら外國に於ける疾病保險の立法例を擧げてゐる。被保險者の範圍については歐米先進國中には商工業の他に農業、家庭の労働者、家庭使用人にまで及び、給付の範圍については醫療の程度、特殊醫療給付の期間についても、相等發達した制度の採用せられてゐることを詳細に述べてゐる。

黒田 教慧 デンマークに於ける疾病保險につきて(1—5) (醫事公論 860,863—865)

任意制にかかはらず相等の成績をあげてゐること、沿革に於ても此國では被保險者から進んで保險制度を確立した點があることを述べ、現行疾病保險は(1)組織は各區の自治的な疾病クラブにより、その上にクラブ聯合あり、中央聯合あり、監督官、委員會あり、(2)加入條件は14歳以上の健康者、(3)又被保險者の資産状態により二種のクラブ員に分たれ、(4)保險料は疾病クラブ總支出と法定豫算額との合計の最今3年の平均額から國庫補助を差引いたもの、(5)積極クラブ員にのみ給付し、その給付も通常と付加の二種、(7)醫療組織はクラブと醫師會の團體契約による。

丹治 善造 現行我國普通生命保險約款に於ける自殺條項について (保險醫學雜誌 142)

自殺は性質よりして保險關係に特殊の取扱ひを受け、しばしは問題となるものである。著者は自殺に保險約款に於て次第に緩和された取扱ひを得つつあることから、自殺條項、自殺の意義、判別、統計的研究、自殺條項存置の理由等につき詳細にわたつて論ず。

13 防貧及救貧

杉山元治郎 社會運動の陣營内に於ける社會事業の地位 (社會事業研究 17の

2)

社會運動の目的とするところは一面社會事業の對象物をなくする様なよりよき理想社會を實現するにあり、他面よりすれば社會事業の徹底普及をはかり一般無産階級をして、其の恩典に浴せしむるにあり。かくて温厚なる紳士杉山氏にありては社會運動と社會事業との間には毫も差異なく、却つて寧ろ唇齒輔車の關係になるに斷言さる。しかし階級對立の未曾有の激化せる今日はたしてかくのごとき樂觀的見解が是認せらるるだらうか。今や社會事業の反動性限界性を無産大衆は身を以て經驗してゐるではないか？。

金 熙 明 朝鮮人労働者問題の社會的考察 (社會事業 12の10)

朝鮮人の渡航数を年次的に示せば次の如し。

年 次	人 員	増	減
大正2年12月末現在	3,635	—	—
大正3年 "	3,542	—	93
大正4年 "	3,917	375	—
大正5年 "	5,624	1,707	—
大正6年 "	14,502	8,878	—
大正7年 "	22,411	7,909	—
大正8年 "	26,605	4,194	—
大正9年 "	30,189	3,584	—
大正10年 "	38,651	8,462	—
大正11年 "	59,722	21,071	—

大正12年 "	80,415	20,694	—
大正13年 "	118,152	37,737	—
大正14年 "	129,870	11,718	—
大正15年 "	148,015	18,145	—
昭和元年 "	143,796	—	4,219
昭和2年 "	171,275	27,479	—

次に朝鮮人の分布状態を府縣別に示せば次の如くである。

道廳縣別	男	女	計
北海道	4,283	783	5,066
東京府	14,133	1,950	10,083
京都府	9,428	1,683	11,111
大阪府	31,259	9,701	40,960
神奈川県	6,198	1,059	7,257
兵庫県	8,041	3,001	11,042
長崎県	2,530	515	3,045
新潟県	880	181	1,061
埼玉県	301	87	388
群馬県	1,041	153	1,194
千葉県	858	103	961
茨城県	307	61	368
栃木県	247	30	277
奈良県	889	301	1,190
三重県	1,570	467	2,037
愛知県	9,532	4,441	13,973
静岡県	1,885	715	2,600
山梨県	1,377	239	1,616
滋賀県	1,006	279	1,285
岐阜県	2,405	523	2,928
長野県	3,335	750	4,085
宮城県	578	83	661
福島県	978	173	1,151
岩手県	219	32	251
青森県	53	8	61
山形県	70	4	70

秋	田	27	9	36
福	井	521	145	666
石	川	600	108	708
富	山	1,325	245	1,570
鳥	取	166	33	199
島	根	884	101	985
岡	山	1,206	234	1,440
廣	島	3,538	473	4,011
山	口	5,483	1,358	6,841
和	歌 山	1,743	1,348	3,091
德	島	114	23	137
香	川	256	40	296
愛	媛	454	113	567
高	知	333	49	382
福	岡	12,941	3,132	16,073
大	分	781	408	1,189
佐	賀	796	97	893
熊	本	659	183	842
宮	崎	277	87	364
鹿	兒 島	197	53	250
沖	繩	10	—	10
合	計	135,714	35,561	171,275

現代資本主義社會組織に於ては貧の責任を單に貧者個人に持たせることは不合理である。それと同様に朝鮮人労働者内地移住のために惹起せられる處の多くの社會問題も、單に朝鮮人労働者彼一個人に責任を問ふべきでない。

朝鮮人労働者が内地人労働者の生活を脅威するやうになつたこのみが朝鮮人労働者問題が重大である所以ではなく内地人労働者に關聯なくとも朝鮮人の無産化在滿 150 萬の朝鮮人問題は日本の問題であり、日本人の等しく、關心を持ち、憂慮せざるを得ない帝國主義日本の重大なる案件であると思ふ。

中央社會事業協會 全國社會事業概況 (昭和4年12月)

本書は我國社會事業の大綱を記述せるもの、内容は社會事業機關及經費概況、救貧制度概況、經濟的保護施設概況、失業保護施設概況、醫療保護施設概況、兒童保護事業概況、社會教化事業概況に司法保護事業概況、社會教育事業概況に分たれておる。今特に社會衛生に關係深き第5篇内容を簡単に紹介するならば本篇は無料診療事業、經費診療事業、特殊診療施13年の統計に就て見るに其數 133個所取扱患者數に就ては入院患者數人員 11,405人、延人員 3,004,120人、外來患者實人員數 370,998人、延人員 5948,311人、經費支出額1858,134圓である。

經費診療事業に關しては、内務省衛生局の調査によれば、大正13年に於て事業數32、入院患者實人員 930人、延人員 25,142人、外來患者實人員 401,586人、延人員 2399,254人、經費支出額 905,992圓である。

磯村 英一 社會事業理論としての社會民主主義批判 — 資本主義末期に於けるその轉向に就て (社會事業研究 17の1)

社會事業理論としての社會民主主義思想は、過去の社會に於ては成は受納されたかもしれない。しかし今日に於て、資本企業階級の勇敢な闘争は社會民主主義を基調とする社會事業の存在を萎縮せしめ將來を希望なきものとし究極係争へと異狀なテンポを以て進んで行く。私有財産制度の最後を飾る社會民主主義社會事業理論はかくて清算されねばならぬ。今日の資本主義社會を通じて歴史的必然を示す理論に従ひ、既に克明なる意識を獲得した階級的社會事業従業員に取つては唯如何にして當面の社會事業分野に於て之を無産階級の手に戦ひ取るやの藝術の問題だけが考慮に價する。

小島 幸治 ドイツの救護法と委員制度 (社會事業 13の8)

本論は Weber の Fürsorge und Wohlfahrts pflege 第三章によりドイツの救護法と委員制度を紹介せるもの。ドイツにおける、公的救護の基本を爲すものは、1924年2月13日の救護義務令 (Reichsverordnung über die Fürsorgepflicht) にある。この救護法は眞に組織的なる進歩をはかり、次第に大げさになつた仕かけを統一化し且つ單純化し、救助籍 (Unterstützungswohnsitz) の原理に代ふるに、習慣的居住の原理を以てし有能なる救護組合 (Fürsorgeverbände) を設置し公的救護と私的救護との間の協同を規定せんとするものである。しからば個々の場合に於ける公的貧民救護を如何に組織すべきか?

これに関してエルペルフェルダ・システム「ストラスブルガー・システム」「改良せるストラスブルガー・システム」等あり。

磯村 英一 社會事業としてのモツプル運動 (社會事業研究 17の4)

社會事業が社會運動の一翼として特殊な職業の分野としての使命を見出さないでも當然社會運動と関係を持たねばならないのは、モツプル運動である。階級闘争、犠牲者救援運動である。階級社會當然の規定として、所謂解放運動の尊き使命に精進して居る者にとつてその運動の爲に爲された社會的悲惨事に対しては全然社會事業の手がのび得ない。現在の社會事業でも、釋放者保護事業とか出獄人、保護事業とか又時々犯罪人の家庭の救援をやる篤志家が居るが然し解放運動の爲に犠牲となつて居る全國幾千幾萬の同胞に対しては何等爲す所が無い。社會連帯であらうと相互扶助であらうと、階級對立の激化著しい現在では、次第にその限界の明瞭になつて行く事が、これでもはつきりと判る。

磯村 英一 資本主義社會における社會事業機構の解剖 (社會事業研究 17の6)

所謂社會事業を必要とする無産大衆は益々増加せんとする。従つて之に對する施設は刻々にその進展を必要とする。然し今日の社會に於ては一特に高度の資本主義最後の段階に於ては明かに支配階級の100%の搾取可能さいふ限界に於てのみ之を許される。この社會事業の限界効用は、事業種類を通じ企業種別を通じ、又統制機關を通じて完全に一線を限りうる状態を示してゐる。かくて高度資本主義經濟制度の社會に於いて、所謂社會事業なるものが次のごとき各機構を通じて極端に反動化し政策化しつつある。

イ、事業種類

先天的疾患—並行的疾患—後天的疾患

ロ、事業種類

救護事業—福利事業—教化事業

ハ、企業種類

私營事業—公營事業—官營事業

ニ、統制種類

施行機關—連絡機關—監督機關

ホ、機能種類

出資者—企業者—従業員

吉田 英雄 社會事業の階級性と社會政策 (社會事業 12の10)

階級闘争は階級對立の必然的結果である。社會事業も亦階級對立の關係を形成せる場合その社會を搾取の對象にまで維持する必要とする上層階級はそれと反對の立場にある階級に對して働きかける一運動である。即ちそれ自身に於て階級對立又は階級闘争を意識しこれが反映として行はれるところの階級政策である。従つて社會事業を社會政策と同一性質のものなりと見る。

山崎 巖 英國救貧法と他の社會立法との關係に就て (社會事業 13の8)

論題に関する事項を取扱へるもの。英國の救貧法は、1929年に至つて初めて一應完備せる成文法を得た。しかし救助に関する法制は之のみにては充分でない。即ち時代とともに種々なる特別法を得た。しかし之等辨立せる各種法制の間には運用上圓滑をかくおそれなしとしない。したがつてそれぞれの法制は救貧法との關係の規定をもうけてをる。それらを各事項につき説明せるもの。

小澤 一 救貧制度の確立に就いて (社會事業研究 17の2,3)

本稿は先づ社會事業に於ける救貧制度の地位と職能を論じ、續いて救貧事業の組織及方法の發達に及び更に救貧法制の趨勢と救貧法の原則を論じ、最後に我國救貧制度の將來に及んでをる。而して氏の我國救貧制度に對する對策を要約するならば、我國に於て新に救貧立法を爲すに當り、公的救助の範圍を初めより窮民の凡てに及ぼすべきか否かは、大に問題とするところである。從來我國は救貧立法の發達が甚しくおくれ、恤救規則の救助範圍は極めて制限的なるが故に初めは先づ窮民中一定年齢の老衰及幼者疾病不具癱疾心身障礙妊婦等の爲勞動不能のものに限り、その他は私的救助に委ねる。そうして實施後の成績に鑑み次第に救助範圍を擴張するのが公的救助の弊を防止する爲適當の方法であらう。

海野 幸徳 貧民事業要領 (内外出版株式會社 昭和4年8月)

松澤 兼人 社會事業における協同 (社會事業研究 17の4)

今日の社會事業は特に私的社會事業に於て幾多の缺陷を有してをる。その最も重要なるものは共同即ち相互連帶性の缺乏である。かくて氏は社會事業における協同の必要を論じその具體的方法を指示してをる。

山岡 龍次 救護法に就て (法學論叢 22の5、6)

本論は昭和4年法律39號救護法を特にドイツ法との比較に於て考察せるものである。「凡そ如何なる國と雖もその法規のうちには救護法的性質の規定をもたぬ國はない。救護法の沿革の初まりを尋ねるに云ふことは即ち法制史一般の初まりを尋ねることである。(Hans Muthesius Fürs rgerrecht, 1928.S.14)しかも我國に於ては本法發布までは五ヶ條より成る明治7年大政官達第162號恤救規則なる斷片的法あるのみにして前後60年にわたつて公の救貧事業が唯この法によつてのみ行はれたるに云ふことは驚くべきことだといふ論者は先づ言ふ。

本論は救護法の概念、救護行政の機關及び救護施設・救護行政事務・救護費の負擔・被救護者の方法上の地位よりなる。ちなみに本法における救護の方法は、將來勅令を以て發布せらるべきものであり、(第十條第二項)その實施期日は、昭和6年1月1日と成るであらうと傳へらる。

東京市役所 浮浪者に關する調査、兒童連行の乞食に關する調査 (昭和4年2月)

先づ浮浪者に關する調査を見るに浮浪者全體の年齢は36年以上—40年以下のもの比較的多く、即ち473人の中に於て、該年齢に當るもの、62人にのほり、此比例1割3分1厘強である。次は26年以上30年以下のもの52人にして比例1割9厘強にして次は21年以上25年以下の51人比例1割7厘強である。又次に當るものは51年以上、55年以下の48人此比例1割0厘強である。

要するに、野宿をするまでに落魄せるものに所謂働き盛りのものが多いのは注

目すべきである。次に彼等の健康状態は健康者 50.95%に對して不健康者 49.05%を占め更に其容體症状は、疾病 71.55、傷痍 7.76、不具 18.10、精神異常者 2.58にして年齢的に考察すれば、51年以上の高齡者著しく多數を占む。次に彼等の浮浪の原因を見るに最も多きは失業、雇主の虐待に耐えず逃亡せるもの、事業の失敗、震災に因り落魄せるもの等社會的自然的關係によるものにして、167を占め、次に著しき數を占むるものは個人的關係に於ける生理的缺陷に因るもの即ち疾病不具老衰精神喪失などによるものにして162人をしめおれり。次に彼等が浮浪に陥る直前の職業を見るに雜業と日傭人夫を稼げるもの最も多く、即ち其數167人、比例3割6分1厘に當り次は商業に従事せるもので其實數41人比例8分6厘を占む。所謂工場労働者より没落せるものは22人にして比較的僅少である。これを要するに我々は、所謂浮浪者はその精神的缺陷にもさすくものも僅少ならずといへども、生理的缺陷もしくは社會的關係によるもの極めて多く、而して壯年者健康者にして浮浪するものは後者の原因によるもの多く、更に其の前職業を考察するに、所謂舊ブチ・ブルジョア及びルンペン・プロレタリアートより、没落せるもの著しき部分を占むること斷ぜざるを得ない。

次に兒童連行の乞食に關する調査を見るにその年齢は36歳より40歳のもの最も多く次は41歳より45歳のものである。次に健康状態は健康者5割7分4厘にして不健康者は4割2分6厘に當る。其の原因も大體浮浪者の場合と同様なりと雖もその前職業に於ては無職業比較的多し。

草間八十雄 東京に於ける浮浪者に就いて (社事會業 13の6)

昭和3年東京市社會局は、浮浪者の調査を實行し其期間を1ヶ月位とし、場所は比較的野宿者のゐる所を選ぶこととして、その結果700人の浮浪人を得た。その結果をこりまごめて報告せるものである。

第五節 榮 養

1 營 養 一 般

三宅 宗一 含水炭素の人工榮養に関する研究 (乳兒學雜誌 5の1)

諸種含水炭素並に人工榮養品15種の腸管内吸収を比較考察したるに單糖類にてはガラクトーゼ、葡萄糖、果糖、複糖類にては麥芽糖、白糖、水飴、サツカロ、ゼラチン糖の順に吸収が悪い。多糖類(澱粉)は單糖、複糖類に比して吸収し難い。人工榮養品にてはキノミール、ドライミルク膏、次に滋養糖、ドライミルク膏、ラクトーゲンの三者は大同小異にしてその吸収は多糖類によく似てゐる。

次に白糖、乳糖、滋養糖の三種に第一磷酸鐵、磷酸ナトリウム、塩化ナトリウム、塩化カルシウムの四種を種々の量に添加して吸収に及ぼす影響を見たるに其の量的差異が大なる意義を有し、塩酸鹽は磷酸鹽に比して吸収を抑制する作用強い。含水炭素經口投與に際して鹽類を添加するに徒に大量を用ふるは何等の意義を有しない小量を添加する方合理的である。

濱田宗之助 健康哺乳兒血液殘餘窒素量の食餌的影響 (長崎醫學會雜誌 7の1)

人乳、牛乳、ペプトン或はアミノ酸を主成分とせる製劑を或は經口的に或は直腸内に與へたる時の血液殘餘窒素量は1—2時間後に一時的増量を來し其の後3—3.5時間にて殆んど元の値に復し、4時間後には空腹時よりも減少する。而して蛋白質の分解進みたるもの程早く血液殘餘窒素量を増量せしむるやうである。

戸田四郎平 骨の消化に就て (慶應醫學 9の8)

胃液分泌減少せる時は骨片の消化不完全にして、臨牀上に遭遇する骨片による胃腸粘膜の損傷は胃液分泌の異常に減少せる時に起るものと考えられる。

村上 賢三 石川縣下一農村の榮養調査 (十全會雜誌 34の4)

主食物は米及麥にして178戸中116戸(65.2%)は米麥混合飯、53戸(29.8%)は米のみを常食とし、日本各地の農村に比して米のみを常食とせる者の率は比較的高率である。而して近年一般に白米を常食とする者増加しつつある。農業者の大部分は米麥混食なるに他の職業の者は米を常食とする。又農業者中でも地主及び地主兼自作農は自作農、自小作農及小作農に比して米のみを常食とする者が多い。米麥混合比は平均15.7%で大體10—20%の間にある。

主食物1人1日量は米4.8合、麥0.6合計5.1合で他の農村の量に比して少い。

副食物の種類は比較的少いが、當村は海に面し且漁業を兼業する者もある故に比較的多く魚類を攝取してゐる。之に反して鳥獸肉、鶏卵を攝る者は極めて少い。

本調査農村の住民の榮養は熱量に於ては不足はないがその食品の種類従つてそれに含有せられる榮養素の種類は十分であるとは云ひ難い。

飲酒者は21歳以上の男子に於てはその半数を占め喫煙者は20歳以上の男子に於ては約60%以上を占めてゐる。

川上登喜二 高鍋 千代 虛弱兒童の榮養改善に就いて (榮養研究所報告 2の1,2)

佛蘭西病院に收容せられたる兒童694名に付3週間(時期不明)に亘りてその食量を調査したるものである。各年齢別性別に觀たる食糧は次の如し。

年齢	人員	平均體重 kg	平均身長 cm	平均1人1日の食量		體重1kgに對し	
				蛋白質	カロリー	蛋白質	カロリー
男	8	10	115.7	66.3	1818	3.36	92.3
	9	39	117.3	65.9	1778	3.25	88.3
	10	85	121.8	64.7	1810	3.06	83.4
	11	66	123.7	70.0	1943	2.97	81.1
	12	55	131.2	74.2	1959	2.96	78.2
	13	15	134.8	74.8	2129	2.69	76.4
	14	7	136.4	76.8	2166	2.63	73.9
兒	8	8	115.2	62.9	1641	3.40	88.5
	9	32	120.6	64.2	1679	3.09	85.2

女 兒	10	64	27.00	121.9	64.3	1673	3.08	81.5
	11	57	23.23	124.5	64.3	1737	2.73	75.8
	12	46	25.30	130.7	66.8	1812	2.64	71.6
	13	9	25.46	130.2	68.7	1917	2.75	73.9
	14	3	30.29	141.1	64.1	1805	2.13	59.2

次に體重増加した者の平均食量を對照して標準量を推定するに次の如くなる。

年齢	體重 斤	平均1日1人當		體重1斤に對し		
		蛋白質	カロリー	蛋白質	カロリー	
男 兒	8	19.50	65.0	1800	3.3	92.3
	9	20.50	65.0	1830	3.2	88.8
	10	22.00	65.0	1880	3.0	85.5
	11	23.50	70.0	1940	5.0	82.6
	12	25.50	70.0	1980	2.7	77.6
女 兒	13	28.50	75.0	2120	2.6	74.4
	14	30.00	75.0	2200	2.5	73.3
	8	18.50	63.0	1650	3.4	89.2
	9	20.00	65.0	1700	3.3	85.0
	10	21.00	65.0	1750	3.1	83.3
	11	23.50	65.0	1800	2.8	76.6
女 兒	12	25.50	70.0	1850	2.7	72.5
	13	27.00	70.0	1900	2.6	70.4
	14	30.00	70.0	2100	2.3	70.0

倉田 省三 寺岡森太郎 輕業に於ける兵食の蛋白質最小値に就て (軍醫雜誌 190)

靴工場勤務の一兵卒にビタミンを豊富に含有せる副食を給與したる場合に、
 吸収蛋白質 57.41瓦(大部分は植物性蛋白質にして體重1斤に付 1.05瓦に相當す)
 脂肪 9.59瓦、含水炭素 544.52瓦、總熱量 2596カロリーにてよく體重は維持し、
 且體蛋白を蓄積するこゝが出来、又、體力も能率も減衰するこゝがなかつた。總
 熱量は 2582 カロリーより減少するこゝは此の場合不能である。

井上 兼雄 絹糸工女の體重並に能率に及ぼす榮養素の影響 (日本農藝化學會誌 5の5)

福島地方の某大製糸工場の工場食の分析結果は其の可消化養分は蛋白質 47.48瓦、脂肪 9.92瓦、可溶性無窒素物 399.44瓦にして活用熱量は 1923 カロリーである。熱量は大體に於て不足はないが、蛋白質熱量は總熱量の 10.4% に當りていささか缺乏してゐる。動物試験に於てそれに鶏卵を添加して蛋白含量を 13% になせば動物はよく標準成長を遂げた。故に女工10人を選び毎日鶏卵3個を給與して蛋白含量を 13% に増加した所6ヶ月後に於て體重は對照に比して平均2.2斤増加した。

朝鮮總督府法務局行刑課 朝鮮に於ける受刑者の榮養並新陳代謝に關する研究(第6及び第7回報告) (昭和4年8月)

内鮮人受刑者の食物は同一品にても差支へなきかを試験したもので之を特に春期に行つたものである。攝取食物の平均値は

	粗蛋白質	蛋白質	脂質	糖質
内地人	91.1	90.2	27.4	396.0
朝鮮人	97.9	94.3	29.5	412.2

にして熱量は 2238.6—2398.1 カロリーである。蛋白質はよく窒素平衡を保持して其蓄積を認め、體重1斤に對し 1.75—1.88瓦に當り吸収率は 70.23—79.12% なる故に利用蛋白質は 67.03—73.20瓦にて體重1斤當 1.28—1.30瓦なる。

熱量の活用率は約90%にして、活用熱量は體重1斤當 42.52—45.59カロリー單位體表面當り1日 1471.20—1523.27 カロリーにして輕度の坐業労働には十分であらう。然るに試験前後に於ける體重をみるに4名の中増減なき者1名にして他は皆僅少の減少を來してゐる。この原因は五等食より七等食に低下せしめた爲であらう。

要するに春季同一食を攝取する内鮮人間には、前報告の夏季實驗結果と同様に何等特殊の關係は發見されなかつた。(第6回報告)

從來刑務所にては作業の難易によりて食物の各等級を配給したのだが、各作業の瓦斯代謝量を驗したる所、次の如きであつた。(第七回報告)

作 業	1日の需要熱量	食 等	1日の給與熱量
文 撰 (坐位)	2313	5 等	2851
ミシン掛	2330	4 "	3148
陶 磁 工 (彫刻方)	2398	5 "	3851
網 工	2477	7 "	2475
竹パイプ工 (穴削)	2556	5 "	2851
バスケット編	2567	5 "	2851
緋 織	2569	5 "	2851
管 卷	2709	6 "	2706
竹パイプ工 (皮剥)	2799	5 "	2851
竹パイプ工 (壓搾方)	2975	3 "	3362
封鉛型抜	3173	2 "	3617
木 挽	3832	2 "	3617
煉瓦工 (生地運搬)	3907	2 "	3617
煉瓦工生地切斷 (取方)	4003	特"	4323

三宅 旭勝 動物の栄養に関する知見補遺(第1篇) (大阪醫學會雜誌 28の11)

脂肪を除去せる人工的混合食では白鼠を生存せしむることは出来ない。成長期にあるものはその成長が阻止される。ビタミンAも亦成長及生存に必要であり且母體の飼料中よりビタミンAを除去する時は哺乳期の幼動物は母體よりも遙に容易に眼疾に罹る。脂肪なき時はビタミンAなき時より生命を維持すること短く又ビタミンAなき時は脂肪なき時より成長が阻害される。

上田 三郎 甲状腺の蛋白質新陳代謝に関する調節作用 (労働科學研究 6の4)

無甲状腺家兎に於ては健全家兎に比して窒素代謝は降下し、又饑餓時蛋白質代謝も同様である。尙 Abnutzungsquote も小である。而して此際含水炭素は明に饑

餓時蛋白質分解を抑制する作用を呈してゐる。且無甲状腺家兎に於ては蛋白質の生物的價値も佳良である。

饑餓時に於ては満腹時に於けるよりも食を求むる事切なるに等しく栄養佳良時と不良時の間に蛋白質の利用率に差異ありて栄養不良時には蛋白質の利用率は優れ又生物的價値も大である。且この利用率の差を健全家兎と無甲状腺家兎とに就て比較するに後者は前者に比して遙に僅少であつて、甲状腺は時宜に應じて蛋白質同化の調節を行ふものである。

栄養状態一定せる時にも給與蛋白質量の差異によつて利用率に差異があり、小量投與の方大量投與に比して遙に佳良なる生物的價値を示し、且無甲状腺家兎の方その利用率の差僅少である。之又甲状腺が調節機能に與ることを思はしめる證である。

濱 村 浩 胆汁内ビタミンの研究特に其意義 (朝鮮醫學會雜誌 19の11)

胆汁内にはビタミンA多量にBは少量又は中等量にCは少量存するもののやうである。而して攝取ビタミンの吸収経路を見るにAは主として盲腸に於て、B及Cは主として結腸、次に盲腸に於て吸収せられる。胆汁内ビタミンの吸収は前記と異り殆んど空廻腸にて行はれる。之等及び對照實驗の結果より比較考察するにビタミンは腸管靜脈より肝臓に入りて貯藏され、其の後身體諸組織の要求に應じて動靜中に移行して供給するに共に一部は胆汁内に出でて腸管より再び吸収され循環するものの如し。

松岡 富治 ビタミンCに關する研究 種實の發芽とビタミンC (日本農藝化學會誌 5の11)

乾燥穀のビタミンC含量は極めて僅少にして食物中の収含量を50%にしても動物壞血病を豫防することは出来ない。又穀を暗所に於て發芽せしめてもビタミンCは殆んど生成しない。然し穀の外、大麥燕麥は太陽光線下にて發芽せしむればビタミンCは著るしく生成さる。而して穀大麥のそれは種子2.5瓦にてモルモット體重100瓦1日當りの需要量を裕に

満たし得るが燕麥のそれは大麥に比して稍々少ない。

藤卷 良知 岡部健三郎 栄養の創傷治癒に及ぼす影響の實驗的研究 (栄養研究所報告 5の2.1)

切創の長さの僅少の差異は治療日数に關係なく、唯飼料の配合如何によつて治療日数を異にした。ビタミンA缺乏飼料、VA並に脂肪缺乏飼料、脂肪少量飼料及蛋白缺乏飼料等にて飼育したものの創面は滲出液極めて少く常に乾燥状態で経過は良好であつた。標準飼料、VB缺乏飼料のものも亦比較的滲出物少く乾燥したが前者に於ては少しく肉芽膨隆した。VA缺乏脂肪過多飼料、VA並に脂肪過多飼料、蛋白質過多飼料及び糯米粉を主成分させる飼料等にて飼育したものの創面は滲出物多く常に濕潤し肉芽増殖膨隆し、VA缺乏脂肪過多飼料及糯米粉を主成分させる飼料のものには化膿した例もある。

創傷治癒に當り蛋白質は必要なるも脂肪量少き標準飼料のもの最もよく、VA缺乏飼料のものも経過良好なれどもその間VA缺乏症にて死亡する恐あり、又蛋白質は必要なれども過多は不良にして脂肪過多飼料及糯米粉を主成分させる飼料を給與したるものは創面化膿し易く最も惡し。

柳井 勝人 食餌性骨病に發現する骨盤の變化及狹窄骨盤の一新成因に就て (大阪醫學會雜誌 28の9)

蔗糖蛋白脂肪等の單味又は或る配合の下に幼若家兎を飼養する時は所謂食餌性の骨病を惹起して骨質は軟化脆弱となり、異常骨盤を招來す。その第一次的變化は骨盤の外形は狹長となり、骨盤入口の直徑線延長し横徑線短縮し、斜徑線には變化がない。又骨盤腔は直徑線及横徑線共に延長し、骨盤出口には大略變化がない。第二次的變化としては諸種の異常骨盤特に狹窄骨盤を惹起する。

柳井 勝人 食餌性骨病を惹起すべき蔗糖最小量に関する知見補遺 (大阪醫學會雜誌 28の8)

幼若家兎に體重1斤に付蔗糖 0.5 瓦を毎日1回試食せしむる時は食餌性骨病を惹起するが、この 0.5 瓦を約5時間の間隔を置いて3回に分與する時には招來しない。尚蔗糖による血液アシドーシスを催起せしむる最小量は體重1斤に付 0.5 瓦であつて蔗糖の食餌性骨病起病最小量と血液アシドーシス催起最小量は相並行してゐる。故にこの食餌性骨病の原因は蔗糖の過剰攝取によりて惹起せられる血液アシドーシスによるものである。

櫻井明治郎 種々なる食餌飼養に依るラツテの骨變化の研究 (成醫會雜誌 48の2.3)

飼料中にビタミンA及Dを含有し、カルシウム及磷含有量の適當なる場合は骨増殖機轉及石灰沈着機轉は正常に行はれるが、ビタミンD及び塩類の含有量不足する時には骨組織は新生せられるも石灰沈着が行はれざる故に骨様組織發現著明となつて顯著な佝僂病様變化を呈する。

行 森 環 白米飼養及飢餓家兎臟器組織に於ける無機塩類(Ca, K)の消長に就て (大阪醫學會雜誌 28の11)

單純白米飼養家兎が罹患すれば臟器組織殊に筋肉 Ca 量は増加の傾向あり。臟器組織のK量は漸次減少する。オスボーンメンデル混合塩加白米飼養家兎の罹患せる時のCa量は増加の傾向を有し、此際筋肉Ca量は著明の量に達しK量は一時減少するがCa量が著明に増加する期に至れば再び増加する。飢餓家兎に於てはCa量は正常であるか又は増加の傾向を有し、K量は著明に減少する。

小林 行吉 白米食動物の新陳代謝に關する研究知見補遺(1—3) (大阪醫學會雜誌 28の1.7)

白米食家兎の尿酸量は白米食の第1週には健常時の値より僅に下り、次で漸次上昇して3—4週には約 1.5 倍の値となり死の前には再び下降する。輸入尿酸

の排泄度は健全家毛との間に大差がない。

血清沃度酸値より見る時インシュリンは白米食異常蛋白代謝の治療的作用なく又白米食鳩の血清沃度酸値がインシュリンによつて低下せられるのは血清尿酸量の減少する爲ではない。

白米食鳩の血液乳酸は20日前後に健康時の値の2倍となり、15日後は急に増加して30日に至れば約3倍となる。

柴田 信 ビタミン缺乏の歯牙發育に及ぼす影響に就て (實驗醫學雜誌 3の5,7,8)

1
ビタミンA缺乏時歯牙は珐瑯質象牙質白堊質に形成障礙、珐瑯質齒髓並に齒根膜組織に萎縮變性等の退行性變化現はれ、截齒萌出の速さの遅延並に燐石灰の減少、水、マグネシウムの増加等の化學的組織にも變化が来る。

ビタミンB缺乏時には組織學的變化が認められなかつた。

ビタミンC缺乏時の變化は壞血病性變化に一致し象牙質珐瑯質に退行性變化顯著で齒髓齒根膜齒齦乳頭に出血、萌出速度の遅延、化學的構造の變化等が認められる。

ビタミンD缺乏時は牙質基質生成には化變少ないが、石灰化は著明に障礙されて珐瑯質の形成不全に陥ること甚だしい、然し齒髓、齒根膜の變化は他に比して輕度である。萌出速度の遅延、化學的性状の變化等は前例と相似してゐるが然し本例の所見は他の場合と趣を異にしてゐる。

含水炭素過食齒牙の變化はビタミンC缺乏時齒牙に類似するが輕度である。

福田 保 ビタミン缺乏食飼を以て飼養せる動物血液脂肪量の變化に就て (醫事新聞 1243)

ビタミンA、B及Cの各々の缺乏症に於ては血液脂肪量は一般に増加してゐる。V_B及C缺乏病にては主として石油エーテル抽出分、V_A缺乏症にては酒精抽出分の増加が重きをなしてゐる。而して之等は單なる飢餓に於けるものと異なる故に脂肪新陳代謝に障礙のあるものであらう。

郷 隆 各ビタミン缺乏症の瓦斯交換 (東京醫學會雜誌 43の4)

ビタミンBは糖質燃焼に重大なる關係を有し其缺乏症は糖質代謝障礙を中心

させる疾患たるべく、ビタミンAはBの如くその作用著明ではないが明に物質酸化機轉に參與するもの云へる。ビタミンCは養素の燃焼に殆んど無交渉を想像せられその缺乏症に見られる代謝障礙は大部分饑餓の影響によつて惹起せられるものであらう。

千葉 俊夫 ビタミンB缺乏食の乳汁性状に及ぼす影響乳(牛に就ての實驗的研究) (臨床醫學 16の12—17の5)

乳量減少し遂には停止する。比重粘度結氷點降下度滲透性濃度比電導度水素イオン濃度酸中和能等は多少増加し表面張力炭酸瓦斯含有量も減少す。

水分は減少し従つて固形分増加し、有機分灰分總窒素蛋白窒素總蛋白質乾酪素乳蛋白素乳球素乳糖増加し殘餘窒素脂肪等は増減區々である。

灰分中石灰曹達燐酸鹽素は増加し苦土加里鐵は減少す。

大橋祐之助 鳩白米病と體勞との關係 (國民衛生 6の4)

I. 發病所要日數

I. 運動量關係

運動所勞は鳩白米病後肢麻痺發病所要日數を短縮するが體内臟器の季節的態度により短縮の度は種々異なる。1日1時間(歩行距離204米)の所勞は影響著明でなく、2—4時間の所勞は對稱靜止鳩發病所要日數の16.2—18%を短縮する。

運動と體性と發病との關係は明瞭ではないが、雄鳩は幾分發病が遅延するやうである。體色との關係は不明である。

靜止鳩は一般に季節的影響を蒙るやうで、盛夏の罹患最も速かて秋冷の候之に亞ぎ、冬寒春暖、初夏の罹患は最もおそい。運動鳩に對しては影響少く、冬季、春、初夏に最も罹患早く盛夏秋季に遅延する。之等の差異は鳩體内臟器副腎の季節的變化に依るものと思はれる。

II. エレクトロカルディオグラムによる觀察(其の1)

ビタミンB缺乏は心臟に對し稀に刺戟傳導纖維に影響ある所あるも主として心筋を冒すこと著明で、其機能的障礙を招來することもある。

猪口 貞治 ビタミンB缺乏症に於ける血液並に組織の水素イオン濃度及び同症に於ける組織呼吸に就て 附組織並に血液間の水素イオン濃度の關係に就て (東京醫學會雜誌 43の4)

ヴB缺乏症の組織水素イオン濃度増加は神経炎期に於てのみ現はれ脳髓神経系統に於ける變化が主なるもので腹部内臓の水素イオン濃度の増加は之に隨從して起るものらしい。組織呼吸減少は脳髓に於ては神経炎期即脳髓罹患期に於てのみに見らる。然るに肝臓に於けるそれは血糖過多期にも多少現はれ神経炎期に甚だしい。即組織水素イオン濃度の増加と組織呼吸減少とは常に平行するものでなく、因果的關係ありとは認められない。故に又ビタミンB缺乏症の組織に於ける水素イオン濃度の増加又は組織呼吸減少は該疾患の本態を見做す事は出来ない。

遠藤 正治 田中 靜雄 脚氣並に家鶏白米病の物質代謝に関する實驗的研究 (十全會雜誌 34の5)

白米病鶏並に酸化炭素中毒鶏の酸素消費量並に炭酸瓦斯排泄量は著るしく減少し呼吸係數も著明に低下してゐる。且血液及び筋肉中の乳酸量は著るしく増加してゐる。然し單純飢餓鶏の呼吸數は上記より更に著るしく小にして血液及筋肉中の乳酸量も上記の如くに増加しない。寧ろ健康鶏に等しい。脚氣患者の血液中の乳酸量の増加せることより觀れば脚氣と白米病とは此點にて同様の關係に在り、且著るしく組織の酸化機能が澁滯せることが認められる。

秋葉 隆一 白米病に於ける含水炭素中間新陳代謝に就て (慶應醫學 9の2)

白米病には含水炭素中間代謝障礙ありて肝及筋無機磷酸増加率は乳酸増加率より高く、脊髄に於ては之の反對である。飢餓時には心筋のみ低くて他は皆高い。肝臓筋はGlycolyse盛んである。心臓は飢餓時にGlycolyse盛んで酸化合成の能力は失はれてゐる。脊髄は白米病に於てGlycolyseのみ行はれて酸化合成の力がない。

岡部健三郎 ヴイタミンDと創傷治癒との關係に就て (成醫會雜誌 48の1)

ヴイタミンDの飼料中に含有せらるゝや否やは創傷治癒に對して影響がない。

2 食 品

藤巻良知外4名 日本産食品中のヴイタミン調査 (榮養研究所報告 2の1,2)

大根並に梅干中のヴ A, B, C. 澤庵、糠漬大根、糠漬胡瓜、糠漬茄子、糠漬キャベツ、糠漬白菜等のヴC、米のヴB、小豆、豆腐、豆乳等のヴA、蕎麥粉のヴ A, B 玄稜麥團子及精白稜麥團子中のヴB、夏密柑のヴ A, C、松茸のヴA、ラードのヴA 鱈詰りのヴA、鰻のヴA、乾燥鰯、鰯鱈のヴA、淺蜆のヴB、牡蠣のヴA、乾海苔のヴ A, B、等の存否を調査したものである。

衣笠 豊 服部 安藏 醬油防腐劑アンゼン錠の醬油に對する防腐効力試験成績 (衛生試験所彙報 33)

防腐効力全く無く、本品を使用せる醬油は液面に恰も黴類に近似せるパラフィンが浮遊する故に一見不快である。

衣笠 豊外6名 市販アイスクリーム試験成績報告 (衛生試験所彙報 33)

東京市内販賣のアイスクリームを分析したるに、其脂肪量は8%以上のもの僅に3種、6%以上のもの亦千種に過ぎない。其他は何れも米國規定のアイスクリーム定義に對照してアイスクリームとは認め難い。又細菌數は1cc中50萬以上の物28種中14種(50%)の多きに及んだ。即ち大部分は劣等品である。

衣笠 豊外4名 蟹罐詰肉のアルデヒド反應に関する試験成績報告(第1報) (衛生試験所彙報 33)

蟹及其他數種の魚肉は水と共に加熱する時は肉成分に變化を來してフォルムアルデヒドに對する諸反應を呈する。その量は加熱の狀況如何によりて異なる。市販罐詰に就きてその反應を見るに25萬分の1乃至600萬分の1に略々相當してゐる。

るが果してフォルムアルデヒドなるか否やは不明である。

倉田 省三 同量の蛋白質を含有する動植物性食品の新陳代謝に現はれたる比較研究 (軍醫國雜誌 194號外)

動物性植物性兩食品に就て各同量の蛋白質を攝取して果して動物性蛋白は植物性蛋白にて置換し得るか否やを見んとして湯葉(豆腐皮)と牛肉とに就て其の窒素代謝狀況を比較したもので米 150匁に湯葉又は牛肉を 40匁 加へたる時の窒素代謝は何れも平衡を保ち得る故に置換し得られるもののやうである。

松尾 勇 乳汁の生化學的研究(第4編)加熱の各種蛋白分割に及ぼす影響 (大阪醫學會雜誌 28の2)

第 5 編 人乳牛乳及山羊乳の鐵含有量比較並に哺乳期の經過に伴ふ人乳含鐵量の消化に就て (全 上 28の2)

第 6 編 乳汁中の遊離トリプトファンに就て (全 上 28の5)

第 7 編 市販粉乳及び煉乳に於ける各種蛋白窒素の分布状態に就て (全 上 28の7)

三浦政太郎 市販低温殺菌乳中のビタミンCに就て (理化學研究所彙報 8の6)

高壓加熱牛乳中には時としてかなりのビタミンCを含有してゐる。従つて之をV^C缺乏飼料の配合材料として使用するには注意が必要である。市販現行低温殺菌乳中には前者より稍々多量のビタミンCを含有してゐる。市販生乳は更に之より優りその40cc中には大根汁2ccに相當するビタミンCを含有してゐる。

近藤金助及其他 生食品の化學第三及び第四報 (日本農藝化學會誌 5の11)

梨果の長十郎は廿世紀に比して水分纖維含量は多いが糖分ペクチン、酸分は少ない。而して中國山脈によりて南北に相隣接せる岡山縣と鳥取縣とに産する同一品種の梨果を分析比較するに岡山縣産のものは鳥取縣産の物に比して一ヶ當り重量軽く蔗糖、酸分、含水量が多い。著者はこれを氣候の差異によつて説明してゐる。而して寒地に於ける梨果の晩生種の糖分は主として還元糖(果糖)なることを證明してゐる。

清水 正雄 岩狹與三郎 人工空氣に依る植物性食品の貯藏に関する研究 (國民衛生 6の10)

松茸並に Mushroom を種々なる割合の酸素瓦斯を含有せる氣中に貯藏し1日1回換氣せしめて貯藏したる時、松茸は1ヶ月以上 Mushroom は15月以上貯藏し得て重量變化少く且體動質の消耗の少い。

松島 周藏 田中 達雄 米穀貯藏に関する生化學的研究1貯藏玄米の變化に就て (勞働科學研究 6の1)

玄米貯藏は貯藏中に蟲蝕の害を蒙むるのみでなく組成も亦變化し、生産後4—5年目には水分、灰分、脂質、蛋白質等は減少したゞ糖質のみいさゝか増加してゐる。尙貯藏せし玄米はビタミンBをも缺乏してゐる。之に反して近藤氏の研究に係る密封貯藏せし玄米はよく貯藏に堪へ4年後に於て少しも養素に缺損を來さないのみならず、ビタミン含量も新しきものと其の差異を認めることが出来ない。

近藤萬太郎 岡村 保 米穀貯藏上に於ける空氣密封及炭酸瓦斯の影響(英文) (大原農業研究所報告 4の1)

依にて貯藏せられたる玄米は蟲蝕を受け成分も變化して水分増加し養素減少す

るが、密封して貯藏したる玄米は蟲蝕を蒙るこまなく又搗精による損失も少く養素の變化も少ない。空氣密封と炭酸瓦斯封入密封とを比較するに著明なる差異はないが硬度搗精による損失、炊飯の味、糊の粘稠度等は炭酸瓦斯封入密封の方がいささか可良のやうである。

近藤萬太郎 岡村 保 玄米貯藏中の温度並に玄米の水分含量と玄米の發芽力保存との關係に就きて (農學研究 13)

玄米の水分10%なるものを密封貯藏せば30°C以下にては完全に發芽力を保存するが35°Cにては4ヶ月、40°Cにては2.5ヶ月は保存するが其後は不良なる。之を通氣をよくして貯藏すれば40°Cにては良好であるがそれ以下の温度にては密封の成績よりは悪い。水分11.8%なるものの密封貯藏は室温にて約5ヶ月、30°Cにて3ヶ月、35°Cにては僅1ヶ月は發芽力を保存するが40°Cにては保存困難である。通氣をよくせば35°C-40°Cにて反つて良好にして30°C以下は不良である。

水分13.8%のものの密封貯藏は完全保存は困難である。通氣すれば30°C以下にては密封より不良であるが、35°C-40°Cにてはその反對である。水分16%のものは密封並に通氣共に保存は不良である。

寺澤 保房 軟質米の貯藏に就て (大日本農會報 579)

玄米にては到底夏越困難なるものは籾貯藏によれば比較的安んじて其効果は寧ろ乾燥不良なる場合に特に顯著である。かくの如く籾貯藏にて夏越をなし8月に今摺米として販賣するを得策とする。從來今摺米は變質し易く或は胴割多く或は搗精困難と云ふが之方法不適當なる爲である。今摺の方法として籾の儘貯藏せるものを春期3月頃取出して1.2日間日乾し更に貯藏をつづけ夏期に隨時籾摺するが爲である。天候其他の事情により春期日乾し難き時は夏期に1-2時間稍々厚く擱げて延乾するも可である。但し夏期の日乾は胴割を多からしめる虞ある故に注意すべし。籾摺前の日乾は乾燥不良なるものの籾摺後の變質を防ぐ爲であるから乾燥程度良好にして變質の虞なきものは其時間を短縮するか或は之を省略するも差支へない。

藤卷 良知外4名 米の貯藏中に於ける抗脚氣性ビタミン含有量の變化に就いて (榮養研究所報告 2の1,2)

新玄米及び1ヶ年間籾のまま貯藏したるものとの抗脚氣性ビタミン含有量を動物試験(鳩)にて比較したるものであつてその比は新玄米5に對し1ヶ年貯藏籾米は3であるといふ。

樋口 太郎外4名 米の精白度と其化學的成分との關係 (榮養研究所報告 2の1,2)

肉眼的に全く同一なる精白米もその化學的成分には大差ありて、精白度の進行と共に成分の減少する割合は蛋白質比較的僅少にして、脂肪灰分纖維は相當に大であるが米の種類によりて不定である。

遠藤 正治 胚芽米に就て (東京醫事新誌 2614,2615)

胚芽米を調製するには白米に比して多くの機械と時間と努力とを要する。而して市販の胚芽米は50-60%の胚芽を保留するに過ぎない。加之尙少なからざる糠を含有してゐる。故に胚芽米を淘洗せずに食用に供することは不適當である。而して若し淘洗すれば白米に比してより多くの養素を流出する。故に胚芽米よりは白米に3%に相當する重量の胚子を附加して炊飯したる方が可である。

松澤九二雄 米穀粒中磷酸の分布に就いて (榮養研究所報告 2の1,2)

	全粒に對する乾物量%	全粒に對する磷酸量%	磷酸密度%
表皮部	2.02—2.88 (2.5)	7.48—11.97 (10)	2.55—5.25
表皮と乳胚との中間部	1.71—16.64 (8.5)	19.97—27.87 (25)	1.85—11.97
精白して殘留する胚乳部	76.91—92.67 (85.0)	44.78—57.09 (50)	0.60—0.64
胚子部	3.38—3.91 (4.0)	14.98—15.92 (15)	4.29—4.63

近藤 光之 茂原 春恵 米の淘洗による損失に就て (栄養研究所報告 2の1.2)

近藤は泔水を分析し茂原は淘洗前後に於ける米の成分の差より淘洗による損失を見たのである。其の損失する率は

	蛋白質 %	脂肪 %	含水炭素 %	無機質 %
近藤 { 第1回泔水によりて	4.6	36.1	0.82	64.64
近藤 { 第2—4回泔水によりて	11.1	6.5	1.14	8.33
近藤 { 全泔水によりて	15.7	42.6	2.00	73.00
茂原 { 最小限度に淘洗したる時	4.99	9.42	0.79	12.76
茂原 { 完全に淘洗したる時	5.12	25.84	0.92	47.75

三谷 ひさ 穀粒煎汁の化學的成分に就て (朝鮮醫學會雜誌 19の11)

一定方式により調製せられた白米、玄米、糯米、粟、稗の重湯の養分量を分析比較したのによれば粳、糯兩白米より作りたるものは乾固分及澱粉量並に熱量に富み他からの重湯は蛋白質、脂肪、及び灰分に富む。

村松 舜祐 平麥の營養價値に就て (糧食研究 57)

村松 舜祐 岩田 久敬 平麥の成分及其の營養價値に就て (盛岡高等農林學校學術報告 12)

平麥は他の白米、玄米、小麥粉、蕎麥粉に比して營養價高く、動物の發育よく又生存期間も長く、且その中にはビタミンA及びBを含有してゐる。平麥中の蛋白質は9.88%ありてそれらの中ホルデインは46.3%、グルテニンは26.5%、食鹽水可溶性蛋白質は21.4%を含んでゐる。

今津 綱幹 阿久津正藏 麵麩の改良に關する實驗的研究(第1報) (軍醫團雜誌 197)

脚氣豫防並に治療にイーストを多く混じたる麵麩を推奨してゐるが、5%もコ

ンプレストイーストを使用したる麵麩は普通品に比較して營養上稍々良好ではあるが未だ脚氣様症狀を豫防することは出来ない。

中尾 萬三 西田 浩治 宇佐美俊一 貯藏大豆の變質に就て(第1報) (南鐵中央試験所報告 9)

開放器中に大豆を貯藏する時水分13%以下なれば34°C内外の恒温度にては約1ヶ月に亘りても變化しない。水分16.33%のものは20日程にて黴を生ぜる故に異常の水分を有する大豆は貯藏に適しない。

密閉器中に貯藏する時部分的に温度の變化が生ぜば水滴を生じて變質の原因となる。水分氣乾(11%)以上にして大豆が氣壓より高き壓を受けば34°C内外にて變質しアルコール様の惡臭を放つ。通風なき器中に貯藏する時水分が氣乾(11%)にして温度60度なる時は20日にて腐敗し始む。

巨大なる貯藏槽に大豆を貯藏する時氣乾状態の大豆にては器底の大豆は上層大豆の壓力によつて壓縮されることは絶對にない。又その壓力の爲に變質を促進されることもない。

原 徹一 高田 亮平 味噌に關する研究 (栄養研究所報告 2の1.2)

味噌蛋白質の養價は極めて低い故に從來の味噌は營養品と云ふより寧ろ調味料である。味噌醸造に際し製品の嗜好的價値は圓熟せるものが大であるが、營養學的にみれば成熟と共にその蛋白質に於て又ビタミンに於て營養價は低下してゐる。味噌にチスチンの少量を添加するにその營養價は著るしく高め得らる。而して味噌品質を變ぜない程度に魚粉を混醸するにその養價を高めるが効果は著るしくない(動物飼育試験に於て)。

高粱豆粕は十分味噌原料とみなし得。

中村 莊二 中村 不一 其の營養價値を牛乳に比較したる豆乳に就いての一試験 (栄養研究所報告 2の1.2)

市販の豆乳は動物を發育せしむること能はず脂肪溶性ビタミンA及び無機質不足の爲にそれらの缺乏症を發現する。この豆乳にバターを加え更に無機質を牛乳の無機質に近接せしめれば生牛乳に比すべき好發育をなす。

高橋 榮治 微生物の食用と酒粕の利用に就て (E本學術協會報告 4)

酒粕中にはビタミンB及Cの著明量含有され其他多量の蛋白質核酸等を含む故に栄養食料となし得。差當り濁酒は清酒に比して栄養的であるを云ひ得る。尚酒粕は加工して甘酒、菓子、饅頭、パン等にも利用され得べく、或は酵母エキスの如くエキス製品の原料としても利用し得らる。

3 食糧問題

人口食糧問題調査會幹事 帝國內地に於ける食糧品の生産、輸移出入及消費状態 (人口食糧問題調査會食糧部調査資料 昭和2年10月)

農産食糧は主として大正6年より昭和元年に至るもの、水産及畜産食糧品は主として大正5年より大正14年に至るものの生産、輸移出入及び消費状態の統計を纏めたるものである。

賀川 豊彦 日本に於ける食糧問題 (糧友 4の9)

食糧問題は主觀經濟に依つて解決せねばならない。日本は決して食糧に困つてはゐない。ただ白米を食はうとして困つてゐるのである。あまりに日本人は白米に執着し過ぎ、且料理の工夫を知らないのである。日本の食糧論の行詰りは日本人の口の行詰りて又料理の行詰りである。

東亞經濟調査局 本邦食糧問題と肥料 (經濟資料 11の4)

本邦内地の肥料消費の趨勢を明にしたもので食糧問題は其の前提に過ぎないのであつて

食糧に關係のある肥料の價値に就て述べたるものである。收むる所本邦食糧問題より觀たる肥料の價値、本邦肥料消費の趨勢、本邦主要販賣肥料價格の變動と肥料三要素より觀たる價値等である。

滿鐵東亞經濟調査局 本邦食糧問題と滿洲 (經濟資料 13の10)

本邦人口増加の大勢並に本邦食糧問題の趨勢より説き起し、主要食糧農作物の本邦産出概況と滿洲に於けるそれらの現状とを比較對照して述べ、殊に滿洲米作の將來を論じてゐる。

スミス原著、賀川豊彦、藤田秀夫共譯 世界食糧資源論 (新潮社 昭和4年6月)

譯者の1人賀川氏は序文に換て「日本に於ける食糧問題」を巻頭に掲げてゐる。日本の食糧問題は決して食糧に困つてゐるのではない。只白米を食はうとして困つてゐるのである。故に食糧問題はやはり主觀經濟によつて解決せらるべきであるを云ふ。原著者のラッセル・スミス氏は多數の食糧論者が頗る悲觀的なるのに反して非常に樂觀的であつて、現實から出發して世界の凡ゆる食糧資源を餘す所なく論じてゐる。

農林大臣官房統計課 昭和4年米統計表 (昭和4年2月)

1、米作付面積 昭和3年米作付面積は3,191,736.1町歩にして、前年度よりは18,052.6町(0.6%)、前5ヶ年平均よりは36,562.7町(1.2%)増加してゐる。

	總數	粳米	糯米
水 稻	3,055,095.9町(96%)	2,790,636.6町(98%)	264,459.3町(78%)
陸 稻	136,640.2町(4%)	59,942.6町(2%)	76,697.6町(22%)

2、米産額 昭和3年米收穫高は60,303,298石にして前年より1,800,243石(2.9%)減少し、前5ヶ年平均よりは2,300,569石(4%)増加してゐる。稲作は苗代時期に於ける天候概ね適順なりしを以て苗の發育良好であつたが移植後は天候不順にて殊に土用入後曇雨天持續し且氣温概して低かつた故に稻の生育軟弱徒長の

嫌あつて發育分蘗十分でなかつた。加ふるに葉稻熱病の發生を見、地方によりては水害又は旱害を蒙つたものがあつた。而し全國的に見れば普通作況である。

Table with 4 columns: 種類 (水稲, 陸稲), 産額, 價格, 總數, 梗米, 糯米. Rows show production and price for water and dry rice, and total, bran, and polished rice.

3、米1反歩收穫高昭和3年の全國平均は1.899石である。

Table with 4 columns: 種類 (水稲, 陸稲), 梗米, 糯米, 平均. Shows average yield for water and dry rice.

4、米輸移出入額 昭和2年の米輸移出額(再輸出額再移出額外國米移出額を含む)は1,421,237石、價格36,963,265圓である。

Table with 4 columns: 輸出額, 移出額, 内輸出額, 内移出額, 再輸出額, 再移出額. Shows export and re-export statistics.

再輸出額の仕向先は朝鮮へ751,056石、臺灣へ16,295石、樺太へ309,166石である。

又輸移入額は12,773,460石、價格333,000,807圓である。

Table with 4 columns: 輸入額, 移出額, 内輸入額, 内移出額, 再輸入額, 再移出額. Shows import and re-import statistics.

移入額を仕出地別にみれば、朝鮮より6,152,752石、臺灣より2,703,144石である。

輸移入超過は11,352,223石である。

農林省農務局米穀課 米の用途別消費高調 昭和2年度 自大正15年11月1日 至昭和2年10月末日 (昭和4年6月)

Large table showing rice consumption by region (内地, 朝鮮, 臺灣, 外國, 碎) and use (總消費高, 飯米用, 種子用, 酒類, 餅, 其他). Includes percentages and absolute values.

農林省農務局 日本に於ける米穀の生産、貿易、消費及價格等に關する重要統計 (大日本農會報 582,583)

1、日本に於ける米穀生産の消長

Table showing rice production trends in Japan, categorized by region (内地, 朝鮮, 臺灣) and type (1反歩收穫高, 栽培面積, 生産額). Includes indices and absolute values.

自大正11年5ヶ年平均 至昭和5年 (同上指数)	315	5,772	1,833	157	1,469	0,936	54	581	1,078	7,820
	(103.6)	(106.2)	(102.5)	(106.1)	(114.9)	(108.2)	(110.1)	(125.2)	(114.2)	(109.2)
昭和2年	317	6,210	1,957	160	1,730	1,080	61	690	1,136	8,630
昭和3年	319	6,030	1,889	152	1,551	0,890	59	679	1,161	8,060
自大正12年5ヶ年平均 至昭和3年 (同上指数)	316	5,897	1,864	158	1,480	0,941	57	648	1,136	8,026
	(103.9)	(108.5)	(104.2)	(107.3)	(115.7)	(118.2)	(116.3)	(139.7)	(120.3)	(111.8)

2、内地に於ける米の輸入及移入額 (曆年)

	輸入額		朝鮮より		臺灣より		移入額合計		輸移出總計	
	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓
自大正元年5ヶ年平均 至同5年 (同上指数)	173	2,229	101	1,229	81	958	183	2,257	355	4,486
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
自大正5年5ヶ年平均 至同10年 (同上指数)	288	6,104	217	6,683	99	2,167	317	8,850	555	14,954
	(137.6)	(273.8)	(214.9)	(514.5)	(122.2)	(226.2)	(173.2)	(392.1)	(156.3)	(333.3)
自大正11年5ヶ年平均 至昭和元年 (同上指数)	310	6,681	432	14,700	174	4,342	606	19,043	917	25,724
	(175.2)	(299.7)	(427.7)	(131.6)	(214.8)	(453.3)	(331.1)	(843.7)	(258.3)	(573.4)
昭和2年	392	7,891	615	19,114	270	6,288	885	25,402	1,275	32,238
昭和3年	189	3,367	670	18,342	241	5,323	911	23,665	1,100	27,032
自大正13年5ヶ年平均 至昭和3年 (同上指数)	330	7,491	552	18,058	286	5,920	788	23,979	1,118	30,871
	(190.8)	(318.1)	(546.5)	(139.0)	(291.3)	(618.0)	(430.6)	(1062.4)	(314.9)	(688.1)

3、内地に於ける米の輸出及移出額 (曆年)

	輸出額		朝鮮へ		臺灣へ		移出額合計		移輸出總計	
	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓
自大正元年5ヶ年平均 至同5年 (同上指数)	40	692	1	10	5	103	15	288	55	981
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
自大正5年5ヶ年平均 至同10年 (同上指数)	27	732	1	30	5	169	17	646	44	1,378
	(67.5)	(105.8)	(100.0)	(300.0)	(100.0)	(164.1)	(113.3)	(224.3)	(80.0)	(140.5)
自大正11年5ヶ年平均 至昭和元年 (同上指数)	5	191	5	125	8	197	25	1,969	41	1,582
	(12.5)	(27.6)	(500.0)	(125.0)	(160.0)	(191.3)	(278.8)	(610.9)	(76.4)	—
昭和2年	4	143	1	26	1	50	31	1,199	37	1,442
昭和3年	4	128	1	24	2	53	36	1,216	43	1,421
自大正13年5ヶ年平均 至昭和3年 (同上指数)	5	189	2	75	2	77	31	1,252	40	1,593
	(12.5)	(27.3)	(200.0)	(750.0)	(40.0)	(74.8)	(344.4)	(715.4)	(231.3)	(487.5)

4、朝鮮及臺灣米に於ける米穀貿易の大勢 (曆年)

	輸入額		輸出額		臺灣	
	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓	數量 萬石	價格 萬圓
自大正元年5ヶ年平均 至同5年 (同上指数)	11	120	28	347	5	29
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
自大正5年5ヶ年平均 至同10年 (同上指数)	4	102	20	495	—	9
	(36.4)	(85.0)	(71.4)	(142.7)	(—)	(31.0)
自大正11年5ヶ年平均 至昭和元年	15	384	3	98	11	11

(同上指數)	(136.1)	(320.0)	(10.7)	(28.2)	(220.0)	(309.7)	(33.3)	(37.9)
昭和2年	5	115	1	43	80	1,545	—	12
昭和3年	41	763	1	31	29	500	僅少	僅少
自大正13年至昭和3年5ヶ年平均	24	546	1	52	32	688	僅少	3
(同上指數)	(218.2)	(455.9)	(13.6)	(15.0)	(640.0)	(886.0)	(—)	(10.3)

5、内地に於ける米の消費總額 (自前年11月1日至當10月末日年度)

前年度より の持越額	輸移出入額(再輸移出入額を含む)		生産額	前年度へ 持越額	消費總額	内地1人 當消費額	人口 4月末
	輸移入額	輸移出額					
萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬人
503	347	94	5,308	293	5,546	1,062	5,224
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
446	228	47	5,835	480	6,268	1,155	5,524
(88.7)	(152.2)	(87.9)	(110.1)	163.8	(113.0)	(106.6)	(105.7)
659	901	94	5,764	806	6,611	1,129	5,858
(131.0)	(259.7)	(174.1)	(108.7)	(275.1)	(119.3)	(106.3)	(112.1)
597	1,268	128	5,559	1,141	6,718	1,099	6,113
577	1,125	98	6,210	1,028	7,030	1,134	6,197
585	1,102	109	5,800	993	6,772	1,124	6,025
(116.3)	(317.6)	(201.9)	(109.4)	(338.9)	(122.1)	(105.8)	(115.3)

6、内地に於ける米の用途別消費見込額 (自大正9年11月1日至大正10年10月末日)

飯	米	内地米	朝鮮米	臺灣米	外國米	以上合計	同上消費割合
萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	%
5,461	208	29	46	5,348	85.1	5,348	85.1
418	2	—	5	424	6.7	424	6.7
303	1	2	1	307	4.9	307	4.9
78	0	0	0	78	1.2	78	1.2
35	3	3	4	45	0.7	45	0.7
36	1	—	—	38	0.6	38	0.6
42	2	—	2	47	0.7	47	0.7
5,973	217	34	58	6,282	100.0	6,282	100.0

7、内地に於ける酒造米消費額 (自前年10月1日至當年9月末日年度)

酒	清酒	濁酒	白酒	味淋	以上合計	同上白米使用額	玄米換算
萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石
410	2	1	10	329	419	287	329
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
495	2	1	9	508	348	400	400
(120.7)	(100.0)	(100.0)	(90.0)	(121.2)	(121.3)	(121.6)	(121.6)
537	2	1	10	550	375	431	431
(131.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(131.3)	(130.7)	(131.0)	(131.0)
480	1	1	9	492	334	383	383
486	1	1	10	498	336	387	387
509	1	1	10	521	353	406	406
(124.1)	(50.0)	(100.0)	(100.0)	(124.3)	(123.0)	(123.4)	(123.4)

8、東京、大阪及神戸市場に於ける内地米の卸賣及小賣價格 (曆年)

内地玄米卸賣價格 1石當		内地白米小賣價格 1石當	
東京	大阪	東京	大阪
深川標準中米	神戶標準中米	東京中米	大阪中米
圓	圓	圓	圓
17.05	16.95	21.48	21.22
	17.20		19.85
自大正元年5ヶ年平均			

	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(10.0)
自大正6年5ヶ年平均 至同10年 (同上指数)	34.80 (204.1)	34.15 (201.5)	35.53 (206.6)	42.79 (189.2)	39.00 (183.8)	41.16 (207.4)
自大正11年5ヶ年平均 至昭和元年 (同上指数)	37.14 (217.8)	38.14 (229.0)	37.98 (22.08)	47.74 (222.3)	41.36 (199.2)	46.30 (233.2)
昭和2年	35.26	36.96	36.88	46.91	39.93	45.52
昭和3年	31.03	29.68	30.54	39.75	35.06	40.34
自大正13年5ヶ年平均 至昭和3年 (同上指数)	36.86 (216.2)	37.57 (221.7)	37.62 (218.7)	47.21 (219.8)	41.83 (197.1)	46.24 (232.9)

9、最近30ヶ年間に於ける内地人口の増加ミ内地に於ける米穀生産額及輸移入超過額との比較対照

	人口(4月末)		輸移入超過額		生産額		栽培面積		1反歩當收量	
	小麥 萬町	大麥 萬町	小麥 萬町	大麥 萬町	小麥 萬町	大麥 萬町	小麥 萬町	大麥 萬町	小麥 萬町	大麥 萬町
自明治30年至同34年5ヶ年平均	50	60	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
" 35 " 39			106.1	273.5	105.2	101.7	103.3	103.3	103.3	103.3
" 40 " 44			112.1	158.3	120.7	104.0	116.1	104.0	116.1	116.1
自大正元年至大正5年			120.0	198.7	130.4	107.6	121.2	107.6	121.2	121.2
" 6 " 10			126.9	325.2	138.4	110.1	125.7	110.1	125.7	125.7
" 11 " 昭和元年			135.6	546.6	138.4	111.5	124.2	111.5	124.2	124.2
自大正13年至昭和3年			138.4	670.9	141.4	112.1	126.3	112.1	126.3	126.3

農林省農務局 日本内地に於ける麥類の生産貿易消費及價格等に関する重要統計 (大日本農會報 587,588)

1、内地に於ける麥類生産の消長

	栽培面積		生産高		1反歩當收穫高	
	小麥 萬町	大麥 萬町	小麥 萬町	大麥 萬町	小麥 萬町	大麥 萬町
自大正元年5ヶ年平均 至同5年	50	60	520	996	1,043	1,657
	71	81	520	996	1,043	1,657

	輸入額		朝鮮臺灣より の移入額		輸移入額合計		朝鮮臺灣の 移出額		輸移入超過額	
	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓
自大正元年5ヶ年平均 至同5年 (同上指数)	57	565	3	20	60	585	—	2	61	592
自大正6年5ヶ年平均 至同10年 (同上指数)	118	2,184	12	148	129	2,333	—	10	129	2,324
自大正11年5ヶ年平均 至昭和元年 (同上指数)	418	6,882	5	87	423	6,969	7	122	416	6,848
昭和2年	342	5,393	1	8	343	5,401	8	166	335	5,240
昭和3年	482	6,779	1	8	483	6,780	10	193	472	6,586
自大正13年5ヶ年平均 至昭和3年 (同上指数)	489	7,190	4	74	493	7,263	9	162	484	7,101
	(770.2)	(1272.6)	(133.3)	(370.0)	(736.7)	(1241.5)	(—)	(810.0)	(711.4)	(1199.5)

2、内地に於ける小麥の輸出入額及移出入額 (曆年)

	輸入額		朝鮮臺灣より の移入額		輸移入額合計		朝鮮臺灣の 移出額		輸移入超過額	
	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓
自大正元年5ヶ年平均 至同5年 (同上指数)	57	565	3	20	60	585	—	2	61	592
自大正6年5ヶ年平均 至同10年 (同上指数)	118	2,184	12	148	129	2,333	—	10	129	2,324
自大正11年5ヶ年平均 至昭和元年 (同上指数)	418	6,882	5	87	423	6,969	7	122	416	6,848
昭和2年	342	5,393	1	8	343	5,401	8	166	335	5,240
昭和3年	482	6,779	1	8	483	6,780	10	193	472	6,586
自大正13年5ヶ年平均 至昭和3年 (同上指数)	489	7,190	4	74	493	7,263	9	162	484	7,101
	(770.2)	(1272.6)	(133.3)	(370.0)	(736.7)	(1241.5)	(—)	(810.0)	(711.4)	(1199.5)

3、内地に於ける小麦粉の輸出入額及移出額 (曆年)

	輸入額		輸出額		朝鮮及臺灣の移出額		移出超過額	
	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓
自大正元年至同5年	16	101	12	87	22	156	17	141
(同上指數)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
自大正6年至同10年	31	356	53	521	25	288	45	472
(同上指數)	(192.8)	(352.5)	(433.3)	(598.9)	(113.6)	(184.6)	(264.7)	(334.8)
自大正11年至昭和元年	26	245	66	756	57	678	96	1188
(同上指數)	(162.5)	(242.6)	(550.9)	(869.0)	(259.1)	(494.0)	(570.6)	(842.6)
昭和2年	33	287	125	1,426	77	908	169	2,047
昭和3年	14	119	237	2,472	88	982	311	3,335
自大正13年至昭和3年	16	152	133	1,491	77	920	194	2,259
(同上指數)	(100.0)	(100.0)	(987.5)	(1713.8)	(350.0)	(589.7)	(1141.2)	(160.2)

4、内地に於ける大麥及麥芽の輸出入額及移出額 (曆年)

	石	圓
大麥の輸入額	10,518	119,307
同 朝鮮よりの入額	2,181	25,546
同 朝鮮への移出額	85,534	1,959,928
麥芽の輸入額	39,413	6,1307
同 原料大麥に換算	28,296	—

主なる仕出地は關東州及支那
主なる仕出地は米獨
歩止は78% 1擔は56升として重量より換算

5、内地に於ける小麦(小麦粉を含む)の消費額 (自5年7月1日至翌年6月30日年度)

	内地生産額		輸移入額		輸移出額		内地人口 (12月末) 萬人
	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	數量 萬石	價額 萬圓	
自大正元年至同5年	529	65	65	4	20	15	5,271
(同上指數)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
自大正6年至同10年	621	200	14	16	23	16	5,559
(同上指數)	(119.4)	(307.7)	(350.0)	(106.7)	(115.0)	(148.7)	(105.5)
自大正11年至昭和元年	564	416	5	43	46	352	5,913
(同上指數)	(108.5)	(649.0)	(125.0)	(286.6)	(230.0)	(976.5)	(112.2)
昭和2年	606	435	1	62	94	280	6,170
昭和3年	639	563	1	57	221	295	6,250
自大正13年至昭和3年	595	444	4	53	103	291	6,082
(同上指數)	(114.4)	(683.1)	(100.0)	(353.3)	(515.0)	(855.9)	(115.4)

6、内地に於ける麥類及小麦粉の用途別消費見込額

用途	大麥		小麦		裸麥	
	數量 萬石	額 %	數量 萬石	額 %	數量 萬石	額 %
飯	471	56.4	—	—	—	—
飼料	240	28.7	24	2.9	114	13.3
酒	40	4.8	—	—	—	—
製粉	—	—	671	79.5	—	—
味噌	39	4.7	11	1.3	45	6.1
計	835	100.0	845	100.0	744	100.0

用途	小麥粉		用途	小麥粉	
	數量 萬斤	額 %		數量 萬斤	額 %
麵類	62,886	49.7	其 計	2,667	2.1
菓子及菓子類	52,898	26.0		5,567	4.4
麵類	17,082	13.5		126,531	100.1
麵類	5,441	4.3			

7、東京及大阪市場に於ける麥類及小麥粉の卸賣價格 (麥類は1石當、小麥粉は1袋(5,900圓)當)

時期	小麥		大麥		裸麥		小麥粉	
	數量 萬斤	價格 圓	數量 萬斤	價格 圓	數量 萬斤	價格 圓	數量 萬斤	價格 圓
自大正元年5ヶ年平均	11.73	(100.0)	6.14	(100.0)	9.79	(100.0)	2.67	(100.0)
至同5年	20.53	(175.0)	13.10	(213.4)	21.49	(219.5)	4.39	(164.4)
自大正3年5ヶ年平均	19.35	(164.8)	10.72	(174.6)	18.42	(188.2)	4.10	(153.6)
至同10年	20.83	(178.5)	12.10	(190.6)	15.30	(153.6)	4.10	(153.6)
昭和2年5ヶ年平均	18.12	(154.4)	8.63	(140.6)	18.20	(188.2)	3.81	(140.6)
昭和3年	18.06	(153.8)	11.69	(190.6)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)
昭和5ヶ年平均	19.79	(168.8)	11.05	(179.9)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)
昭和和2年	19.61	(168.5)	12.11	(197.2)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)
昭和和3年	19.60	(168.5)	12.11	(197.2)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)
自大正13年5ヶ年平均	21.37	(182.1)	12.11	(197.2)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)
至昭和3年	21.37	(182.1)	12.11	(197.2)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)
昭和和3年	21.37	(182.1)	12.11	(197.2)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)
昭和和3年	21.37	(182.1)	12.11	(197.2)	18.94	(193.5)	4.20	(177.9)

帝國農會農業經營部 自作者の玄米1石當生産費 (5ヶ年平均) (帝國農會報

19の2)

大正11年以降昭和元年に至る5ヶ年の平均にして反當生産總費用より屑米、藁等の副収入額を差引きて1石當生産費を出したものである。

道府縣名	反當玄米收量 石	土地資本の利子を4分とする時	
		反當生産費 圓	1石當生産額 圓
青森	2,563	93.52	33.94
岩手	2,430	87.47	33.00
宮城	2,390	82.98	31.73
秋田	2,452	92.98	35.45
山形	2,901	109.23	34.16
福島	2,719	92.23	31.38
茨城	2,471	113.83	43.70
栃木	2,221	100.32	40.81
群馬	2,562	106.27	38.31
埼玉	2,176	88.39	37.14
千葉	2,469	98.99	37.72
東京	2,273	128.14	51.20
神奈川	2,379	108.09	42.52
新潟	2,206	83.90	35.20
富山	2,531	104.50	38.06
石川	2,480	96.44	36.00
福井	2,538	85.65	32.15
山梨	2,909	106.10	33.74
長野	2,658	114.18	40.45
岐阜	2,381	89.74	34.31
静岡	2,426	102.28	39.15
愛知	2,273	98.74	39.16
三重	2,298	99.82	39.15
滋賀	3,016	93.96	27.85
京都	2,375	107.37	41.87
大阪	2,318	108.42	43.74
兵庫	2,840	108.35	34.40

奈良	2,363	101.70	39.49
和歌山	2,592	112.77	39.36
鳥取	2,412	89.77	33.74
島根	2,319	108.37	43.63
岡山	2,353	90.38	34.18
廣島	2,486	101.51	37.48
山口	2,118	78.88	33.85
徳島	2,571	100.63	35.24
香川	—	—	—
愛媛	2,686	105.93	37.00
高知	2,155	89.37	38.00
福岡	2,891	87.29	28.01
佐賀	3,031	91.32	28.00
長崎	2,644	85.76	29.83
熊本	2,970	97.95	29.38
大分	2,704	84.62	28.83
宮崎	2,624	73.58	26.06
鹿兒島	2,290	71.40	29.21
平均	2,505	97.12	35.86
北海道	2,042	65.14	29.18

若し土地資本の利子を3分としたらば全國平均反當玄米生産費は 90.27圓、1石當生産費は 32.83圓となり、北海道の反當生産費は 62.96圓、1石當生産費は 28.11圓となる。

鷺尾 久藏 内地に於ける小麥の生産増加に就て (大日本農會報 57b)

小麥は我國食糧農産物中、米に亞ぐ、重要なるもので之が増殖問題は食糧充實上並に國策上の重大問題である。本邦の如き國土狹少にして土地利用の極めて集約的でなく且つ水田に冬季裏作を行はな所が相當多い實狀に鑑むれば、小麥生産増加の將來は大いに有望である。現に昭和元年より小麥及び小麥粉の關稅率の改正あると共に生産増加の新施設が實現されるやその栽培面積は増加して昭和元年に比し昭和2年には6000町歩、昭和3年には更に16000町歩も増加したのである。

農林省農務局 本邦消費市場に於ける内地米、朝鮮米及臺灣米の供給量並に道

府縣に於ける産米の管外移出額と産額との關係 (大日本農會報 580)

本邦内地消費市場に對する内地米、朝鮮米及臺灣米の供給量

年次	内地米(道府縣管外移出高)	朝鮮米(移入高)	臺灣米(移入高)	計
大正15	11,692,244石	5,213,248石	2,186,576石	19,092,068
昭和2	11,912,255	5,909,736	2,637,899	20,459,890
" 3	12,658,892	7,069,318	2,434,467	22,162,677

道府縣に於ける産米の管外移出高と産額との關係

年次	管外移出高	産額	各前年分に對する増減數量	
			管外移出額	産額
大正15	11,692,244石	54,324,963石	- 366,894石	+ 2,184,372石
昭和2	11,912,255	50,792,352	+ 220,011	- 3,532,611
" 3	12,658,892	56,596,516	+ 746,637	+ 5,804,164

農林省農務局 米の高値及低値月示現に關する調 (大日本農會報 581)

月別	高		低	
	示現數	示現百分比	示現數	示現百分比
11	12	19,355	6	9,836
12	2	3,226	8	13,115
1	2	3,226	15	24,590
2	2	3,226	1	1,639
3	1	1,613	4	6,557
4	1	1,613	3	4,918
5	0	0	1	1,639
6	1	1,613	3	4,918
7	7	11,290	2	3,279
8	9	14,516	2	3,279
9	7	11,290	2	3,279
10	18	29,032	14	22,951

自明治元年至昭和3年61ヶ月各月の東京深川正米市場標準中米値段より調査。

本邦内地に於ける甘藷及馬鈴薯生産の消費等に關する重要統計 (大日本農會報

57)

甘藷 生産の大正12年より昭和2年迄の5ヶ年平均は、栽培面積約29萬町歩、生産額は95000萬貫、價格約1億圓である。之を大正元年より5年迄の5ヶ年平均に比すると栽培面積に於て4分、産額に於て8分減少してゐる。從來甘藷は温暖地方に栽培せられ寒冷地方には不適當なるかの如く認められしも、近時栽培法の改良、種薯の貯藏等に留意するやうになりて其の困難ならざることが認められるやうになつた。

馬鈴薯 大正12年より昭和2年迄5ヶ年平均にて栽培面積約10萬町歩、生産額24000萬貫價格350萬圓に達し、大正元年より5年迄の5ヶ年平均に比較すると栽培面積にて1.1割、生産額約5分の増加を示してゐるが歐洲大戰當時の好景氣時代に比すると遠く及ばない。近時需要の増加に伴ひ暖地に於ける栽培著るしく増加し且寒地以外の地には水田に於ける稲作の前作に適し加ふるに栽培法比較的容易且單位面積よりの收量大なるを以て暖地に於ては一層有利なる經濟作物である。

甘藷及馬鈴薯澱粉 製造總額の大正11年より昭和元年迄5ヶ年平均は約1億斤、價格1000萬圓にして、其内馬鈴薯を原料とせるもの約6100萬斤、甘藷を原料とせるもの僅に2200萬斤で、之を大正元年より5年迄の5ヶ年平均に比すると2割の増加を示してゐるが大戰時の好況時代に比すると尙遜色がある。

農林省畜産局 有畜農業調査事例 (畜産彙纂 25 昭和4年7月)

有畜農家に於ける畜産經營の各要素並に收支を有りのままに表示したもので、事例は少いが、中小農家の畜産は概して規模の小なる爲經營上の材料物質は野生の芻草自家農産物農産廢物其他の手持材料等の幾多の無市價物が利用せられて少額の實費と輕少な勞力とを以て極めて容易に營まれる便があり、従つて收益は絶対に多額ではないが比較的には甚大なる場合が少くない。

農林省畜産局 全國各都市に於ける主要畜産物の需要供給概況 (畜産彙纂

24)

地方	牛 乳			煉 乳			粉 乳		
	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量
	石	石	升	罐	罐	匁	罐	罐	匁
北海道	12,513	13,291	2,155	4,797,888	1,188,976	202.68	107,505	22,052	2.15
東北	6,490	7,227	1,208	0	618,097	108.62	—	61,073	8.85
關東	140,974	147,839	2,895	—	757,605	79.07	—	143,617	10.39
北陸	7,496	8,378	1,402	150,138	199,280	35.06	—	107,235	12.45

中部	20,213	23,972	1,550	—	574,150	42.26	—	191,710	8.03
近畿	34,077	59,654	1,836	—	1,058,098	98.05	—	401,624	21.24
中國*	25,720	31,350	2,001	—	3,661,474	26.74	—	266,637	11.11
四國	3,887	4,099	1,017	0	128,268	33.47	—	51,809	7.59
九州	13,076	18,718	1,250	0	671,152	47.11	—	150,056	6.35
合計	263,946	314,528	2,072	4,948,026	8,857,100	106.75	107,505	1,381,273	10.11

* 兵庫縣下の都市を含む

地方	バ タ			牛 肉		
	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量
	斤	斤	匁	貫	貫	匁
北海道地方	282,000	133,231	34.56	170,106	230,538	373.78
東北地方	13,276	47,071	13.40	160,896	218,168	364.65
關東地方	4,787	107,937	18.79	2,860,256	4,059,996	795.06
北陸地方	4,244	26,883	7.20	188,770	158,489	306.80
中部地方	5,192	62,126	6.44	652,506	516,375	334.56
近畿地方	59,842	277,088	13.64	1,681,729	2,511,279	772.83
中國地方	4,253	212,796	23.49	1,999,057	2,656,810	1,695.89
四國地方	600	32,345	3.63	292,032	243,689	604.63
九州地方	6,148	65,747	7.12	533,229	771,880	515.33
合計	380,342	965,224	13.04	8,538,581	11,367,224	757.87

地方	馬 肉			豚 肉		
	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量
	貫	貫	匁	貫	貫	匁
北海道地方	70,356	42,200	120.30	161,456	205,802	333.67
東北地方	40,059	57,206	62.19	159,771	192,865	322.35
關東地方	535,987	525,695	103.87	4,185,392	4,856,545	911.05
北陸地方	31,419	17,723	38.07	74,438	65,707	127.19
中部地方	180,838	266,298	177.93	646,155	809,936	536.96
近畿地方	7,363	7,987	3.78	184,381	217,310	67.57
中國地方	9,881	9,241	10.14	358,834	373,359	251.28
四國地方	4,125	1,961	8.63	11,676	10,716	32.37
九州地方	236,299	77,945	71.14	268,142	413,321	275.96
合計	1,116,327	1,018,256	80.89	6,050,245	7,145,581	480.50

地 方	牛 肉 罐 詰			ハ		
	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量
北海道地方	0	41,049	7.99	26,475	37,978	9.85
東北地方	1,200	279,499	56.06	0	9,522	2.55
關東地方	—	395,361	48.62	270,187	131,534	23.71
北陸地方	0	57,183	11.48	1,725	7,438	2.21
中部地方	2,500	89,665	8.39	4,750	31,190	3.99
近畿地方	1,783	903,313	33.36	0	409,437	20.16
中國地方	4,857,119	1,793,645	133.92	38,619	119,638	13.57
四國地方	74,583	72,075	26.13	—	8,463	4.09
九州地方	—	196,169	17.99	221,983	159,483	1.73
合 計	4,937,185	3,827,959	42.20	563,739	914,683	14.13

地 方	鶏 肉			鶏 卵		
	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量	年生産量	年消費量	人口1人當年消費量
北海道地方	14,168	105,609	171.23	83,170	312,918	35
東北地方	50,706	171,440	286.14	89,632	233,282	27
關東地方	25,319	1,398,239	273.82	126,761	4,884,730	66
北陸地方	64,171	69,578	116.73	62,273	224,293	26
中部地方	354,317	531,157	363.30	524,271	668,733	30
近畿地方	373,783	729,779	224.59	941,104	3,467,156	74
中國地方	65,314	292,853	191.04	163,218	1,302,313	57
四國地方	26,257	33,818	102.16	73,460	143,646	25
九州地方	91,703	423,991	283.07	264,222	1,076,708	50
合 計	1,065,738	3,756,644	256.58	2,328,111	12,313,779	56

第六節 氣候風土並衣服及住居の衛生

1 氣候風土

岩崎 辻男 日本氣候風土と乳兒死亡率 (勞働科學研究 6の1)

勞働科學研究所に於て茲數年來繼續的になされつつある空氣の理學的性狀と人間機能との關係に就ての研究中の一編である。著者は此の統計的研究に於て、大要次の如き結論に到達してゐる。(1)我國乳兒死亡率は最近10年間に於ては漸減の傾向を示し、其傾向は益々固定しつつあるもの様である。而も之を世界諸他の文明國の夫れに比すれば尙著しく高率である。(2)出産率と乳兒死亡率との間には、一定の因果關係の存在するものではない。此主張は人爲的又は理性的増殖の行はれつつありと考へらるる我國都市に於ける状態を考察するに、更に明瞭に之を是認せらるるであらう。(3)人口密度と乳兒死亡率との間に於ける關係に於ては之を府縣別に見るに、略々人口稠密なる程、死亡率大である。但し1平方軒100人以下の人口稀薄なる地方(主に青森、岩手、北海道)にては此通則を破り、乳兒死亡率は高率である。其所以は特異なる氣候、結婚年齢の低き事並に文化程度の低き事等によつて説明する事が出来る。次に都市との比較に於ては、人口稠密度大なる都市程死亡率が高い。(4)氣温氣濕降水量等氣候要素の年平均値と乳兒死亡率との間には恒定的關係を認めず。(5)全國地方別に比較觀察するに、北部は低温高濕にして南部の温暖低濕なる地方に比して乳兒死亡率は高率である。北部太平洋岸たる岩手、宮城縣等は日本海岸なる秋田、山形、新潟、富山の諸縣に對比して低温低濕にて乳兒の死亡低率である。中部の温暖低濕なる鳥取、島根

岡山、廣島、香川、愛媛等の諸縣は死亡率比較的小である。山間地方たる山梨、長野兩縣は低温低濕にて乳兒死亡率が低い。(6)都市の乳兒死亡率の年経過には冬季(1、2、12の3ヶ月)と夏季(7、8、9の3ヶ月)との2つの山を呈す。都市に於ては乳兒死亡の高低は氣候要素以外に人為的要素を考慮すべきである。(7)臺灣に於ける乳兒死亡率を観察するに、土着民に高率にて外來人に低率である。此事實は乳兒死亡率の原因的關係に於ては氣候要素以外に人種的特性或は文化等の諸重要因子の關與するものなることを暗示してゐる。著者が以上諸結論を誘導する爲に使用せる統計の資料は、(a)内閣統計局編纂日本帝國人口動態統計、(b)同上日本帝國統計年鑑、(c)内務省衛生局出版國澤健雄氏著乳兒保護に關する報告、(d)名古屋市社會課乳兒死亡の社會的原因、(e)内務省衛生局保健衛生調査概況、(f)新潟市社會課新潟市の乳兒死亡に就て等である。

田邊 秀穂 基礎新陳代謝に及ぼす環境氣象條件の影響に就て、特に感覺温度との關係に就て (勞働科學研究 6の3)

一人の健康なる男子を被檢者として温度を攝氏 26—39.7度、濕度を 32—83% 風速を無風と 120分呎と 170分呎の三種として夫等を種々に結合する事に依つて生ずる環境條件の下に基礎新陳代謝が如何なる變化を蒙るかに就てクローグのスピロメーターを使用して實驗せる成績を報告してゐる。其所見中特に興味あるものを摘録する、(1)有風時の各温度階程に於ける濕度の酸素消費量に及ぼす影響は、攝氏26—30度に於ては濕度の相違は殆んど無影響なるも、30—35度にては濕度の高低と並行的關係を示し、更に温度上昇して30度—40度に至れば逆に低濕時に於て酸素消費量上昇し高濕時には消費量の低下を見る、(2)感覺温度との關係を見るに無風時には 75—80 度に於て酸素消費量小にして夫より温度上昇するに伴ひて増加す。然るに有風時には酸素消費量は感覺温度と必伴的に増加せず、高

温に於ては風の影響は酸素消費量の減少を惹起せしむるが如く作用す、(3)發汗は無風時に於ては限界温度34.7度、濕度75.6%にて、感覺温度にて示せば 86.6度である。然るに有風時には發汗限界温度は著しく上昇して、38.3度、濕度 55.8% 或は温度37.5度、濕度79.4%にて、之を感覺温度にて示せば 90—94 度に相當す、(4)酸素消費量の最小値の出現する感覺温度限界は有風時には上昇し又其高温度限界は下降す。従つて酸素消費量の最低値を示す温度範圍は縮小せらる。而して其限界温度の移動度並に限界範圍の縮小度は風速の大小と正比例するの傾向を認める、(5)感覺温度88度附近にては風の有無は酸素消費量には影響せず、著者は此温度を酸素消費量の中和點と稱してゐる。而して著者の實驗成績に於ては酸素消費量は感覺温度90度以上に達すれば風は酸素量に對して中和點以下に於ける場合に比して全然反對の作用を及ぼし、有風時は無風時に比して酸素消費量を減少せしめ風速強き程其減少度益々著明なるが如き事實を呈してゐる。

小西 與一 心臟搏出量測定法としてのヘンダーソン・ハガード氏法(沃度エチル法)に關する批判、(2)環境温度と心臟搏出量との關係 (勞働科學研究 6の3)

Henderson and Haggare の創案になる沃度エチル法による心臟搏出量測定方法を用ひて、環境温度と心臟搏出量との關係を観察せる實驗成績の報告である。勞働科學研究所に於て一連的に行はれつつある環境氣象の理學的條件が生活現象に及ぼす影響に就ての研究の一連鎖をなすものである。被檢者は25歳の健康男子、温度階程は大體に攝氏 15—40 度を5段階に區分して觀察してゐる。其結果によれば、1分間搏出血量は、攝氏25—30度に於て最小にて、該温度の幅の上下に於て搏出量の増加を呈してゐる。次に1搏出量は之亦同じ 25—30 度附近に最小値を示し、夫より温度下るか又は上るべき孰れも増量してゐる。然し環境温度更に

昇騰して40度にも至れば1搏出量は却つて減退するの事實を示してゐる。本實驗に就て著者の採用せる沃度エチル法なるものは、心臓搏出量檢證法としては尙多くの缺點と疑點とを存するものである。故に本報告並に諸他の報告者の論文に現れたる搏出血量に關する數字の絶對値に關しては多くの信賴を置く事を尙ほ躊躇するものである。而して環境温度の變化が心臓機能に如何なる影響を及ぼすものなるかを知るための一方便として、著者の採用せる沃度エチル法によつて實驗を行ひ、其得られたる數字の比較に依つて、相對的に心臓機能の状態の變化を推定せんを試みたる事に就ては、其根柢に於て實驗方法に以上の1缺點を藏しながらも、實際問題として誠に止むを得ざるもの云ふべきであらう。

堀木 勇治 急に高氣温圈内に轉ざる場合の生理的現象に就て(1—2)無、有風時に於ける體温及び膚温 (國民衛生 6の10—11)

近時機械工業の著しき發達に伴ひ、高氣温圈内に於て作業する機業益々多くなるに鑑み、急に高氣温圈内に轉ざる場合に吾人の生理現象に如何なる變化を來すものなるやを知らんと欲し、先づ30—45°Cの高温に於て、體温及び皮膚温の變化を無風安靜時と、之に氣流を加へたる場合とに分つて精査したのである。その結果體温は氣温が37°C以下の場合には殆んど其影響を受くることなく、氣温が37°C以上の時は體温調節は障碍せられて上昇す。而して其上昇度は氣温が高温となる程大にして氣温45°C 2時間にて2.8°Cの上昇を見た。且氣流(3.5—6.6米/秒)が存在する時に於ても氣流なき場合と大差なき結果を得た。皮膚温は全身29ヶ所に於て測定したるに、何れの部分に於ても其受くる影響は、低温になる程大にして高温になる程小である。且身體の軀幹部に小にして末端に至る程大である。即ち軀幹部は45°Cの高温内に於ても體温以上に昇らず、其他の部分に於ては40—45°C高温にては多く體温以上に上昇した。之に氣流を加ふる時は何れの部分に於ても、氣温37°Cに於て略體温と等しくなり、氣温37°C以下の場合には各々膚温の低下度が無風時に比すれば甚だ大となり、氣温37°C以上に於ては其上昇度を増せり、而して無風時に於ける場合と等しく其低下度及上昇度は一般に軀幹部に小にして末端部に大なりき。

石原 房雄 日光及環氣の衛生 (醫海時報 1816—1817)

日光の衛生に於ては各種波長輻射線の理化學的一般性狀及び生化學性狀を述べ

日光は治療に又衛生上缺ぐべからざることを力説し更に環氣の衛生に於ては比濕さ、温感、風の冷却度快感線さ「カタ率」及び本邦の氣候と外國との比較並に和洋服の比較に於ては日本の如き比濕の高い國では衛生上和服の方が日本に適して居ることを述べて居る。

山田幸五郎 紫外線 (岩波書店 昭和4年5月10日)

最近紫外線は頗りに一般の人に注意を惹くやうになつて來た、殊にそれが醫學、工學、農業、養鶏、營養化學等廣い範圍に應用せられ建築に於てさへ考慮せられるやうになつたのである、此趨勢に鑑みて本書の刊行は時機を得たもの云ひ得る。内容は主として紫外線に關する現象及應用を網羅し、且つ引用文献を掲載して紫外線に對する一般智識を授くる様に出來て居て江湖の良參考書たり得る。

田中 豊 金澤地方に於ける日光紫外線量測定結果に就て (兒科雜誌 354)

著者は北陸地方に佝僂病患者の意外に多きに驚き、該疾患と最も關係深き紫外線との間に何等かの關係の存在を豫想し、ヒル氏の「アセトン・メチレンブラウ」法にて約1ケ年間快晴日を選んで紫外線量を測定したのである、その結果8、7、6月に最も多く特に8月と9月は20と云ふ最大量を示した。之に反して少きは12月1月2月である。併して金澤市は1ケ年を通じて快晴の日は22日にして雨の日は223日であつて、天與の賜である紫外線を受くる日の少きことが當地方の佝僂病發生と大なる關係を有するものならんと述べて居る。

山本 俊夫 X線放射の子孫に及ぼす影響に就ての實驗的研究 (近畿婦人科學會雜誌 10の4,11の2)

第1篇に於ては胎芽の發育に及ぼす影響(孵化鶏卵)に就いて述べて居る。即ちX線放射を孵化開始前に於ける受精卵に對しては何等の影響を及ぼさないが孵化卵はX線放射に對して孵化程度の異なるに従ひ、且つ放射量の相違により、その影響は異なるものであることを述べ、第2篇に於ては胚種放射の子孫に及ぼす影響について試験動物マウスを用ひて之れが研究をなし、その結果胚種X線放射を施す時は雌動物は早期受胎の場合には著しく分娩仔數の減少を來すも仔動物の發育妊

孕力等に関してはX線放射の責に歸すべき異常を認めない。同様に晩期受胎の場合に於ても仔動物の畸形、發育異常、妊孕力の減退等放射の障害的影響を認めることなしに述べて居る。

内務省衛生試験所 日本鑛泉分析表 (衛生診療所彙報 34)

2 衣服の衛生

大西 清治 衣服地の衛生學的研究 (勞働科學研究 6の3)

我國陸海軍にて使用しつつある被服地33種類について、其化學的性狀(灰分纖維の種類色素)並に物理的性狀(厚さ壓縮性比重通氣性含氣性吸濕性等)にして綿密なる検査を行へる結果を報告してゐる著者の用ひたる検査方法中、厚さ並に通氣性に關するものは特に注目に値する。厚さ測度の方法は勞働科學研究所江田理學士の考察に係り、又通氣性測定には同じく江田理學士の考案になる通氣量を電氣抵抗の變化に移して測定するの装置にて、何れも其精密度に於て從來の方法に一進歩を加へたるものと云ふべきである。著者は之等を「大西及び江田の厚さ及び通氣性の測定法」と稱してゐる。測定によつて見出されたる諸事實中、純毛製衣料と綿製衣料との物理的性狀の相違點は次の如くである。(1)壓縮性は純毛製品に於て極めて大である。(2)表面重は純毛製衣料に極めて大である。(3)比重は綿製品稍大である。(4)見掛の通氣性は綿製品の方が大なるにかかはらず1mm厚に換算せる通氣性は純毛品が大である。(5)含氣量は純毛品の方が僅に大である。(6)吸濕力は外氣濕度の増加に正比例するも70%以上の比濕中に於ては著しく増加す。而して純毛品は一般に綿製品よりも吸濕力が大である。著者は尙純

毛並に綿の各製品に就て物理的性質の各の間に於ける相關係數を算出して夫等衣服の衛生學的基礎性狀相互の間に於ける關係を觀察してゐる。

江田 周三 衣服地の紫外線及び熱線に對する透過性に就て (勞働科學研究 6の4)

著者は和服布地が紫外線並に熱線に對して有する透過性を四種の方法に依つて實驗してゐる。即(1)水銀太陽燈の發生する紫外線がAcetone-methylen-blue溶液を褪色する程度を比色計に依つて比色計量し、其値をL. Hillの標準色の値に換算して紫外線度(HI)を求め、更に温度補正を施して攝氏20度の紫外線量(H₂₀)を算出する方法に依つて被検布地の紫外線透過度を定めてゐる。(2)著者の特別に製作せる装置を使用し寫真用印畫紙が感光きる程度にて紫外線量(P)を決定する方法に依つて、太陽紫外線が被検布を透過する度を定量せるものである。(3)Adam Hilgerの分光器を使用し水銀燈よりの紫外線が被検布を透過する際に質の上に何等かの影響を蒙るものなりや否やを検してゐる。(4)熱電堆装置を作り太陽直射線中輻射熱の被検布透過度(1)を測定してゐる。以上の方法に依つて、(a) H₂ はガーゼ、紗、ポイル、寒冷紗、絹、麻布、薄絹布等には値大なる事(b) 染色されたる衣服地に於ては紫外線を受けて褪色し易きものは紫外線透過性小なること、(c) 紫外線透過度と衣服布地の氣孔面積とは最も密接なる關係あること、(d) Pの値とH₂₀の値とは正比例すこと見て大過なきこと、(e) 衣服地は一般に水銀太陽燈に對してスペクトルの一部乃至全部を完全に吸収する場合なきこと、(f) 熱線透過度たるIの値はポイル、絹、ガーゼ、寒冷紗、紗、麻布の順なること、(g) Iの値は太陽スペクトル中赤外部に近き色を有する衣服地程大なること、(h) 熱線透過度と氣孔面積との關係は前述紫外線の場合に於けるH₂₀と氣孔面積の關係程密接ならざること、(i) 衣服地にて緯の存在する部分に於ける透過度に於て

紫外線よりも熱線はその透過性が比較的強大なること等の諸點を検證してゐる。

川上 勝恭 中等温度無風靜止の場合に於ける和洋兩服の保温効果に就て

(國民衛生 6の12)

著者は人體に和洋各季節服を着用せしめ、則着服の状態に於て人體の皮膚温と衣服表面の温度を測定し、以て衣服の保温効果を檢し、且洋服と和服の保温効果を比較研究したものである。

その結果中等氣温18度に於ては一般に裸出部の皮膚温は衣服表面の温度より常に高く着服部の皮膚温は裸出部の皮膚温より常に高かりき。

和服及洋服の保温効果を比較するに、中等氣温に於ては和服は洋服に比し、冬の季節服は、保温効果よく、夏の季節服は、これに劣れり、個々の部位に於ては特記すべきは上腿の皮膚温の、各季節を通じて、洋服着用の際に比し和服に於て高きことこれなり。

3 住居の衛生

佐藤 正 居住の衛生學的考察 (東西醫學大觀 22)

住宅の位置、構造、照明、暖房及換氣、雜居、密集居住、尿尿衛生、厨房等の一般衛生學的考察を住居及家庭を中心として述べて居る。

アルフレッド・ジェー・オフナー 述 K Y 生譯述 病院の暖房及び換氣に就て

(臨床醫學 17の8)

病院にあつては其處に收容されるところの人々は悉く健康人と異なる患者であるからして病室の暖房及び換氣については普通の住宅におけるよりも一層の注意が必要である。故に先づ

適當なる暖房法としては温水暖室法及び蒸氣暖法である、そしてその場合使用するラジエーターの位置は窓の下に設置しなければならぬ、そしてラジエーターの表面淺く且つ窓の廣さ全部にわたつてゐることが必要ある。かような位置にラジエーターを置くときは副射及び對流に依つてラジエーターより發せられる熱は良く利用せられる室温を一様ならしめより低い氣温で快適な状態ならしめる。更に病院に於ける室温は患者の肉體的及び精神的疾病の状態によつて種々異なる理であるが、アメリカ暖房換氣協會の1929年發行の指針書には次の如く適當なる室温表が掲げられて居る。

病院の室温	華氏	病院の室温	華氏
普通私的病室	70度	庖厨洗濯所	66度
外科私的病室	70—80度	便所	68度
手術室	70—95度	浴室	70—80度
大病室	68度		

結核病舎の患者寢室は一般に暖氣装置を置かないで華氏70度を適宜とする、又水療法室の存する病院に於ては蒸氣浴は普通 110—117 度空氣温浴は120度—115度とされて居る。

次に病室の換氣について述べれば自然換氣よりも人工換氣の方が自由に空氣状態をかへる得ることに於て便利である。即ち換氣に當つて特に必要なことは空氣の化學的成分に注意する事よりも、むしろ空氣の質と量との組合せ即ち氣動、氣温、及び氣濕の三者の組合せをば適當とすることに存する。尙注意すべきことは人工的換氣に於て空氣の供給及び排出は騒音を生ぜざるやうに行はれなければならぬ。

更に各室に供給し或は排出すべき空氣の量は、室の地位、設備及び其の使用目的、更には居住人員1人當りの氣積如何によつて多少異つて來るも通常の大病室に於ては普通人員1名につき1分間 40—60 立方呎、外科病室にあつては 60—100 立方呎、傳染病舎にあつては 100—150 立方呎を必要とする。手術室にあつては人員1名につき1分間 100 立方呎が必要とされて居る。

大谷佐重郎 日本家屋の自然換氣に関する總合的研究 (國民衛生 5の11—6の2.5)

第1篇 換氣過程の通則に関する考察

第2篇 日本家屋の自然換氣に就て

第3篇 日本各種家屋の自然換氣の比較研究

研究目的 一般に換氣の問題は家屋衛生の要項中最も重要なものの1である。而して國民の健康保全上現下の緊要問題の1たる保健家屋への1歩として、家屋の自然換氣に関する檢索は又緊要なる基礎的要項である。されば日本家屋の自然換氣に関する研究業績も、從來強ち僅少ではない。然しながら其多くは斷片的のものであつた。我教室では10數年來本問題

に關せる組織的研究を行つて來た。著者は又近年本邦に於ける各種家屋の自然換氣の比較研究を遂げた。仍て、後方面の從來の諸業績を著者の其後の研究に照合しつつ批判し、綜合したのが本論文である。

研究方法 理論的考案文献及び著者の研究成績の批判綜合に基き、一般換氣過程に於ける空氣流通に關する法則、自然換氣の原動力及びそれが自然換氣に及ぼす効果自然換氣に於て可能なる通氣路(壁質の毛細管間隙等)の換氣的効果等の基礎的要項を究明し、次に日本家屋に就て、其自然換氣の量と質とを、他種型家屋の夫々に比較攻究して目的を達せんとす。即ち本邦各種家屋の自然換氣の比較研究に向つては、氣象に對して何れも等しい條件下にある様に一定地域に建設した煉瓦造、中空煉瓦造、混泥土造、中空混泥土造、土藏造、木骨板張造、眞壁造の7種の基本的模型家屋内容約 6 cbm を供試物とし、其得たる成績を實際家屋に於ける基本型の室に應用して、實際家屋の場合を推論する。換氣試験は7家屋一齊に之を行ひ、採氣には特に工夫した集氣装置を用ひた。

概説及結論 (1)一般に換氣系統は一つの空氣輪道で流通氣量は恒定を保つ、即ち單純なる換氣輪道の何れの断面に於ても單位時間に通過する空氣量は相等し、但し複雑なる換氣輪道は單純なるものの綜合と見る。

(2)持續的換氣には動氣力の持續作用を要し、動氣力は輪道に於ける摩擦抵抗の征服及び流通空氣の速度形成に消費される。其關係は理論上 $H=R'V+RV^2$ で、式中 H は動氣力 V は單位時間に管内に流れる空氣の容積、 R' は單位時間に單位容積の空氣が管内を流れる時に生ずる摩擦抵抗を征服するに要する力、 R は同上の場合に於て慣性抵抗に抗して單位時間に單位容積の空氣流を生ぜしむるに要する力を示す。而して實地上には $H=RV^2$ 即ち動氣力は流通氣量の自乗に正比例すとして一般に適合する。間隙經路による通氣に於て又然り但し毛細管經路による場合はこの $R'V$ の省略は不可である。又動氣力は開口部に斷面積の自乗に逆比例する。

(3)複雑な換氣輪道に於ても其通氣路を行及び列の排列に大別して考へることが出来る。而して行連結の場合には最初の動氣力は該輪道諸部の分動氣力の和に等しく、列連結の場合には最初に作用する動氣力 H は各通氣路に最初と同一即ち H として作用し、此場合の各通氣路の総合効果は、夫々の通氣路に等價なる薄板開口の和に等しい大きさの薄板開口に等價な單一なる通氣路の効果に等しく、但し行、列何れの場合に於ても、通氣路の諸部及び各通氣路には夫々固有の動氣力は存在せぬものとする。

(4)家屋の換氣方法は自然換氣と人工換氣とに大別せられる。然し諸家の記載は區々て是等の範圍及概念の上に明確を缺く、故に著者は通氣路及び動氣原動力を夫々自然的、人工的に分け且つ其組合せによつて次の如く分類し呼稱すれば、中間型の換氣方法も總て合理的に分類し得ると思ふ。即ち A、自然的通氣路を介し自然的動氣原動力に基く換氣は之を自然換氣。B、人工的通氣路を介し自然的動氣原動力に基くもの(或は自然的通氣路を介し、人工的動氣原動力に基くもの)は之を人工補助換氣。C、人工的通氣路を介し人工的動氣原動力

力に基くものは之を人工動力換氣と稱する。

(5)自然換氣の原動力は、風力、室内外温差及び擴散の三者で、就中風力最も有力である理論上風壓は風速の自乗に正比例するが、實際上其係數の一般的數値は定まらないのみならず家屋の自然換氣を誘起する風は、其速さ及び方向が多種多様に變化するが故に實際換氣に關與した風力を如實に知ることは殆んど不可能である。然し風の換氣作用は結局壓入と吸引の二途で一般には風速大となれば換氣量も大となる。而して壓入の場合に風向と開口斷面となす角が直角に近くに従つて通氣量は大となる。次に室内外温差による換氣は内外空氣の壓力の相違に基くもので、其壓差は R 氏の所謂中性帶を界として分布する。而して換氣量は温差に略々正比例する。一般に中性帶(一壁に於ては中性線)は、通氣性一様なる隔壁を有する密閉室で、無風内外有温差、内外空氣の湿度は何れも一様且つ恒定なる前提の下では、室高の中央に來ることゝなつてゐるが、嚴格なる理論上では、中央より上或は下に少しく偏すべきものである。是は中性帶の上、下部の壁を夫々流出入する空氣の密度に相違あるが故である。最後に擴散或は廣義の滲透現象の換氣的作用は消極的のもので、其の効果も一般に小さい。但し炭酸瓦斯法による換氣試験では、擴散或は滲透に基く室内炭酸瓦斯の消長を顧慮しない時は、結果に於て相當の過改を敢てする様になる。

(6)室壁材料の通氣性試験に於て其作用せしむる壓力を増大した場合、通氣量は壓力に正比例して増大せずして比較的少くなる。従つて同一材料に於ても、之を較大なる壓力下にて試験して得る透過性係數は、較小なる壓力下のそれよりも小となる。

此事實は通氣性に富む材料に於てほど著明であつて、前述の動氣力と流通氣量との關係、 $H=R'V+RV^2$ より容易に説明し得る。故に壁材料の通氣量が壓力に正比例すとの從來の假定は理論上實驗上全く眞なりとは云ひ得ない。斯の如くにして室壁材料の通氣性の比較に當つては等しき壓力下に於て得られた通氣量或は透過性係數を用ひねばならぬ。

(7)由來室壁材料の透過係數は、材料の厚さ 1 m のものに對する數値を以てする例とした。然しながら、實用材料其物は既に厚薄の存する以上、斯の如きは實際上意味が少い故に著者は透過性係數の記載に當つては實用材料其儘の厚さに對する數値を以てし且つ該材料の厚さを併記するの様式を推奨する。

(8)斯くして本邦室壁材料の通氣性は Rheinischer Schwemmstein の如きを除けば一般に歐米室壁材料のそれよりも大にして和室壁の一部をなす障子紙の如きは遙に大なる通氣性を有し和室の自然換氣に際し相當之に關與する。

(9)一般に常態に於ける室の自然換氣は、一定動氣要約下に於ては、其室の有する間隙の多寡、性状、分布等の状態によつて決定せらる。又各種型室の間隙の状態は各種型家屋によりて大體特徴がある。而して之は又建築の形式の相違に基く造構方法の差違に附隨して來る故に常態に於ける各種型家屋の自然換氣性を特質づけるものは、動氣要約一定ならば各種建築の形式に基く造構方法の差違なりと概言する事が出来やう。但し何れの型種を問はず其造構の精粗が又之に關聯して特に異例の生ずることは免れないであらう。而して著者の研究成

績を綜合すれば

1、洋室は和室よりも其換氣度劣り、内外温差些少(平時温差 4°C 以下)窓前風速が氣象學上、無風、靜穩軟風なる場合には毎時の換氣度は大約夫々 $1/3 - 1/2$ (強)回内外である。

2、和室で腰羽目あり、窓に硝子戸を備ふるものでは、上記3動氣要約の場合、毎時の換氣度は大約夫々 $1/2 - 1.2$ 回内外で洋室の換氣度を1とした場合は、各動氣要約の場合を通じて大約1(強)乃至3となる。

3、和室で腰羽目あり窓に紙障子を備ふるものでは、上記3動氣要約の場合の毎時の換氣度は大約夫々1、1.5(強)3—3.5回内外で、洋室の換氣度を1とすれば各動氣要約の場合を通じて大約2乃至4となる。

4、和室で腰羽目なく紙障子を備ふるものでは、上記3動氣要約の場合の毎時の換氣度は大約夫々1.2(強)2.5(強)回内外で洋室の換氣度を1とすれば、各動氣要約の場合を通じて大約2(強)乃至4.5(強)となる。

(10)斯くの如く和室が洋室に比して一般に旺盛なる換氣度を有する所以は、其の間隙の饒多なると障子紙の介存とに歸因する。而して著者の供試和室は造構上の粗密中等度のもので若し更に粗なるもの或は欄間の開放性なるもの等に到つては、更に大なる換氣度を有すべきことは明である。一般に日本家屋は其隔壁の熱學的性狀及び旺盛なる自然換氣に基き、防暑防寒上甚だ不利であるのみならず其饒多なる間隙は、床面、天井、側壁等に廣く分布する爲め、其の自然換氣の性狀も不良なるを免れない。又平等緩房は困難で、緩房體の熱度高きに從つて換氣は徒らに促進せられ賊風現象は益々その傾向を増大する。斯くして單に氣候調節に關して見るも日本家屋は衛生學上非難は免れないものである。

石原 房雄 日本家屋と西洋家屋との衛生學的比較(夏期) (日本之醫界 19の

51 醫海時報 1842)

著者は夏期に於ける日本家屋と西洋コンクリート家屋内に於ける實際の氣温比濕及びカタ率を6月20日より9月10日まで東京市内5區の各々に日本家屋とコンクリート家屋と方面其他相類したるもの1軒づつ都合10軒を求めて測定したものである。

その結果夏期に於て日本家屋は洋館に比し午後2時頃は1.1度高いが夜は著しく冷却せられて、日本間は3.1度冷却されるが、コンクリート室には1.5度しか冷却せられない。又比較に於ては最高比濕は大差はないが最低比濕(多くは晝間)は

日本間の方が餘程低い、即ち5.3%の差がある。加ふるにカタ率で冷却力を見るに温度以上に日本間が涼しい。之は換氣量が日本間の方が3倍であるからである之等を總括して夏期は明かに日本家屋の優れて居ることを明示する。コンクリート家屋は夜冷却せぬが晝間は低温であるから、事務所として晝間だけの使用には却つて優れて居ることを云ひ得。併し病院住宅等には甚だ考慮しなければならぬ。夫れには窓を大にすること、壁を非吸温性のものにするところが肝要である。

4 住宅問題

京都市教育部社會課 不良住宅密集に關する調査 (昭和4年8月)

本書は京都市に於て、不良住宅密集地區改良の參考資料として、昭和2年5月以降4年3月に至る間數次行ひたる、調査結果の報告である。調査範圍は大體次の如し。錦林(左京區鹿ヶ谷高岸町、同宮前町、南禪寺北ノ坊町、各一部)。養正(左京區田中西河原町、同馬場町同廣京町、同上柳町、高野藝原町の各一部)。樂只(上京區鷹野東町、同北町、同花ノ坊町の各一部)。壬生(中京區西ノ京北小路町、同新建町の各全部)。西京(下合町、同中合町、同南原町の各一部)。崇仁(下京區東七條川端町、同上ノ町、同下ノ町、同郷ノ町、同小稻荷町、同屋形町、右東ノ町、同西の町の各全部)。三條(東山區三條通大橋東入南裏長光町、同教業町、大橋東入下ル巽町、大和大路三條下ル若竹町、同若松町の各全部)。知恩院右門前通大和大路東入元町、同三丁目、右西町、同二丁目、三吉町、大和大路三條下ル東側大黒町三條通大橋東入三丁目、同二丁目、同橋詰大橋町の各一部。

内容としては人口、世帯、建物、住居状況を初めとし居住者の職業、居住者の生計狀況、衛生、保安並に風紀、朝鮮人の概況等に亘つて詳細なる具體的統計によつて之を明示してゐる。尙別に「不良住宅密集地區圖集」あり、數十の不良住宅の寫眞及圖面と調査地區の詳細なる地圖を收め、以て不良住宅密集地區改良の貴重なる具體的參考資料を提供してゐる。

今諸統計の中特に重要な參考資料を抜萃すれば次の如し。

家賃	建坪と建家坪										計	不明	%		
	2坪未満	2-3坪	3-4坪	4-5坪	5-6坪	6-7坪	7-8坪	8-9坪	9-10坪	10-12坪				12-15坪	15-20坪
5錢未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.08
5-10錢	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	8	0.33
10-15錢	4	4	42	28	14	3	12	1	1	1	1	1	1	104	4.35
15-20錢	1	1	23	26	19	5	1	1	3	1	1	1	1	80	3.24
20-25錢	1	1	1	3	6	1	1	1	1	1	1	1	1	14	0.59
25-30錢	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	5	0.21
30-35錢	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.08
35-40錢	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.08
40-45錢	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.08
45-50錢	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.08
50錢以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.08
小計	3	8	68	59	39	9	13	5	5	3	2	3	3	2.8	9.10
1圓未満	4	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	0.46
1-2圓	13	24	16	18	3	3	1	1	1	1	1	1	1	80	3.34
2-3圓	6	9	28	17	12	12	9	5	4	9	1	1	1	114	4.76
3-4圓	4	4	46	12	38	29	20	5	13	9	9	3	1	192	8.02
4-5圓	2	10	23	46	58	52	37	7	10	10	3	4	1	275	11.97
5-6圓	1	5	12	39	41	59	51	12	14	12	8	4	3	230	10.86
6-7圓	1	1	5	22	19	33	25	14	8	15	6	14	3	164	6.85

地 區	便 所 使 用 状 況															合 計	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	15以上		
7-8圓	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	154	5.60
8-9圓	1	1	2	11	25	30	17	9	4	8	7	2	2	1	1	117	4.89
9-10圓	1	1	1	1	4	10	7	5	3	8	3	9	4	4	1	55	2.30
10-11圓	1	1	3	3	3	3	7	8	7	7	7	8	6	1	1	63	2.63
11-12圓	1	1	1	1	1	5	6	3	4	5	4	1	3	1	1	33	1.38
12-13圓	1	1	1	1	1	7	3	3	2	4	3	5	6	1	1	35	1.46
13-14圓	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	4	2	1	1	21	0.88
14-15圓	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	11	0.46
15-20圓	1	1	1	1	2	1	3	6	4	8	8	12	8	1	1	53	2.21
20-25圓	1	1	1	1	1	1	1	5	1	2	4	4	4	1	1	19	0.79
25圓以上	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	7	4	4	1	1	20	0.84
小計	29	61	144	179	224	265	215	99	90	118	83	85	50	1	1	1647	68.80
無	32	69	212	238	268	274	228	104	91	123	86	87	53	1	1	1865	77.90
持不台	4	10	9	5	7	4	7	1	2	5	5	6	6	1	1	71	2.97
家 明 計	2	5	9	4	20	18	36	26	35	45	68	78	87	1	1	433	18.09
合 計	38	84	230	247	295	296	271	131	128	173	159	171	146	25	25	2394	100.00
%	1.59	3.51	9.61	10.32	12.32	12.36	11.32	5.47	5.35	7.23	6.64	7.14	6.10	1.04	1.04	100.00	
借家數	1,936	同一家賃總額 12,017.09圓 同一戶當家賃 6.21圓															

地 區 全 體 920 393 214 105 113 101 32 57 35 28 31 12 16 14 35 1,172 2,092

日本社會衛生年鑑

總計	%		世帯に於ける世帯人員と學數												%				
	總計	100.00	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	15	20	總計	100.00		
2	29	117	265	189	349	396	63	183	153	187	176	98	51	30	8	9	89	2394	100.00
0.08	4.89	7.90	16.54	7.85	7.81	3.89	1.95	0.38	3.72	100.00									
1.12	11.07	14.58	2.63	6.39	7.35	2.13	0.33	0.38	3.72	100.00									
間代無			學數																
10-15錢			代間數																
1-1.5圓			學數																
1.5-2圓			代間數																
2-2.5圓			學數																
2.5-3圓			代間數																
3-3.5圓			學數																
3.5-4圓			代間數																
4-4.5圓			學數																
4.5-5圓			代間數																
5圓以上			學數																
小計			代間數																
1.27	1.27	18.98	37.97	3.80	20.25	5.06	—	3.80	—	5.06	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	100.00	
16	2	5	6	8	4	7	4	4	4	5	6.33	18	22.79	61	77.22	79	100.00		

第五章 社會衛生に關する文獻の抄録

一世帯に於ける世帯人員と學數

世帯人員	%		世帯に於ける世帯人員と學數												%								
	總計	100.00	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	15	20	25	30	35	40	學數以上	總計	100.00	
1	1	—	12	10	2	22	42	4	4	18	32	4	6	10	1	1	1	1	1	—	168	7.26	
2	—	—	10	27	59	68	15	4	4	17	23	11	3	3	5	5	4	—	—	—	307	13.27	
3	—	—	2	22	41	79	72	8	8	23	24	28	12	12	3	2	2	—	—	—	418	18.07	
4	—	—	2	21	49	60	71	11	11	43	24	26	29	12	10	2	2	—	—	—	397	17.17	
5	—	—	2	13	34	29	34	16	16	26	21	30	31	17	7	7	—	—	—	—	350	15.13	
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	234	10.12	
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	189	8.17	
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	134	5.79	
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60	2.60	
10-15人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52	2.25	
15-20人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0.13	
20-25人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25-30人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30-35人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35-40人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	28	121	288	192	345	397	62	184	151	175	179	87	87	8	13	5	2313	100.00					
0.04	1.21	5.23	12.45	8.50	14.92	17.16	2.68	7.95	6.53	7.57	7.74	3.76	2.08	1.30	0.35	0.56	0.22	100.00					

2,394

戶數

世帯員数 2,313
 世帯人数 10,378
 総世帯数 21,993.0

1戸平均世帯数 9.5
 1世帯平均世帯数 9.5
 1人當り世帯数 2.1

日本社会衛生年鑑

収入	居住者の収入状況							計
	錦林	養正	樂只	壬生	崇仁	三條		
0.50圓未満	—	2	11	1	3	9	26	1.12
0.50—1.00圓	1	1	9	5	10	21	47	2.03
1.00—1.50圓	—	8	27	5	15	19	71	3.20
1.50—2.00圓	23	7	33	26	45	57	171	7.39
2.00—2.50圓	5	31	30	20	27	21	134	5.79
2.50—3.00圓	2	10	6	1	11	9	39	1.69
3.00—4.00圓	1	8	3	5	13	12	42	1.82
4.00—5.00圓	1	3	3	1	7	4	19	0.82
5.00圓以上	—	—	1	3	5	5	14	0.61
小計	33	70	123	67	136	137	566	24.47
20圓未満	2	12	16	9	1	30	70	3.03
20—25圓	3	5	3	3	1	11	26	1.12
25—30圓	—	8	4	2	6	10	30	1.30
30—35圓	2	22	14	11	17	34	100	4.32
35—40圓	—	14	8	4	11	10	47	2.03
40—45圓	25	57	26	12	25	65	210	9.08

45—50圓	12	36	22	11	17	32	130	5.62
50—60圓	30	87	44	15	36	133	345	14.91
60—70圓	21	55	31	22	17	110	256	11.07
70—80圓	9	38	17	6	14	52	136	5.88
80—90圓	6	32	12	8	9	25	92	3.98
90—100圓	9	22	5	4	7	26	73	3.16
100—500圓	18	48	25	14	41	63	209	9.02
500圓以上	—	—	—	1	5	1	7	0.32
小計	137	436	227	122	207	662	1731	74.84
不明	—	—	12	—	4	—	16	0.69
計	170	566	362	189	347	739	2313	100.00

(養正區)

収入	家族の収入と世帯人員														計	%
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	11人世帯	12人世帯	13人世帯	14人世帯		
0.50圓未満	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.40
0.50—1.00圓	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.20
1.00—1.50圓	—	1	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	1.58
1.50—2.00圓	—	1	2	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	7	1.38
2.00—2.50圓	1	5	7	7	5	3	—	—	—	—	—	—	—	—	31	6.13
2.50—3.00圓	—	—	3	2	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	10	1.98
3.00—4.00圓	—	—	1	1	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—	8	1.58
4.00—5.00圓	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	3	0.59
5.00圓以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	3	7	15	14	11	8	4	4	1	3	—	—	—	—	70	13.84

租額	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	計
20圓未満	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
20圓—25圓	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
25圓—30圓	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	48
30圓—35圓	22	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	154
35圓—40圓	14	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	132
40圓—45圓	57	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	426
45圓—50圓	11	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	84
50圓—60圓	26	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	192
60圓—70圓	97	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	633
70圓—80圓	19	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
80圓—90圓	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
90圓—100圓	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
100圓—500圓	9	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
500圓以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
合計	287	178	178	178	178	178	178	178	178	178	178	178	2106
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

藤野 惠 ウィーン市の住宅政策 (都市問題 9の4)

現在諸都市に於ける住宅政策中比較的 success せるものとして、我々はウィーン市の住宅政策をあげることができる。戦後住宅難の結果ウィーン市に於ては、大規模の住宅建設が市會の主要な事業となり、1922年、ウィーン市會は住宅に關する收入の中家賃稅 (Rent charge) は總て住宅建築及び住宅殖民事業に使用すべきことを、決定するとともに數十萬クローネンの住宅公債を起し、その元利の償還は住宅關係の收入に依らずして一般の稅收入に依るべき事を決定した。加之時々聯邦住宅及社宅殖民基金 (Federal Dwelling and Settlement Fund) からの寄附金をも同様の目的に對する財源とすることゝなつたのである。

大阪市社會部調査課 大阪市住宅年報 (昭和3年) (昭和4年7月)

大阪市に於ける絶對的量的住宅難を空屋數の一側面より回顧するに次のごとし。

年次	總戸數	同増減率	空屋數	同増減率	總戸數千戸に對する空屋數	人口	同増減率
大正3年	214,154	1,000	17,962	1,000	83.6	1,424,596	1,000
" 4年	214,761	1,003	11,746	651	54.7	1,460,218	1,025
" 5年	217,710	1,017	1,834	102	8.4	1,508,677	1,059
" 6年	219,665	1,026	,577	32	2.6	1,557,986	1,093
" 7年	222,061	1,037	,574	32	2.6	1,633,338	1,147
" 8年	223,417	1,043	,341	19	1.5	1,583,650	1,112
" 9年	225,048	1,051	,798	45	3.5	1,252,972	880
" 10年	231,651	1,082	1,820	102	7.9	1,296,209	910
" 11年	239,004	1,116	2,067	115	8.6	1,346,471	945
" 12年	241,965	1,140	2,003	112	8.4	1,387,200	974
" 13年	253,251	1,184	5,019	280	19.8	1,431,500	1,005
" 14年	441,881	2,064	17,161	959	38.8	2,114,804	1,484
昭和元年	459,938	2,148	19,139	1,094	41.6	2,186,900	1,535
" 2年	470,521	2,197	24,081	1,352	51.2	2,259,900	1,586
" 3年	485,397	2,266	25,038	1,399	51.6	2,333,800	1,638

以上によつて是を觀るに、大正3年以來急速なる勢を以て、空屋數は減少し、大正八年には量的住宅難は最高點に達し爾來次第に緩和の途を辿りつつあり。而して以上述べたるが如く、本期は空屋數が2萬5千にも及んでゐるがその多くは家賃の高いもの、或は古い汚いものであり、更に他面多くの無宿者の存在してゐることを忘れてはならない。

公 園 名	無 宿 者 數		計
	男	女	
扇 町	35	—	35
中 之 島	387	3	390
天 王 寺	365	3	368
計	787	6	793

かくのごときは、誠に現代資本主義社會機構に伴ふ必然的現象にして商品の生産過剰とその軌を一にするものである。

次に現下社會問題中漸く世人の視聽を集めつつある住宅爭議につきその統計をうかがうにその借地、借家調停件数は次の如き數を示せり。

	借地借家調停件數(大阪區裁判所管内)		
	借家調停件數	借地調停件數	合 計
大正11年	75	7	82
" 12年	524	62	586
" 13年	537	51	588
" 14年	738	79	817
昭和元年	1,123	110	1,233
" 2年	1,753	193	1,946
" 3年	2,213	236	2,449

而して、論者は斯のごとき住宅難の解決策として營利以外に何物もなき家主より住宅を解放し、これに代るに公有公營の住宅建設案を提示してをる。

でここに始めて組織的に住宅設備を改良し、住宅建設の計畫を徹底的に實行しうる道が開かれ以後5ケ年に2萬5千戸を建設した。新政策の住宅の大部分が所謂 Tenement House の様式を以て遂行され Satellite Town は勿論 Garden Suburb すら實現されなかつた點は非難もあるが5%を自由空地として保存せしめ、特に庭園を出来るかぎり多くとり、居室の採光通風を採ることに苦心を重ねた。其他保育所、圖書館、健康及び育児相談所管理事務所協同組合事務所、疾病保險組合事務所等を設くるのを常としてゐる。更にウーン市に於ては、家賃制限法を尙存續せしめて、賃銀甚きクイーン市の労働者の生計を比較的 normal に保たしむべく意を用て居る。

第七節 兒童及青年の衛生

1 同 上 一 般

中鉢不二郎 小兒繪本、印刷用「インク」の毒性に就て (兒科雜誌 344)

著者の實驗せる小兒繪本に就ては、小兒の遊戯中種々なる場合に遭遇する事あるも其インクの融出する量は微量にして、之が假令小兒の體内に攝取せらるゝ事ありき雖も之が有害量との間には大なる懸隔がある。故に今日の小兒繪本の多くは、それに使用したる印刷用インクが小兒の體内に攝取せられて來るべき毒性に就て憂慮を要せない様である。

濱田宗之助 健康哺乳兒の體温に關する研究 (兒科雜誌 351)

健康初生兒の正常體温は腋窩にて 36.51度にして生後2—3日に上昇し、4—6日には下降するも7日には再び稍上昇する。併して1日の變化を見るに朝最も高く夕之に次ぎ晝最も低い。之を性別に見るときは男は女より常に高温にして發育佳良なる初生兒體温は發育不良のものに比して一般に高温である。更に健康哺乳兒體温は多くは 36.36度乃至 36.79度を示し、之を平均すれば 36.51度である。生後滿1ケ年乃至4ケ年の體温最も高く、滿6ケ年乃至9ケ年に最も低き體温を示し、滿10ケ年よりは再び稍々上昇する、且つ性別には著しき差別はない。その外季節別による體温の變化並に營養との關係等について述べて居る。

宇留野勝彌 1乳兒の哺乳量に就て (兒科雜誌 349)

各月に於ける平均1日の體重増加は次の如くである。

第1ヶ月	25瓦	第2ヶ月	28瓦
第3ヶ月	25瓦	第4ヶ月	20瓦
第5ヶ月	21瓦	第6ヶ月	18瓦
第7ヶ月	0瓦	第8ヶ月	7瓦
第9ヶ月	7(減)瓦	第10ヶ月	0瓦
第11ヶ月	11瓦	第12ヶ月	21瓦

各月に於ける平均1日の哺乳量は次の如くである。

第1ヶ月	700瓦	第2ヶ月	730瓦
第3ヶ月	759瓦	第4ヶ月	761瓦
第5ヶ月	769瓦	第6ヶ月	756瓦
第7ヶ月	618瓦		

體重1kgに對する攝取「カロリー」は各月に見れば平均1日量は次の如くである。

第1ヶ月	137カロリー	第2ヶ月	109カロリー
第3ヶ月	101 "	第4ヶ月	89 "
第5ヶ月	81 "	第6ヶ月	80 "
第7ヶ月	64 "		

1日參回の哺乳量を見るに、大なる變動は毎回なけれど、午前9—10時の第2回目の哺乳量は多くの場合割合少量なりしを認め、尙午後に於ては6—9時の第4又は第5回目の量も他回よりやや劣れる如くである。尙1日の最大哺乳量との量の差は案外に甚大であつた。

2 兒童の疾病

松岡 久藏 畑 久雄 都市兒童の耳鼻科疾患に關する統計的觀察 (學校衛生 9の7.9)

耳鼻科疾患をする者の瀕度

	生徒總數	疾患なき者		疾患ある者		2個以上疾患ある者	
		實數	%	實數	%	實數	%
尋常科	男	5206	1474 28.3	3732 71.7	2533 48.7		
	女	5158	3794 34.8	3365 65.2	1915 37.1		
高等科	男	584	212 36.3	372 63.7	175 29.9		
	女	420	147 35.0	273 65.0	122 29.0		

學年別と瀕度

年	性	生徒數	疾患なき者 %		疾患ある者 %		2個以上疾患ある者 %	
			實數	%	實數	%	實數	%
1學年	男	964	245 25.5	719 74.5	534 55.5			
	女	984	286 29.1	698 70.9	451 45.8			
第2學年	男	926	244 26.3	682 73.7	497 53.7			
	女	977	322 32.9	655 67.1	380 38.8			
第3學年	男	934	229 24.5	705 75.5	500 53.5			
	女	917	323 35.2	594 64.8	351 38.3			

第4學年	男	762	221	29.0	541	71.0	362	49.5
	女	799	286	35.8	513	64.2	279	34.8
第5學年	男	830	260	31.3	570	68.7	346	41.6
	女	822	317	38.5	505	61.5	278	33.8
第6學年	男	790	275	34.8	515	65.2	94	37.2
	女	659	254	38.5	405	61.5	176	26.7
高1學年	男	339	124	36.6	215	63.4	94	27.8
	女	219	66	30.1	153	69.9	69	31.5
高2學年	男	245	83	33.9	157	64.1	81	33.1
	女	201	81	40.3	120	59.7	53	26.4

體格概評と耳鼻科疾患を有する者の瀕度との關係

學年	體格(甲)	體格(乙)	體格(丙)	
第1學年	男	75.8	73.3	72.5
	女	69.4	70.5	72.8
第2學年	男	70.6	75.8	70.7
	女	69.2	67.4	64.0
第3學年	男	75.4	75.3	71.0
	女	61.3	65.0	65.9
第4學年	男	67.0	73.5	69.9
	女	60.0	68.1	59.5
第5學年	男	65.2	68.2	73.9
	女	61.7	60.5	63.0
第6學年	男	58.9	65.8	72.3
	女	52.8	63.2	68.0
高1學年	男	50.0	70.6	60.7
	女	63.5	69.9	76.7
高2學年	男	66.1	65.8	59.5
	女	58.4	59.2	63.0

尙學齡兒童の耳鼻科疾患の罹患率は學業成績の優秀なる者に小にして然らざる者程大なり、而も腺様増殖症、慢性鼻炎或は穿孔性中耳炎等は確實に兒童の學業成績に悪影響を及ぼす事、就中其の永く治癒せざる者に於て甚だしきを認めしむ即ち兒童の學業成績の如何は獨り耳鼻科疾患のみに起因せざる可しき雖、是等の疾患は努めて早期に之を除き或は適當なる治療を加ふる時ば、其の成績向上に對し重大なる効果を齎す可きものご考へる。

3 異常兒童

石川七五三二 道徳判斷に於ける聾兒普通兒の比較 (教育心理研究 4の5)

尋三より尋六までの修身教科書中より徳目を取り、その材料を兒童の日常生活に即せしめて判斷を求むる方法即ち團體的質問法を用ひて、小學兒童約1000名につき検査し、その結果より、此の検査は同一問題を以つて低學年より高學年迄行ひ一貫した發達曲線を作り得。しかも、同一のものを聾兒にも施行し得る故に兩者の直接比較が可能であるを云つてゐる。

丸山 良三 不良兒童の操行測定 (教育心理學研究 4の1)

著者の所謂圖示式操行評定法を利用してこれを小學兒童に適用した結果を記しその成績を規準とした時の感化院兒童の操行に就いて述べたもので、

1、小學兒童の平均操行點は74、不良兒童の平均操行點は54で、不良兒童中約9割のものはその操行點が小學兒童の平均操行點より低い。

2、不良兒童は小學兒童に比し、その操行が如何なる特性においても劣つてゐるように評定されてゐるが就中、服従、規律、勤勉等に於いて特に著しく劣り、即ち、不良兒童は一般に反抗、放縱、怠惰、殘忍等の傾向が強いと評定されてゐる。なほ、元氣を云ふ特性に於ては小學兒童も不良兒童も略々同一と見られてゐる。著者は此等の調査成績を示して、圖示式操行評定法を用ゆることの有意義なるを力説す。

丸山 良二 不良兒童の調査 (教育心理研究 4の4)

愛知縣下に於ける代表的不良兒童男兒84、女兒12名に就いての智能検査を主眼とする調査にして、

1、一般不良兒童中には所謂精神薄弱兒即ち低能兒たるものが15%乃至は20%位見出

される。

2、一般不良兒童中には庶子及び私生子多く、又兩親なきもの13%、片親なきもの13%で調査當時兩親が揃つて養育せるもの22%に過ぎず。

其他、保護者の職業、収入、兄弟姉妹の數出生序次、養育されし土地、奉公の有無、不就學年數、學科の好惡、犯罪に関する調査等多項に亘つての報告である。

式場隆三郎 新潟市小學校兒童の智能規準並に劣等兒の精神病學的觀察 (北越醫學會雜誌 44の2)

著者は國民智能検査法によりて、新潟市兒童の精神年齢規準を作製し、それに対する兒童の智能指數を算出し、75以下の者を劣等兒と名して(調査によれば男女909名存せり)直接診察法、及調査法を用ひて劣等兒、及びその環境に就きて調査せるものにして、劣等兒は智能の上に且又身體的發育の上にも先天的に低劣なるもの多く、性格癡愚に類し、身體的疾患では特に感覺器の障礙甚しく多數存せりと云ふ。

前田謙次郎 劣等兒の聴力について (大日本耳鼻咽喉科會々報 35の8)

検査材料 本學精神病學教室式場隆三郎氏の「新潟市小學校兒童の智能規準並に劣等兒の精神病學的觀察」の研究に當り、その結果劣等兒と決定されしもの、特にその中最も程度の甚だしきもの140名を選びて検査せるものである。聴力検査は可及的平易なる叫語を用ひ次の結果を得たり。即ち叙上の事實より検査せる劣等兒の140名中約60%に於て多少とも難聴を有し、殊にその高度のもの13%に及ぶを見たり。特に難聴の兩側侵さるるものに、軽度のもの31例、中等度のもの24例、高度又は之に近きもの15例の多きに達するを知れり。惟ふに智的發育の途上にありて、その最も旺盛なる時にあるこれ等學齡兒童にあつて、貴重なる感覺器の不完全なるがために、智的發育障礙の依つて來ることは之に由つても明らかである。

青木誠四郎 犯罪少年の智識傾向 (心理學研究 4の2)

學科的知識の中その代表的なるものとして國語の讀解、書取、算術を選び、犯罪少年の智識傾向を検査し、犯罪少年は彼等を包む社會生活經驗それ自身によつて學習せしめられる傾向多く随つて娛樂的知識、實業的知識、經濟的知識—讀解の如き社會生活上必要なりと見ゆる方面の知識に於いて發達著しく、反對に社會的必要性尠なる算術の如きもの特に應用問題に於いて極めて低劣であると云ふ結果を得て、正常なる學習經驗を有するものの知識界の形態に應ずるよう標準化されてゐる從來の智能検査をもつて、學習環境を勘からず異なる犯罪少年に對し直ちにこれを適應せしめんとすることの誤れるを指摘す。

谷 貞信 少年犯罪者に關する精神病學的研究 (神經學雜誌 31の1)

著者の多摩少年院に於て調査せる統計的事實を基として下の項目に就き論じたものである。遺傳歴調査、既往歴調査、神經病性、精神病性體質調査、心身現在證據調査、生活史調査(家庭、教育、交反、娛樂、職業、異性關係)不良性行調査

4 兒童保護

生江 孝之 乳兒保護の諸問題 (社會事業 12の11)

著書は大正15年に開催された第1回全國兒童保護協議會の決議により、以後毎年5月5日に全國一齊に乳兒保護デーが行われてゐる。未だ日は淺いからその結果の明なところは無いが、全國にわたつてあらゆる方法を講じて普遍的に行はれることは大成功だと述べ、(1)乳兒保健狀態の調査と其利用、(2)兒童健康相談所の増設、(3)間食防止運動、(4)住宅と氣量、(5)乳幼兒愛護週間となすこと等につき歐米の實例をかゝり將來の指針を示されてゐる。

根岸 顯藏 農村に於ける乳幼兒保護運動 (社會事業 13の2)

農村に於ける乳幼兒保護の事業はもつと積極的に、その健康増進事業でなければならぬといふ主張の下に、自ら關係せる施設の實際について、その設立經營の次第を述べ農村に於て兒童保護事業が平素も特に必要であるが農繁期には一層必要ある所以を説き、更に乳幼兒疾病保險金庫設置の實例をあげてゐる。

廣瀬 興 兒童健康相談所の實際 (社會事業 13の2)

英國その他に於ける兒童健康相談所の開設數と乳兒死亡率の減少とを例示して、その重要性を高調し、次で東京市兒童相談所の仕事の實際について、極めて具體的に説明せられてゐる。

後藤 文雄 細民地區に於ける義務教育中途退學兒童調査 (東京府社會事業協會報 13の7、8、9、10)

著者の言へるが如く本調査は大正15年6月より8月に亘り、東京市隣接5郡に散在する集團的不良住宅地區について、東京府社會課が一齊に實地調査を施行した際の調査から不就學兒童及義務教育中途退學兒童を有する585世帯を抜き出し之について兒童保護問題の立場から別途に集計研究を行つたものである。その内重要なるものを掲ぐれば次の如し。

(1)退學年級

學年別	男女別	年 齡											計	總計	
		8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才			
不就學	男	3	6	1	2	3	2	2	4	4	8	4	39	91	
	女	9	7	8	7	6	7	6	12	8	13	8			
尋 I	男	—	4	1	1	—	—	1	3	3	1	1	15	23	
	女	—	1	6	2	1	2	2	1	1	5	3			
尋 II	男	—	—	3	3	3	9	5	6	7	4	7	47	42	
	女	—	1	4	2	6	4	4	4	5	5	6			
尋 III	男	—	1	5	5	9	4	7	9	7	8	16	71	84	
	女	—	—	3	3	9	10	13	12	13	10	11			
尋 IV	男	—	—	2	3	12	8	5	8	6	4	9	57	79	
	女	—	—	—	1	6	14	14	12	10	13	9			
尋 V	男	—	—	—	—	6	12	13	13	16	8	9	77	71	
	女	—	—	—	2	7	12	14	11	10	9	6			
尋 VI	男	—	—	—	—	—	2	3	2	—	3	1	11	11	
	女	—	—	—	—	—	1	—	2	3	1	4			
不明	男	—	1	1	1	2	3	2	5	2	1	2	20	22	
	女	—	1	1	1	3	2	3	3	4	2	2			
計	男	3	12	13	15	35	40	38	50	45	37	49	337	759	
	女	10	22	18	37	52	56	57	54	58	49	422			

(2)退學理由

就職	580	生活難	100	家事手傳	70
不在放任	50	保護者怠慢	7	厭學	7

本人病氣	35	不具	7	低能	2
無寄留	2	計	760		

(3) 労働兒童の收入

10圓未満	35人	10圓以上	52人	20圓以上	73人
30圓以上	21人	40圓以上	8人	50圓以上	5人

(4) 主たる保護者の義務教育修了の有無

年齢	義務教育修了者	義務教育未了者	年齢	義務教育修了者	義務教育未了者
20歳以上	3	4	30歳以上	23	54
40歳以上	49	226	50歳以上	32	155
60歳以上	2	33	計	109	472

(5) 主たる保護者の收入

10以下	25	20以下	35	30以下	76
40以下	123	50以下	148	60以下	100
70以下	20	80以下	15	90以下	13
100以下	6	100以上	1	計	585

(6) 各世帯に於ける收入

10以下	1	20以下	8	30以下	35
40以下	60	50以下	94	60以下	116
70以下	88	80以下	66	90以下	37
100以下	28	120以下	19	140以下	15
160以下	9	180以下	4	200以下	5
計	585				

5 學校衛生

山崎 祐久 我學校衛生の實驗 (教育研究會 昭和4年6月)

學校衛生の最近の向上は實に目覺ましいものがあるが、その實効を期待せんが爲めには尙一層之を實際化し平凡化するを必要とする。そして、之は一學校醫、一學校看護婦のよくなる所ではなくして、實に學校職員全般の任務としてその協力に俟たねばならぬ。學校衛生に參與すること十數年に亙る著者のこの信念は、又大

方の承認する所であらう。而して主として教育家諸氏の參考に資せんとして執筆された本書が、在來の傳統を破つて理論は成るべく避け、通俗平易に叙述するを旨とし、殊に、先づ兒童の衛生的觀察より筆を起した點に著者の用意を窺ひ知ることが出来ると思ふ。只病理的の記事があまり廣汎に亙つて本書の一半を占有してゐる點は、著者の苦心に拘はらず一種の矛盾を觀ぜられる。しかしその實際に即した數々の注意や説明は、その衝に當るものにまつて得がたい助力であらう。附録の學校衛生關係法規も便利である。

筒井幾次郎 最新學校衛生と其施設 (東洋圖書株式會社 昭和4年11月)

多年小學校長として兒童訓育の局に居る著者が、「教育は兒童の健康を第一として初まるものであるは自分の一貫せる主張である。人をして人たらしむるには健康を先決の問題とせねばならぬ」の信念に立つて、在來の學校衛生法に不満を抱き、常に研究努力を重ね來つて、多年その主宰する學校に實施し來つた實際を基調として編述せられたのが本書である。そこに本書の没すべからざる特長があり、實際家を啓發する所が多いと思ふ。學校衛生事業の遂行が、第1、教師のこの事に関する熱心と研究、第2、學校醫に其の人を得ること、第3、學校管理者及び一般父兄の理解と協力なる3條件の整備によつて期し得らるると思ふ如き、確に一家の見をなすもので、又、氏の努力が如何に各方面に廣く向けられつゝあるかを見ることが出来るであらう。

本圖晴之助 學校養護諦要 (大日本學校衛生協會 昭和4年9月)

輓近勃興しつつあり、學校衛生の當然の歸趨と思惟せらるる學校養護の全般につき、文部省の學校看護婦執務指針に準據し、著者十數年間の研究に基いて編述したもの、現時の我が社會に於ける切實な要求に投合するものといふべきである。

大西永次郎 文部省訓令による學校看護婦執務指針 (右文館 昭和4年11月)

岩原 拓 學校看護法大意 (右文館)

岡田 道一 學校衛生と救急法 (明治圖書株式會社 昭和4年2月)

學校醫として既に10年の經驗を嘗め、その間種々の研究を發表した著者が、その實際的知識に基いて平易に學校衛生の一般を記述し、特に救急法については、日常些細の變事にまで懇切な指導をなしてゐるもので、學校看護に携はるものは勿論、一般の人々にも有用な書である。

小原小太郎 學齡兒童の身體計數的觀察 (北越醫學會雜誌 44の1, 日本學校衛生 15の5-6)

長岡市阪之上小學校兒童男 588 名、女 580 名につき、身長、體重、胸圍、腹圍、頭圍、指極、坐高、上腿長、下腿長、肘下尺を測定し、その成長、増育、之等測定相互間の成長關係、Pelidisi, Livi 法、數、Bornhardt 鶴見中橋法、文部省法等について検討し、年齢的動搖の少き Pelidisi 法を推奨してゐる。因みに、坐高、上腿長、下腿長は豊田氏法により、腹圍は臍窩の高さで測定されてゐるものであるが、重要な2-3の表を次に採録する。

年 齡	男 兒						
	7	8	9	10	11	12	13
検査人員	66	103	82	109	115	119	3
身長	110.50	114.35	119.50	122.96	128.13	132.68	126.86
體重	17.72	19.71	21.47	23.57	25.41	23.25	25.93
胸圍	51.41	55.67	58.00	60.00	61.58	63.87	63.00
腹圍	47.37	51.59	51.49	53.46	54.30	56.92	56.83
頭圍	49.60	50.66	50.68	51.37	51.83	51.73	51.50
指極	109.22	113.23	118.43	120.40	126.03	131.05	125.33
坐高	63.65	65.53	67.19	68.60	70.37	72.46	70.83
上腿長	26.97	29.82	29.93	31.45	32.68	34.44	32.50
下腿長	27.12	28.88	30.21	31.07	32.09	33.44	32.00
肘下尺	18.19	19.18	19.91	20.24	21.08	21.86	21.66

年 齡	女 兒						
	7	8	9	10	11	12	13
検査人員	92	72	89	99	105	120	3

身長	108.60	113.30	118.00	122.00	128.06	132.78	128.63
體重	16.44	18.81	20.48	22.52	25.18	28.08	26.63
胸圍	49.00	53.60	55.70	58.00	59.35	62.29	61.00
腹圍	45.67	50.66	50.72	53.00	55.68	57.21	55.00
頭圍	48.90	50.22	49.36	50.08	51.62	51.35	50.33
指極	105.14	111.36	117.10	119.61	126.75	132.40	127.83
坐高	61.82	64.27	66.47	68.25	70.83	73.63	74.00
上腿長	26.32	27.48	30.20	31.54	33.65	34.94	35.33
下腿長	26.44	28.31	29.67	30.94	32.60	33.64	30.83
肘下尺	18.20	19.08	20.13	20.14	20.84	22.00	22.00

男 兒

	7	8	9	10	11	12	13
ベリチーシー	88.02	88.80	89.13	90.03	90.00	90.55	90.03
鶴見中橋氏法	100.16	100.17	100.02	100.04	98.87	98.90	100.53
リビー氏法	23.59	23.62	23.25	23.31	22.95	22.20	23.33
ボルンハルト氏法	320.58	322.97	321.14	313.00	312.50	299.99	308.22
文部省標準	0.164	0.173	0.181	0.190	0.199	0.210	0.224

女 兒

	7	8	9	10	11	12	13
ベリチーシー	88.61	89.61	88.00	89.83	88.45	88.93	90.61
鶴見中橋氏法	100.88	101.13	99.14	100.50	97.85	98.63	100.04
リビー氏法	23.41	23.41	23.18	23.15	22.88	22.13	23.21
ボルンハルト氏法	323.63	322.85	320.82	314.29	301.84	283.72	294.64
文部省標準	0.160	0.168	0.177	0.186	0.197	0.210	0.228

一丸 恕吉 發育概評丙の原因及び其の考察 (學校衛生 9の7-8)

第9節第2項身體測定の部を参照せらるべし。

島 誠 郁 本邦人における「シヂョー=セルウ=マツクオリフ」體質形分類

の應用特に身長と胸骨長及び胸臍間距離上腹長との關係に就いて (日本學校衛生 17の3)

第9節第4項體質病理の部を参照せらるべし。

文部大臣官房體育課 全國學校看護婦に関する調査 (昭和4年7月 學校衛生

9の9)

近時我國に於ける學校衛生に関する施設は種々なる方面に於て長足の進歩を見つゝあるのであるが、中にも學校看護婦の設置の如きは最顯著なるものの一つである。而して大阪市の如きは1人1校を原則として各學校に専屬せしめ全市に200餘名の學校看護婦を有し、札幌函館、旭川、小樽、神戸、長崎、佐世保、新潟、岐阜、大垣、宇治山田、山形、松江、廣島高松、福岡、八幡、小倉、大分、佐賀、那覇の21都市に於ては何れも各學校1人の學校看護婦を有して歐米の諸都市に劣らざる施設を有し東京を初め室蘭、堺、横濱、横須賀、前橋、千葉、奈良、名古屋、豊橋、静岡、仙臺、盛岡、青森、弘前、秋田、金澤、岡山、吳、下關若松、久留米、熊本の諸都市に於ては少なくとも2校1人又は其れ以上の學校看護婦を有し學校衛生上顯著なる成績を挙げ、其の他の都市にて學校看護婦の設置なきは全國103都市中僅かに24のみで、79都市に於ては夫々地方の實情に應じ市費又は其他の費用を支出して學校看護婦を設置し今や都市を中心として全國に普及せんとするの趨勢にあるは誠に喜ぶべき現象と云ふべきである。

新潟、青森、山形、鳥取、徳島、熊本、佐賀、福岡、石川、福井、沖繩、神奈川、愛媛の諸縣に於ては學校看護婦に関する規程を設け其の設置を奨励し文部省に於ても機會ある毎に右設置に關し事情の許す限り之れが設置を奨励して來たのである。

而して昭和4年4月1日現在に於ける全國學校看護婦設置の状況は左記の如くにして内地及殖民地を合して總數1438名、經費總額766,720圓となり前年度の學校看護婦數1199名、經費總額676,466圓に比し前者に於ては239名、後者は90,234圓の増加を示し更に6ヶ年前の大正12年に於ける學校看護婦數234名、經費總額128,528圓に比較すれば正に6倍の増加を示し特に最近兩3年に於ける急激なる進展には誠に驚異的の感さへ抱かしむるのである。之れ偏に本事業の我國教育界並に一般社會に於て其の効果を認めたるの結果である。其の期待の大なる丈け當事者の責任は益々重且大を加へた譯である。

而して學校看護婦には未だ一定の資格なき爲め其の大部分は看護婦及産婆の有資格者であるが地方の實情に依り小學校教員又は高等女學校卒業者に一定の講習を施し學校看護事務に従事せしむるものもある。就中沖繩大阪等に於ける一ヶ年間に亘る養成機關の如きは注目し得る。其の状況は次表に示すが如くである。

要之我國の學校看護事業は未だ國としては何等の規定なきに拘らず全く教育衛生の實際的要求に基きて生れ其の効果を認められて年と共に設置普及せるも尙府縣に依りて甚しき懸隔があり茨城、山梨、福島、富山、高知等の諸縣に於ては僅かに數名の學校看護婦を有するに過ぎない。

且つ又主として都市に集中し町村の小學校に稀なるの現状にあるも我國農村衛生の狀態は學校看護婦の活動に依つて其改善を俟つもの甚だ多く農村兒童保護の「センター」を小學校に

置て諸般の改善を果する如きは極めて興味ある施設と云ふべきである。

全國學校看護婦資格別 (昭和4年4月現在)

道府縣	看護婦	訓導兼務	其他	計
北海道	31	8	25	64
青森	18	—	—	18
岩手	13	12	—	25
宮城	8	—	1	9
秋田	19	—	3	22
山形	22	—	—	22
福島	3	—	—	3
茨城	1	—	—	1
栃木	8	—	—	8
群馬	9	—	—	9
埼玉	5	1	—	6
千葉	13	4	2	17
東京	121	—	—	123
神奈川	17	—	—	17
新潟	3	—	—	33
富山	2	—	1	3
石川	33	—	—	23
福井	5	—	—	5
山梨	1	—	—	1
長野	9	1	—	10
岐阜	26	2	—	28
静岡	23	2	—	25
愛知	11	—	—	11
三重	12	—	—	12
滋賀	7	—	—	7
京都	8	—	—	8
大阪	237	1	—	238
兵庫	68	—	—	68
奈良	7	2	1	10
和歌山	8	—	1	9
鳥取	4	—	—	4

島根	14	—	—	14
岡山	16	—	2	18
廣島	50	—	—	50
山口	22	—	8	30
徳島	3	—	2	5
香川	32	—	—	32
愛媛	23	—	1	24
高知	1	—	2	3
福岡	86	—	1	87
佐賀	56	—	22	78
長崎	72	1	14	87
熊本	29	1	1	31
大分	12	—	—	12
宮崎	5	—	2	7
鹿児島	15	—	4	19
沖縄	1	11	—	12
樺太	6	—	—	6
朝鮮	37	—	1	38
臺灣	10	—	2	12
關東	22	—	—	22
滿洲	12	—	—	12
合計	1296	46	96	1438

文部大臣官房體育課 學生々徒及兒童最近10ヶ年近視累年比較百分比 (學校衛生 9の6)

學校別	年 度									
	昭和2年度	大正15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	9年度	8年度	7年度	6年度
小學校 {男	15.22	14.48	13.59	13.14	13.57	12.93	—	—	—	—
{女	18.99	17.38	16.37	13.43	16.01	15.27	—	—	—	—
中學校	35.07	33.80	32.73	32.23	31.49	27.68	21.75	22.47	21.94	20.61
高等女學校	32.03	31.07	30.14	29.26	28.39	24.04	16.63	16.59	14.86	14.59
師範學校 {男	38.60	37.18	35.21	35.43	33.05	36.32	26.65	27.38	26.06	26.27
{女	37.01	32.68	32.26	33.12	33.33	28.65	19.23	18.55	16.44	16.31

實業學校	15.34	33.84	33.39	33.40	31.23	24.52	21.72	22.59	21.44	20.08
專門學校 {男	47.44	41.78	44.96	32.64	52.58	50.51	41.53	38.01	39.51	44.96
{女	32.92	38.15	31.84	42.58	27.69	—	20.55	21.36	10.68	7.83

(文部大臣官房體育課調査)

文部大臣官房體育課 學生々徒及兒童最近10ヶ年トラホーム累年比較百分比

(學校衛生 9の6)

學校別	年 度									
	昭和2年度	大正15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	9年度	8年度	7年度	6年度
小學校 {男	13.00	13.27	13.76	14.48	14.94	14.51	14.22	14.85	15.56	15.88
{女	14.54	14.99	14.93	14.85	16.48	15.90	15.94	16.69	17.21	17.39
中學校	5.23	5.34	6.78	6.18	6.22	7.19	6.46	6.91	7.09	6.55
高等女學校	5.75	6.17	6.20	6.14	7.10	7.77	7.20	7.39	7.31	7.54
師範學校 {男	4.73	5.01	5.58	5.51	5.83	5.50	4.60	5.15	4.97	5.38
{女	1.74	5.32	4.58	5.01	5.19	4.94	3.80	4.57	4.57	5.24
實業學校	6.02	6.36	7.07	6.66	7.78	7.81	6.88	7.86	6.81	7.08
專門學校 {男	2.28	1.10	6.18	2.33	1.71	—	0.43	2.49	4.44	2.66
{女	2.12	3.55	4.95	3.18	2.68	—	16.44	4.37	25.24	11.76

廣島市學校衛生醫會 學校に於て虛弱兒に肝油を支給したる成績 (日本學校衛生 17の2、日本醫事週報 1722—23)

大正14年市立高等女學校に於て松林校醫が試験的に35名の虛弱兒に服用(30—48回)せしめたる結果が、明かに自覺的症候並に體重の増加に効果ありたるより更に同女學校及び市内各小學校に於て長きは約10ヶ月に亘り學校にて肝油を服用せしめたる報告で、體重、脈搏、自覺症狀も何れも相當顯著なる効果を示してゐる。

前田謙次郎 劣等兒の聽力に就て (大日本耳鼻咽喉科會々報 35の8)

曩に式場隆三郎氏が「新潟市小學校兒童の智能規準並に劣等兒の精神病學的觀察」に於て、「國民智能檢査尺度A型式1」により劣等兒を決定せる909名中、特

に甚しきもの男87名、女53名を選びて S、O 及び U、M 及び N の3種の音につき正常聴取距離 (S6米、O 及 U 2.5米、M 及 N 4米とし) を定め、三階梯の難聴を分ちて検査整理せるに、正常52、不明4の外84人、即ち60% (軽度30%、中等度20%、高等10%) に於て難聴を證明し、又耳疾を有するものは18名 (12.8%)、全副鼻竇炎 28名 (20%)、オツエナ45名 (32.1%)、アデノイド89例、(63.6%)、口蓋扁桃腺肥大41名 (30.7%) なる結果を見た。これによつても著者の云ふ如く劣等兒に就ては先づその身體的原因を追究し、之を除去するこゝが、たゞへ凡ての場合に有効と云ふわけではないにしても、教育者及び保護者の注意すべき點と云ふこゝが出来やう。

文部大臣官房體育課 小學校教員の健康狀況に關する調査 (昭和4年9月 學校衛生 9の11—12)

大正12年3月全國師範學校を卒業し教職に従事せる小學校教員男5353名、女3317名につき、その後5ヶ年間の病氣休職、病氣退職、死亡の狀況を調査したもので、その結果大要次の事實を知り得た。(1)卒業後5ヶ年間に病氣休職、病氣退職、死亡により教職を去る者は百人中男6.4人、女8.3人の割合で、女子は男子に比し約2%高い。(2)卒業後の経過年度により教職を去る者を見るに、男子は第2年目(1.54%)女子は第3年目(2.29%)に最も多く第1年は男女とも最も少い(0.8%、9.9%)傾向にあるが、第1年を除き各年の間に著差を認めない。(3)一部卒業者は二部卒業者に比し、100人に付男一人、女3人の割合で教職を去る者の数が多い。(4)府縣別により教職を去る者の数を比較するに、男子は岩手、北海道、沖繩、奈良等高率であつて、女子に在つては沖繩、鹿兒島、宮崎、熊本、青森等に多く(男女とも15%以上)、又、男子は廣島、宮崎、岡山、女子に於ては福岡、佐賀に於て少い(2%以下)。(5)教職を去る主なる疾病は男女共に肺結核、肺尖カタル、肋膜炎、神經衰弱の4種であつて、卒業生1000人に對し、男子は肺結核28人、肋膜炎15人、神經衰弱11人、肺尖カタル9人、女子は神經衰弱28人、肺尖カタル11人、肋膜炎11人、肺結核9人である。だがこの神經衰弱及び肋膜炎中には相當数の肺結核を含有してゐることは容易に推想せられる所である。(6)府縣別に見るに男女を通じ結核性疾患は福井、神經衰弱は沖繩に於て高率である。(7)兒童に危険を及ぼす疾病、即ち肺結核、喉頭結核に罹患し、教職を執りつつ死亡する者、又同疾病にて休職、退職前、病氣を撒布せる疑ある者も相當數存在することを知る。(8)本調査によれば、教員の結核は、一部の人が考へ又は唱道する如く、同一年齡階級の一設有職者

の夫れに比し餘り高率でないが(年齢を考慮して)、その職業の性質が、最も結核に罹り易い兒童に日々接觸するため、數の多少、率の高低に拘らず、其の及ぼす影響甚大であるから、之が豫防の方法を講じ、その罹病率を一層減少せしめることは、教育衛生上目下の急務である。

文部省體育課 小學校兒童の病氣缺席に關する調査 (學校衛生 9の10)

栃木縣下小學校302校、兒童數男兒67783、女兒64174、計131957名に就て施行したものである、その結果男女を合して73.2%の兒童缺席を示し之を男女別に見る場合には著しい差異はない、即ち男兒は73.6%、女兒は72.7%である。病類別に性別狀況を觀察するに疫病、流行性耳下腺炎、マラリヤ、日射病、中耳炎、精神病、腦病、鼻カタル、氣管支カタル、下痢、盲腸炎、外科的疾患殊に災害外科疾患は男兒の方が可成り高率である。風眼、疥癬、眼疾、胸背髓膜炎、咽喉病、扁桃腺炎、胃腸疾患、尿道炎等は女兒の方が高率である。

月別缺席率を見るに最も多數の缺席者あるは男女共2月で主に感冒に因る。その他麻疹は5月が絶對多數で、1月、2月、3月、8月、9月、10月、11月、12月に極少數である。頭痛は5、6、7月に多く他の月には甚だしい隔りは認め難い。齒痛は5、6、7月が多數で3、11、12月が少數である。胃腸病は9、7、8、月の暑期に多く、3、1月に少ない。腹痛は5、6、7月に多く1、3、12月に少ない。

外傷は5、9、10月、次で7、11月に多く、1、2、3、12、8月に少い。癩は9、10、11月に多く1、2、3、4、8月に少い。

死亡兒童率は1.4%にしてその主なる死亡原因は腦膜炎によるものである。

文部省體育課 小學校兒童の怪我に關する調査 (學校衛生 9の1)

本調査は東京女子高等師範學校附屬小學校及び東京市牛込區韮卷尋常小學校に勤務せる學校看護婦に依頼し昭和2年3月より昭和3年7月に至る1ヶ年間に取扱つた怪我に就て調査したものである。その結果1ヶ年に於ける怪我の數は東京女子高等師範附屬小學校に於いては692件韮卷小學校に於ては650件で、今前者に於ける怪我の種類を見るに、擦過傷最も多く其の數281件、次ぎに挫傷200件、切傷101件、打撲傷52件、刺傷34件、火傷14件、捻挫20件である、後者に於ては擦過傷が矢張り最も多く、其の數264件、次ぎは切傷220件、打撲傷191件、刺傷17件、捻挫2件で尙怪我の數の多い時間を調査するに、最も多いのは午前10時から11時の間である午後は1時から2時の間である。更に身體の強弱と怪我の數との關係を見るに身體の強い者程怪我の數の多いと云ふ結果を得居る。

大塚美代四郎 教科書を歐文の如く左横書にすべきか、或は従前の如く右縦書にすべきかに就いて (日本學校衛生 17の7)

讀方に對して左横書と右縦書に幾多の優劣論あるも、何れも皆検査人員少にして畢意偶然の結果たるを否み難きが故に、今日尚ほ是非得失を斷するの資たるに足りない。今後の研究に俟つべきを論じ、書方に至りては邦字(漢字)固有の筆勢(筆法)に對する示指運動を考究概論し、邦字の縦書は恰も歐字の左横書の如きものにして、古來より縦書すべく作られし字體を變改するこゝなく、歐字の左横書を學ぶは尚ほ歐字の縦書を構するに類して居て、共に舊排列法に比肩隨踵し得べからざる所以を記してゐる。

一丸 恕吉 發育概評丙の原因及び其考案 (學校衛生 9の7—8) (1923)

佐世保市13小學校兒童中丙に屬するもの男女合計約3000名に關する統計的觀察で、先づ運齡兒に丙の%多きこゝ(7割)を示し、丙の原因を(1)身長のみ不足(2)體重のみ不足、(3)商のみ不足、(4)體重及商不足、(5)身長及體重不足、(6)三者共不足の6種に分ち、各類につきて年齢別、職業別(父兄の)、體形率(胸圍身長率)大串氏榮養判定等に關して表示し、多數の興味ある結果を示してゐる。而して最後に身體發育の批判は均整を目標として斷すべきものにして、現行規程による丙は必ずしもこの意味に於て劣弱者にあらず。之を對照して智能と身體發育との相關を論じ、或ひは職職指導、就職標準の基礎をなさんとする如きは甚だしき誤謬なることを述べ、速に現行法を廢棄して他の適當なる方式によるべきを論じてゐる。

6 體 育

八木 高次 邦人の運動體型に關する一考案 (勞働科學研究 6の3)

著者は先づ其序論に於て運動選手を生體測定學的見地より研究するの意義ある事、殊に各

種運動體型を數量的に研究する事は、社會並に民族衛生學的立場より見て甚だ緊要事たる所以を説明し、次に本論に於て運動競技が身體の形態上に及ぼす影響を具體的事實に出立して解明せんと試みてゐる。即ち皆吉博士が會て發表されたる検査成績並に尙著者自身の検査に現れたる事實を材料として觀察を行つてゐる。其結果を抄記するに、運動は身長及び胸廓矢狀徑を除きて身體の他の諸部に發育を促進するが如き作用あり、殊に上肢に於て其顯著なる事實を見出してゐる。

又胸廓の矢狀徑の指數が運動選手に於ては却つて小なる事實に就ては、胸廓の力學的關係を考慮して、其決して偶然に非ざるべきを論じ、從來一般に扁平胸を以て不良體格の象徴なりと見做す見解は、少くとも運動家にありては、或る程度の保留條件を設くることの必要ありと述べてゐる。

次に運動體型に就ては二種の偏倚圖表を作り、運動と體型との關係に就て觀察してゐる。即ち左右前膊圍、左右上膊圍、胸圍、胸廓兩直徑の七測度より總括的に分類を試み、(1)相撲柔道型、(2)野球庭球型、(3)ヂャムピング、ランニング、水泳型、(4)劍道型の四體型に分類し、夫々の特徴點を説明してゐる。尙衛生學的意義に於て胸圍の發達形式を如何に考察すべきか、或は胸圍と上膊圍との相關々係の密なる事實、其他に就て説明し、最後に運動競技が時代の趨勢に鑑みて、吾が國民保健並に體力向上の爲に、或は民族衛生の立場から見ても長計を樹つる爲に時代の當然の要求なりと論じ、マルチンの云ふが如く「學校の教案中には純精神的勞作に比して、侮蔑的に僅少なる時間が體育のために提供せられたる」現今の學校教育の偏的傾向に對して一の警告を與へてゐる。

吉田 章信 體育、衛生統計類纂 (診斷と治療社發行 昭和4年6月)

内容は5篇に分れ、第1篇「體質に關する統計」にては身長、體重、胸圍坐高、指極、心臟容積及重量其他主として形態に關するもの並に脈搏、血壓、肺活量、筋力、運動速度等機能に關するものが蒐録されて居り、第2篇「疾病異常に關する統計」に於ては脊柱彎曲、扁平足、トラホホーム、近視、齲齒、扁桃腺、腸寄生蟲等に關する統計を收め、第3篇「體格等位及除役に關する統計」に於ては文部省發表兒童生徒學生の發育概評表並に壯丁検査成績表を掲げ、第4篇「生産、死亡、及命數に關する統計」に於ては年齢別、地方別、時期別、疾病別等にそれ等の諸項に就ての統計表を収録してゐる。第5篇「土地、空氣及氣象に關する統計」に於ては公園運動場及人口密度に關するもの、並に空氣と氣象に關するものとの統計を擧げてゐる。以上各篇の内容は主として吾國に於ける統計中のかなり信頼するに足る貴重なる材料を選んだもの様であつて、體育並に一般衛生に於ける日本の過去現在の情勢を知り更に將來を豫想し將來への對策を講ずる爲に有意義なる基礎的材料として役立つものと信ずる。

金 作霖 緒方正 水泳と耳疾患 (東京醫事雜誌 2623)

プールに水泳する小學生徒に就て調査せる結果であつて、疾患の種類は外聽道膿腫が最多にて急性中耳炎之に次ぐも約前者の半数である、而して其他の疾患は數ふるに足りない。左側耳が冒される場合は右側耳の場合よりも多い。豫防としては浴前の耳の清掃、浴後の清掃乾燥、耳栓を施し水の浸入防止、水泳中嚙下作用を行はぬこと等を擧げてゐる。

岡田 道一 スポーツの衛生 (萬里閣書房 昭和4年6月發行)

第八節 軍 陣 衛 生

吉田 太助 飛行家の聴器に関する臨床的觀察 (海軍軍醫會雜誌 18の2)

著者は横須賀海軍航空隊勤務中、機を得て飛行機搭乗員に就き及自身につき聴器聴力に關し2、3の檢索を試みたるものにて總括すれば次の如くである。

(1)飛行に依る難聴は一過性及び恒久性の2種に分ちて觀察するを便宜とす。而て後者は専ら發動機爆音の持續的影響に依りて發現するに對し前者は大氣壓の變化に影響せらるるこゝ大なり、換言すれば爆音の影響は永續的累進的なるも大氣壓の影響は寧ろ一過性なり。

(2)上昇時難聴は O_2 音叉に就きては高度略千米附近に於て著明なる。

(3)一過性難聴は飛行の經驗を重ねるに従ひ其程度漸次輕減する傾向あり。且つ歐氏管通氣は著しく之が恢復を促進せしむ。

(4)恒久性難聴は主として高音障礙にして所謂職業性難聴の1に數へらるべき性質のものたるべし。

(5)聴器に既往症を有するものは飛行家として不適なり。恒久性難聴の發現其進行迅速なればなり。

(6)外聽道綿栓は飛行に依る聴器障礙の豫防上最簡便にして且つ相當の効果を

有す。

(7)飛行家の迷路反射は輕度乍ら漸次減退の傾向を示すものである。

入營初年兵青年訓練修了者未修了者の體格比較表 (軍醫團雜誌 196)

區 分	1人平均身長	1人平均體重	トラホーム	花柳病	全患者	
昭和2年徵集	修了者	5.42尺	15.884貫	8.08%	1.94%	14.17%
	未修了者	5.41	15.764	9.17	3.59	17.47
昭和3年徵集	修了者	1.642米	59.33斤	8.49	1.63	14.41
	未修了者	1.641	59.14	8.95	3.58	17.85

小林 義雄 脚氣豫防より觀たる海軍兵食の再吟味(1—5) (醫事公論 859—864)

著者は海軍兵食の脚氣豫防學的吟味を試みた結果海軍兵食は、其2食(碇泊食)を給する場合は其の副食物たる生糧品の供給適當なるを必要條件とすれば、脚氣の豫防には略充分であるかも知れない。併し乍ら其の甲食(航海食)は、理論上ビタミンBの缺乏があり、實驗上も夫れを3ヶ月以上に亘り、給與した場合に脚氣を發生して居る。故に甲食の不完全食餌なることは最早辯護する餘地がない。然りと雖も我が海軍作戰上に於て斯る貯糧品のみによる海軍兵食を必要とするならば、其の改良こそ實に目下の急務である。即ち海軍兵食問題は長期艦内貯藏に適する食品を以つてビタミンBの補給を充分ならしむるに如何なる方法によるかと云ふ航海糧食改良問題に歸する。航海糧食改良の爲めに艦内米穀貯藏問題の解決を要する。[此航海糧食の改良と米穀貯藏問題とは海軍の脚氣對策として最も重大なる問題である。

中溝 清明 考案せる力量計及隊兵の力量價並に隊兵體力標準に就て (軍醫團雜誌 188、197)

特に考案されたる力量計を使用して、初年兵174名、2年兵132名に就て握力上肢索引力、下肢伸展力、腰部扛重力等を檢査し、それ等の値を體重並に負擔量と比較して、體力係數即ち

$$\frac{\text{握力} + \text{上肢索引力} + \text{下肢伸展力} + \text{腰部扛重力}}{\text{體重} + \text{負擔量}}$$

並に脚力係數即ち

下肢伸展力
體重 + 負擔量

等を計算して、初年兵と2年兵との體力の比較等を行つて居る。

第九節 公衆衛生

1 同 上 一 般

内務省衛生局 衛生局年報 昭和2年度 (昭和4年)

鶴見 三三 第12回國際聯盟保健委員會々議報告 (日本の醫界 19の3)

これについては第3章第1節を参照せられたい。

内務省衛生局保健課 保健衛生調査會第13回報告書 (昭和4年4月)

昭和3年度の本會議事の概要を録したもので、末尾に乳兒死亡に關する3枚の調査表(氏原技師調査)並に衛生讀本及び小冊子(衛生思想普及のために關するリスト)が集録せられてゐる。

佐藤 正 東洋國際衛生 (日本醫事新報 334—343)

著者は先づ、世界の疫病史に於て世界文明發祥地である印度、埃及、支那の東洋諸國が又既に恐るべき疫病の發源地であつたこと、近世における疫學的知識、方法の進歩、殊に下等動物の病媒媒介に對する關係及び此の種動物の分布、習性に關する知識、健康者にして病媒を傳播する病原保有者の問題、人及び貨物の移動、即ち交通通商に傳ふ病媒の傳播、航舶の病媒汚染等の諸問題は特に疾病豫防、國民保健上により國際的の利害關係を緊密ならしめたことを説き、所謂エキゾチック病も必ずしも常にexoticにとゞまらざる場合あるを述べ、東洋の地には尙ほ到る所「衛生状態不良の地及不明の地」の存すること、その改善、向上に共同的措置の必要なる事を論じ、國際衛生上東洋の範圍及び區劃について叙し、所謂 Eastern Arena は小緯約45度より南緯約45度、東經約20度より約180度に至る東方大陸及び海洋を含み、西方部群、中央部群、東方部群、南方部群の四分區に區劃せらるゝこと、その主要港につい

て記し、次で、コレラの常存的中心地として從來印度のみを考慮することの非を述べ、暹羅、佛領印度支那、海峽植民地、支那の意義を説き、尋て瘧の豫防に及び、近代亞細亞における斯病の蔓延について各國別に詳述してゐる。(未完?)

下條久馬一 臺灣の衛生 (醫事公論 907—909)

總督府及び5州3廳の中央衛生機關より設き起し醫療機關としては現在1020の公私立醫院188名の公醫、711名の開業醫、210名の官公醫院俸職醫師、117名の齒科醫師、456名の醫生の外官廳俸職藥劑師63、開業藥劑師40、産婆1070、製藥業者19、藥種商3119、賣藥製造業者585、賣藥業者4277名であつて依然漢業漢法、賣藥の流行せることを述べ、調査機關、檢疫機關について略叙し、次に諸種の傳染病の流行状態及びその施設について記し、花柳病結核、阿片制度に及んでゐる。その中、マラリアについては、大正9年10月の改正以來國費の補助は金額3分の1に減ぜられたが、對病原策、對蚊檢策の遂行は尙ほも着々奏効し

	原蟲保有者	治療人員	マラリア患者	同死亡者
大正12年	366,075	41,468	12,730	310
" 13年	48,954	85,246	12,482	343
" 14年	39,523	49,272	9,749	239
昭和元年	38,181	13,407	8,226	181
" 2年	35,264	41,304	2,345	193

の成績を示してゐる。赤痢はアメーバ性のは的確に患者數を知り得ないが、風土病をしてかなり濃厚だつたものがエメチン療法により激減したこと、細菌性のは何故か非常に少いこと、腸チフスも臺北市の如きすら内地に比して遙に高率であるが、從來本島人に罹病甚だ低かつたのは、檢屍によつて、單に醫療を受くるものの少い結果であるために想像されることを述べ、結核については資料不足であるが、今後大いに努力を要するものであらうといつてゐる。

2 殺菌及消毒

佐藤 徠作 川端 勇男 紙幣、書狀及一般書類の消毒に就て(1—2) (内務省衛生試驗所彙報 33)

(1)減壓2mmの容器中に於てフォルムアルデヒド瓦斯を24時間作用せしむれば1000枚を以て1群をなし、締を施せる紙幣類似紙質を有する用紙カードを

變質せしめず完全に消毒滅菌し得べし。

(2)前記消毒滅菌用ホルマリン量は紙類に附着せる菌類により、又紙類のフォルムアルデヒド瓦斯に接觸する状態によりて相當の差異あり。締を施せるカードに附着せる脾脱疽菌、又は附着せる空中菌の如きを完全に消毒又は滅菌するには、消毒装置の内容 1000ccm に對して 8ccm のホルマリン量を要する。然し直接瓦斯體に接し得るカードの表面に附着せる大腸菌の消毒には、消毒装置内容 1000ccm に對して 1ccm のホルマリン量にて充分なり。

(3)著者等の實驗の範圍内では、フォルムアルデヒド瓦斯の滲透力並に張力等の影響の大なるを認め、故に消毒容量は豫め可及的減壓し、所要ホルマリンを長時間作用せしむるを以て最も適當とする。

(4)濕熱消毒滅菌即ち蒸氣釜 100°C 30分、或はアウトクラフ 120°C 15ボンド20分作用に於ては、紙質を變化せしむるこゝ極めて少しにて、實體使用カード附着大腸菌、脾脱疽芽胞菌及び空中菌を完全に消毒するこゝを認む。

(5)フォルムアルデヒド消毒、乾熱消毒滅菌及び濕熱消毒滅菌の三方法を比較するに、フォルムアルデヒドには、刺激性瓦斯の發散と共に、瓦斯滲透性を充分に發揮せしめんが爲め、相當の設備と手数とを伴ふ缺陷がある。又乾熱消毒滅菌にては、その温度と作用時間に依りて紙質變化少なからざるの短所がある。反之濕熱消毒滅菌法に於ては取扱ひ簡便なると共に、紙質變化極めて少なき點に於て兩者に比し有用なる方法である。然し濕度侵入の可及的防止並に濕熱の紙消毒滅菌に對する應用に就ては、尙一層考究の餘地がある。

戸田 正三 室内傳染對室内消毒特に和室に就て (國民衛生 6の3)

泡沫傳染による傳染力は換氣力と比例して容易に自滅すべき性質のものであるから一度兩側の窓を開放し室内の空氣を一掃すれば消毒の目的を達する。塵埃傳

染に對ては危險殆ど一様に室の低部就中和室にては疊に集中してゐるのであるからその消毒はホルマリン鋸屑法によつてはじめて完全である。鋸屑法は床面一坪につき局法ホルマリン 1/2 封度を水に25倍に薄め、之を約 600瓦(2升)の鋸屑中に克く混和したるものを疊の上に廣く撒布し、其儘一夜又は一晝夜放置するのである。本法施行時は室内を間隙なき様塞ぐこゝ。尙驅蟲はその巢窟を 80° 内外に高壓水蒸氣をもつて熱する法最も有利である。

沖野 茂 蔬菜洗滌場の衛生學的調査並に考察 (日本公衆保協會雜誌 5の3)

市販の野菜より種種の寄生蟲卵が檢出せらるゝ率は甚だ大なるが故に、恐らく消化器の傳染病、寄生蟲病の傳播が蔬菜を介して行はる事は甚だ多かるべく思惟せらる故に蔬菜洗滌場を築造せしめ蔬菜の清淨に留意せしめるこゝは衛生學上甚だ重要なるこゝである。著者は昭和3年秋期に於て京都市内各所に設けられたる蔬菜洗滌場15ヶ所に就て蔬菜洗滌の實狀を觀察し、源水及廢水の水質試験を行ひ洗滌場構造の調査を遂げ、之等野菜洗滌場の長を取り短を棄てゝ蔬菜洗滌場の改良案を發表して居る。

山口 節藏他2名 水泳プールの液體塩素消毒に就て (國民衛生 6の3)

塩素を入れたる鋼製圓樽にゴム管を連結し、其先にディフューザーを付したる消毒装置を以てプール水を消毒したるものにしてその結果(1)水泳プールの液體塩素消毒に要する有効塩素量は藥液投入攪拌後 0.5 P.P.M. なるを標準とし、其有効期間は殘存遊部クロール 0.1 P.P.M. 以上なるを限度とし、(2)同上塩素の有効期間は環境により甚大の差異を呈するも普通 2—3 時間にして1日中に午前午後各1回の消毒を施行せば略完全である。(3)千變萬化のクロール減少速度に因りて消毒回数を豫定するに比し、Ruys の主張せる如く、水の塩素消毒に於て

は残存クロール濃度を計るの最善策たるを信するものである。

満鐵衛生課 家屋焼却消毒による發疹チフス流行の防遏 (日本公衆保健協會雜誌 5の8)

昭和3年3月23日大孤山採礦所、苦力宿舎に發疹チフス勃發し4月8日までに21名發生したので、斷然家屋の焼却消毒を施行し比較的短時日にて流行を終熄せしめた。その方法は物置の一棟を改造し之に健康者を隔離し患者發生の宿舎を焼却して之を修理の上健康者を移し行くのであるが健康者は隔離に先だちて理髪せしめ陰毛に水銀軟膏を塗り入浴(加里石鹼を使用)せしめた上、衣服、下駄等を貸與し、所有品全部を乾熱消毒し、隔離棟の周圍には柵を設けて交通を遮斷せしめたのである。建物の損失額は12000圓に過ぎなかつた。

遠山 祐三 コレラ菌チフス菌の海水及び魚介中に於ける運命 (日本傳染病學會雜誌 4の2)

コレラ菌にて汚染せられたる魚肉は沸騰水中30秒にて完全に消毒出来る。夏季に於ける魚類に附着せるチフス或はコレラ菌は魚肉表面にて繁殖する。併し魚肉の表面に於けるコレラ菌は魚肉を靜置しおくときは殆ど其位置を動かさず。又健全なる魚皮を浸入することはない。コレラ菌にて汚染せられたる淡鹹水中に生魚を移すときは僅に數分間にて汚染せられ、汚染部位は鰓、腸、胃、口腔、排泄腔の順序である。チフス菌にて汚染したる牡蠣は食酢にて消毒不可能である。又牡蠣の塩素消毒も不完全である。併しこれまで天然及養殖牡蠣について1萬回の検査の結果では稀に大腸菌を證明するがチフス菌はつねに陰性であつた。メチニコフ菌にて汚染せしめた魚類を大海中に游泳せしめるときは3月では4日間體内に菌を保有し、7月では20時間にて全く菌を體外に排出消滅する。牡蠣については冬期は4日間夏期は5日間體内に菌を證明した。併し大腸菌を以て牡蠣を汚染した時は冬期は12日夏期は7日となつてゐる。海水中に於けるメチニコフ菌の生存期間は大海中では春3月では10日内外8月では4日内外であつて、横濱港内では最長は7月で最短は2月である。而して兩菌共水中に於て増殖する事實を認めな

つた。

3 上水、下水、汚物掃除

藤原九十郎 本邦都市の尿尿處分の現況並將來 (國民衛生 6の3.9)

本邦都市の尿尿處分の現在及び將來に就て著者は數章に亘りて縷述して居る。今それを簡単に述べれば現在の尿尿處分は實に言語道斷とも云ふべき不完全さで國民保健の立場から寒心に耐へない状況にある。故に1日も早く下水管の施設によつて下水と共に尿尿を處分するところが合理的の理想案であるが、併し各都市の現状並に本邦家屋の構造等はこの案の急速實施を許さぬ事情がある。従つて應急的對策として先づ第1に決行すべきは尿尿の市營斷行である。即ち汚物掃除法施行細則の一部を改めて各戸の尿尿に塵芥と同様に凡て市の手で汲取處分を實行せしむる様改正する事である。今日の塵芥處理方法の發達より推して、殊にこの急務たることを提唱したいと述べて居る。

秋元 稔 大阪市に於ける雨水の性狀に就て (國民衛生 6の4)

大阪市の如き煤煙都市に降下する雨水の季節別地域別並に細菌學的、理化學的検査を行つたものにして之を總括すれば雨水中には各種の化學成分細菌並に煤煙を含み、降雨量、降雨繼續時間、及び季節別、地域別に依て一樣でなく、細菌數は大體に於て夏季に多く、春秋の季につき、理化學的成分は季節的には差異を認め難い。工場地帯のものは近郊住宅地域のものに比し汚染度幾分強く認めた。

木村 正一 下水腐敗槽により淨化されたる下水の河水に及ぼす影響に就て (北海道醫學雜誌 7の1)

現今下水を河川に放流する際其河水に及ぼす影響即ち下水による河水の汚染は保健衛生上重要問題たることは言を要せない所である。著は大正15年の秋北海道帝國大學醫學部汚水腐敗槽より放流する下水によりて汚染せられたる河川の水質が正常河水と同程度に淨化せらる迄の経過に就き觀察したるものにしてその結果腐敗槽により淨化せられたる汚水が川に放

流するときは34倍に稀釋される。汚水放流口の川下に於て河水の活性酸素硝酸及亞硝酸窒素は減じ窒素總量アンモニア性窒素クロール及過滿飽和加里消費量少しく増加したるを以て本河水は多少汚染を受けたものと認むも、該汚染河水は1秒に付的36種の速さを以て約1000米の間に自淨作用により略正常河水と同程度まで淨化せらるゝ、此處に於て更に5倍に稀釋せられ他の河水と區別しがたき程度まで淨化せられ、衛生學的害は極めて少ときものと信ずと述べて居る。

4 都市及農村の衛生

森 慶三郎 近世都市計畫 (丸善株式會社 昭和4年4月)

都市計畫の技術的方面を論じたる著は甚だしい。本書は歐米先進國に於ける權威ある文獻につき窺知したるもの、著者の在歐中の觀察、研究、經驗等を總合統一して以て都市計畫の主として技術的方面即ち新舊都市の型式都市平面圖の要素、運搬式街路系統、公園及び休養便宜、すくえやー及び自由空地の計畫公共建築物及び都心工業都市又は地域、街路、交通の循環街路詳細、水路及び港、改善、橋梁及び橋詰、制限一帯域制、都市の郊外、田園都市の構造及び維持、都市計畫法制、都市計畫財政、我國の都市計畫法の21章に分ちて秩序的に平易に縷述し此の種の好資料たり得る。

南崎 雄七 農村住民の保健狀態 (濟生 6の5-12)

著者は農村住民の保健狀態につき、出生死亡、乳兒死亡、現在疾病、住民の營養狀態、飲料水の狀況等に就き述べ、農村住民の一般保健狀態は是まで盲信せるが如く優良のものに考へられぬ、却つて死亡率や乳兒死亡率の如きは時により都市より高率を示す場合がある。近時都市の衛生施設の向上は死亡率等の減退を特に著しからしめつゝあるに反し、農村ではその減退は至つて遅々である。故に衛生當局者は勿論一般識者の農村に對する保健狀態に注意せられんことを切に望むと述べて居る。

氏原 佐藏 我國農村の地位と衛生施設 (公衆衛生 47の3-7)

我邦では米國に先んずる1年即1918年より農村保健衛生實地調査を開始し、農

村衛生改善に着手し、今日迄内務省及び地方廳と合し、全國約150箇村に垂んさする調査を完成し、吾國農村衛生上の真相を明かにし、其の主要なる缺陷の何れにあるやをも察し得て、之が改善の方策も既に樹立し得る域に達して居る。

著者は我國農村が都市集中の影響を受けて次第に荒廢のかたむきあることを憂ひ、且つ農村保健衛生費の皆無なることを明にし、衛生、教育と對照せらるべき其の衛生費が絶無に近くして、教育費が町村經費の總額の約5割を占めてゐるの一事は斷じて不均衡であるを痛言して憚らないものである。農村を作る「人」に對する「健康なる資本の培養」を無視した政策が果して農民に對する指導啓蒙の途に叶ふたものとは思はない。著者の提示した數字的基礎に基いた農村衛生の現状と其の改善案に對し社會と識者と農村の當事者に何等かの反響あることを望んで居ると述べて居る。

内務省衛生局 農村保健衛生實地調査成績 (昭和4年3月)

大正5年6月27日内務省に保健衛生調査會を設置し、農村の保健衛生の向上を計り、一方地方廳をして之が實地調査をなさしめた。本省調査農村7ヶ村、地方廳調査農村79ヶ村にして總人口170,993人にして戸數32866戸である。その結果(1)1戸平均の最多數なるは山形縣榎澤村の6.66人にして最少なるは島根縣黒松村の3.49人である。(2)農村住民の有配偶者は總住民の約4割に當る。(3)農村の生産を本調査に依り見るに全國平均より僅かに高く都市に比すれば著しく高い。出生の季節は1月と3月に多く従つて受胎の多きは4,5,6月の頃であらう。(4)死産は都市又全國平均より其率稍高く、死産の懷孕月數は月の數多き程多數である。(5)死亡率は全國平均より稍低く、死亡の季節は1月、12月の冬期と7月、8月の夏季最も多し。年齢別死亡は1歳未満の乳兒は總死亡1000中255.8。1歳以上5才未満は144.4。10歳より15歳未満最も少く、15歳以上30歳以下は30歳以上55才以下よりも多く、55才以上は更に70歳以上75才以下最も高率にして、總死亡1000中62.8を占めて居る。(6)乳兒死亡率は平均生産100に付16.2にして最近の全國平均に比して著しく高い。乳兒死因の重なるものにして最も多數を占むるは畸形、及先天性弱質、下痢及腸炎、肺炎及氣管支肺炎、腦膜炎等である。(7)1歳以上5歳未満幼兒死亡原因の重なるものにして多數を占むるは消化器疾患就中下痢及腸炎、次は呼吸器疾患殊に肺炎及氣管支肺炎にて神經疾患之に次ぐ、(8)農村兒童乳兒期の營養品人乳營養8割9分を占め人工營養は1割1分である。離乳期は1年6ヶ月乃至2年最も多くして1年以上3年迄のもの7割7分以上を占めて居る。(9)農村住

民の體格を1歳より25歳迄各歳別25歳以上を5年毎に平均し、其の體重身長胸圍頭圍を観察し、發育の状況を見るに12歳より25歳迄の女子を除きては常に男の方優る。又男子に於ける發育は21歳以上25歳迄に完成し、25歳以上50歳迄は變化なく50歳以上に至れば漸次減ずる様である。(10)壯丁の體格検査成績は甲種合格は全國平均より多きも丁種の農村の多きは注意を有する。(11)農村住民兒童及青年の體格を其他のものと比較するに體重身長胸圍は農村の方劣るものがある。(12)農村住民の寄生虫感染は住民の約8割に見る、之を虫種別に分てば蛔虫6割7分強、鞭虫約4割十二指腸虫2割2分強、東洋毛線線虫2分5厘、横川氏吸虫検査人員1000中約10人、肝ジストマ4.3人、肺ジストマ0.9人、蟯虫2.4人、日本住血吸虫0.5人である。(13)農村の疾病の数の多數なるは寄生虫の検査人員1000中729.4、口腔及咽頭の疾患の420.9にして次はトラホームの144.4耳鼻の疾患の55.1、呼吸器疾患の38.8、消化器疾患の23.5、皮膚の疾患の26.1、循環器疾患の22.3等である。(14)結核は検査人員1000中5.75人、即約6人内肺結核は4.67人、其他の結核は1.08人にして若き青年期に多く、殊に女子に於て著しい。(15)花柳病は検査人員1000中4.5人、内梅毒2.1人、淋病1.9人である。(16)癩患者は検査人員1000に付0.4人強である。(17)精神病は検査人員1000中1.95人である。(18)農村住民の主食物は地方調査村によれば米麥、混合5割8分、米食のみのもの3割2分其他は種々の混合にして本省調査村によれば米食のみ2割、米麥混合7割9分である。米麥消費高本省調査村に依れば1人1日米は平均3合3勺乃至4合2勺、米麥混合は1人1日3合7勺乃至4合8勺である。地方調査村に依れば米は3合4勺より6合7勺、米麥混合は2合3勺乃至5合5勺である。(19)農村住民の飲酒者は男にては約5割、女にては6分5厘である。喫煙者は男約5割3分、女は約1割である。(20)飲料水は飲料に適するものは約5割6分、全然適せざるものは約3割4分である。(21)農村住民の醫藥費と賣藥費は前者約80後者20の割合にして又住民1人當り1年の醫藥費は3圓13錢賣藥費は78錢である。

柳澤 泰爾 社會過程研究の對象としての都市問題の重要性について (社會學雜誌 64,65,68)

都市は現在國民生活における支配的勢力であるが、そうした傾向は、今後益々顯著なるや疑ひを容れない。民衆の理想は民衆の支配的要素によつて決定されるがかゝる支配的要素は現在都市に生活する男女より成立つてゐる。したがつて國民的理想の如何なる改善も都市をその源流としなくてはならないと同時にその墮落もまた端緒をこゝに發する言はねばならない。けだし人々は都市を造り、都市は人々を作るこゝはいへ人間の數だけでは生れないであらう。アテネは大都市

となつたものゝ中について明に一つの大都市であつたが、その人國は我國現在の最小都市に匹敵すべきものであつたに過ぎない。

第十節 體格體質遺傳及性の衛生

1. 同 上 一 般

渡邊 定、輕部 修伯、宮地 利彦 高齢者の健康調査 (保險醫學雜誌

144)

御大典に際し、東京府衛生課と共済生命醫局とが協力し、市内80才以上の高齢者565名について、生活状態及健康状態を各々多數の項目に亘りて調査せるもの、卷頭にはLindheimの調査成績をも擧げてゐるが、今、此等の結果を簡単に摘記すると、生活状態については、調査總數530名中男は36.4%、女は63.6%となつてゐるが、之等は兩親長命なるもの多く70%は中産階級、18%は勞働階級、1.3%は富有者であつた。第何番目の子なるかは餘り關係なき如く、獨酌するもの男31.7%、女21.1%、煙草を用ふるもの男51.8%、女29.4%、食物は混食するもの最も多く(59.1%)信仰を有するもの51.5%、なきもの29.6%、既往健康なりしもの85.5%、不健康なりしもの9.3%、著患を知らざるもの80%、月經閉止年齢は45—50歳にして一般と差なく、分娩回数は4—5回のもの最も多い。青年時代中肉中脊のもの最も多く、睡眠時間は青年時代6—8時間、目下8—10時間、長壽の爲めの養生法につき告げたるものは38%、但し眞に自覺攝養せるは極少數に過ぎない。又565名を調査した所によれば、身長は青年時代より平均5.1%(男)或は5.4%(女)の減少を來してをり、體重は14.7%(男)或は32.2%(女)の減少を來し、脊椎は58%に於て前屈してをり、70.4%に於ては歩行可能、體温は平均36.05度、齒牙は58%に於て全部脱落、食量は多くは一台茶碗2杯、便通は便秘に傾くもの多く、呼吸数は平均20、咳嗽あるもの25%、肺部に所見あるもの21%、脈數平均76.8、血壓は總平均最高血壓173.3、最低92.0、而して最高200以上のもの20.2%に及んでゐる。脈壓は青年よりも増加し、最低、最高血壓に對する比1:1.2:2.2であり、心尖は70%に於て乳嘴線の前に出で、心音は過半数第1音不純、第2大動脈音亢進す。呼吸困難及び浮腫あるもの夫々大凡31—32%、夜尿1—3回のもの最も多い。83.4%に蛋白尿あり、糖尿は極めて稀に證せられるのみ、性慾に關しては確たる統計を得なかつたと。

吉柄 生一 高齢者の醫學的觀察 (岡山醫學會雜誌 41の8)

兵庫縣赤穂町及び塩屋村に於る80歳以上の高齢者99名に關する調査である。高齢者の現住人口に對する割合は7.19%で、女は男の約2倍半を占めてゐる。職業は地方的關係から農業が多いが、生活程度は少、壯、老年期を通じて中等なりしもの75.26%に當り、又、大多數は土着のもので轉々移住せるものは甚だ稀であり、食事は中等量を攝取するもの多く、特に好惡の品種なく、野菜を副食とするもの多く(97.94%)、酒を好むもの38.14%、煙草を好むもの29.90%である。又多數は不斷の活動を續け、今日尙輕易の労働をなすもの89.69%を算する。長壽の爲に特に攝生法を講じたる跡はないが、入浴を好むもの83.51%である。學力程度は無學又は之に近きもの多く、兩親、同胞及び子に高齢者多數あり、婚姻については、男22—26歳、女18—22歳に結婚せるもの大多數で、順調なる経過をされるもの多く、生來健康で著患を知らざるもの多く、現在疾病あるもの11.34%に過ぎず、體格は中等のもの多數(48.45%)頭圍は男34.6、女30.6、胸圍は男82.5、女78.0、腹圍は男73.7、女68.7cmが平均であり、月經は17—18歳に始まり、45歳に閉止したものの最も多い。蛋白尿を有するもの53.60%を算し、之等の6割は最高血壓150mm以上で、180mm以上を示すものの8割は蛋白陽性であつた。諸種の老人性變化は比較的輕く、齒牙1本以上殘存するもの55.67%、頭髮尚黒きか之に近きもの52.58%、眼に老人環なきもの72.53%、白内障なきもの95.60%、普通對話に支障なき聽能のもの85.57%、視能の比較的良きもの54.64%に上る。血壓の平均は次の如くである。

	最高血壓	最低血壓	脈 壓
79.5歳	163	84	79
80.5—84.5 "	179	85	82
85.5—89.5 "	171	87	76
90.5 "	148	84	64

岸 孝義 親子鑑別の史的考證並に日本文學に現れたる親子鑑別に就て

(中外醫事新報 1141—44, 1928—'9)

冒頭、ストリンドベルヒの戯曲「父」の最後にある「男は決して子供を持つてゐない。子供のあるのは女だけなんだ」の句を引用し、各國現行法令に見る父子關係認定の無理を述べ著者が今日まで學究の餘暇を以て涉獵したる多數の文献中の記事を、(1)血液に關係せざる太古の親子鑑別、(2)滴骨の法、(3)合血の法、(4)其他に分つて叙説してゐる。先づ古事記、日本書紀等に見る皇蓋津姫(木花罪耶姫)の傳説より、舊約聖書列王紀略上第3章のソロモン王審判の記事、同様な大岡政談、支那黃鵬の判決等を述べたる後、滴骨の法については洗冤錄の父母骸骨在地所、子女欲相認。令以身上刺出血、滴骨上、親生者則血入骨、非則否。の句を擧げ、無冤錄上卷「辨親生血屬」の項にある豫章王綜の物語を同書及び河合甚兵衛源尚久著無冤錄述(元文元年4月)並に談會中の文によつて示し、又、古今事文類聚にある有名な王少玄の話を記し、その他、夫及び兄弟の屍骨についても柳菴隨筆、五乾小説魏晉會稽先賢傳、東見記下、益軒全集、八犬傳、近松半二等の古書によつて考證し、合血法についても主として之等の諸書を引用し、顯昭の師の袖中抄は洗冤錄の影響を受けてをらぬこと(洗冤錄の吾國に輸入せられたのは顯昭の時代より約200年後)を論じ、本朝武家評林27に義經が皇后宮亮經正の子か町人の子かを合血の法によつて判定する記事のあることより、既に源平時代に行はれてゐたことを述べ、當時多數の稗史小説中の物語を引用し、最後に別所梅之助氏著「心のふるさと」、古代獨逸の法律、ローマ法、ナポレオン法等に見る有名な語句、名家の詩文等を引き、末節に於て目下當時殘存する2—3地方の傳説に説き及んでゐる。

横倉誠次郎 本邦成人内外兩長軸足穹窿の基準を定め扁平足の分類に及ぶ

(日本整形外學科雜誌 3の4, 1929)

著者の考案に成る撮影装置によつて、正規足男87本、女95本のレ線映像を作り第 躡骨小頭内側、種子骨と跟骨隆起下面とに接する直線を引き、その距離をYと命名し、この直線に切する跟骨隆起部を原點とし、Y並にこの原點より各關節裂隙の中點に至る縦横の距離約20を測定し、之を5種の角についての成績より正規足の規準(男女各50本の中正なる足につきて)を定め(足の大きさによる差を除く意味にてYに對する相對値を算出す)、更に扁平足153例につきて同様な測定を行ひ、諸關節中點の下降度に從ひ、H A、V(VI, VN, VC), M(M₁, M₂)及び移行型

AV の8種の扁平足を分類し、前述の諸絶対値及びその差数數種につきて正規足及び扁平足各種相互間の異同を究明し、諸種の足躰屈みの關係に論及してゐる。

神中 正一 脊椎變形 (Wirbelsdeformitäten) (日本醫事新誌 348)

2 生體測定

上田 常吉 Einige Nomogramme der in der Bio- und Anthropometrie gebräuchlichen Formeln. (Acta Medicinalia in Keijo, XII, 1. 1929)

工學方面では盛に用ひられながら、醫學や生物學界ではこれまであまり應用せられてゐない Nomogram 6個を作成し、(1)變異係數、(2)示數、(3)算術平均の蓋然並に平均誤差(4)標準偏倚及び變異係數の蓋然並に平均誤差、(5)2個の平均間の差の蓋然並に平均誤差(6)型差及びその蓋然並に平均誤差の算出に便ならしめてゐる。

田中 寛一 日本人の身體測定法について (日本學術協會報告 4 1928)

文部省教育概評規定中の體重、身長等の絶対値は強健度を示すに適せず、只兩者の比のみこれに對して有意味のものであるが、更に $W^{1/3} \div L$ を以てすれば年齢的に略恒常數を行はるゝことを述べ、Dreyer 氏の方法に賛し、東京市及附近の兒童 147名について測定した結果から次の如き5個の標式とその標準値(中央値を中心として標準偏倚により5段階に分つ)により、全國的、全年齡的な健康數判定仮標準表を作つてゐる。

評點	$\frac{W^{1/3}}{L}$	$\frac{W^{1/3}}{Ch}$	$\frac{W^{2/3}}{V.C}$	$\frac{\lambda^2}{V.C}$	$\frac{Ch^2}{V.C}$
5	0.451以上	0.445以下	0.460以下	2.50以下	2.15以下
4	0.436—0.450	0.446—0.460	0.461—0.520	2.51—2.80	2.16—2.35
3	0.421—0.435	0.461—0.475	0.521—0.580	2.81—3.10	2.36—2.55
2	0.406—0.420	0.476—0.490	0.581—0.640	3.11—3.40	2.56—2.75
1	0.405以下	0.491以上	0.641以上	3.41以上	2.76以上

λ …… 軀幹長(單位=cm)

W …… 體重(單位=g)

Ch …… 胸圍(單位=cm)

V.C …… 肺活量(水槽式肺活量計による、單位=立方センチ)

土肥原三千太 大阪市小學校兒童の體格營養に就て (大阪市政府教育部 1929)

内外19種の小學兒童に關する身長、體重、胸圍の統計から大阪市兒童の體格、營養を比較、批評せんとしたもので、著者自身の考案になる體積指數、比重(營養)指數、無名指數、強健指數等をも算出し、大阪市學童は體積過小又は營養過剩の傾向を有するものさなし、養素の完全燃焼を圖り、胸廓の發達を向上せしめる必要を説いてゐる。

河邊 正男 身體の充實度に就て (日本鐵道醫協會雜誌 15の3)

16歳以上の大阪鐵道局従業員 15379 (内20歳以上13562) について、特に20歳以上のものを材料として、體重の身長に對する關係は Rohrer 氏式によらずして Kaup 氏式に一致することを論證し、該示數の平均値は17歳は1.99、18歳は2.03、19歳は2.07、20歳以上は2.10なることを示し、最後の年齢階級における生理的動搖範圍(σ)は身長約160cmを平均値としてその上下各5.4cm、體重のそれは Kaup 氏指數2.1を平均値とし下界限は1.91、上界限は2.29であつて、この範圍内にあるものを生理的充實度〔甲〕(合格者)とせし得べく、鐵道省標準はこの下界限に當つてゐる。尚ほ氏は19歳以下についても大體 Kaup 氏式を適當なりと論じ、充實度の判定は計測、目測兩者によるべきものとせし、現行規程は20歳以上は間然する所なく、15—17歳のものも不便なく、只18—19歳のものとは幾分改正の餘地あらんかといつてゐる。

岩崎 衛二 未成年期男子の胸圍分布に就て (日本鐵道醫協會雜誌 15の4)

姫路附近に居住する半農半商工を家業とする鐵道職員志望の子弟 1133名につき、年齢別、身長別等について胸圍の變化、分布狀態等を觀察し、その發育曲線

は大體文部省の統計と平行するにかかはらず、現行鐵道省標準は著しく之に背弛するこゝを論じ、次表の如き標準を發表してゐる。

種別	年 別					
	15.5歳	16.5 "	17.5 "	18.5 "	19.5 "	20.5 "
丁	83.0種以上	84.8 "	86.1 "	87.0 "	87.6 "	87.9 "
甲	77.0 "	79.1 "	80.3 "	81.5 "	82.4 "	82.7 "
乙	73.3 "	73.6 "	75.2 "	78.5 "	79.4 "	79.7 "
丙	71.2 "	73.6 "	75.2 "	76.7 "	77.6 "	77.9 "
丁	"	"	"	"	"	" 未滿

長谷川靜一 海軍工廠職工の體格榮養に関する統計的觀察 (附)職工採擇に對する體格検査標準私案 (海軍々醫會雜誌 18の11929)

廣海軍工廠職工 1898 名(男子)につき身長、胸圍、體重、足長、握力、肺活量を測定し、大串氏榮養體格判定法による評價と之等並に年齢(15—55歳)、勤続年數との關係(相關比)を検し、更に之等の測定値を綜合して非常に簡単な體型優劣表並に採擇標準表を作成し、工廠作業を輕重三段に分ちて工廠職工の體型別觀察を下し、勞動配合の状態を批判し、最後に視診と實測との誤差を算出し、その原因が主として身長にあるこゝを論じてゐる。

秋田 善雄 日本人體の質量比例に就て(重心に関する統計的研究) (東京醫學會雜誌 43の21429)

W. Scheidt 氏の重心計を多少改良して兒童及び成人運動家男女總數 885 人の重心高を測定し、之を統計的に觀察し、又 Scheidt 氏の成績と比較してゐる。著者に從つてその要點を摘録するに次の如くである。(1)邦人の重心の高さは獨逸人のそれに比して身長に對する百分比が著しく小さい、之は特に兩國成人(運動家)の間に著しい。(2)邦人の重心高の身長に對する百分比(=比重心高)は獨逸人に比して個人的差異が頗る少い。(3)邦人の比重心高は性的差異に乏しいが、一般

に女子では男子よりも僅に小である。(4)邦人の重心を分類して、I、低位重心型、II、標準重心型、III、高位重心型の3型とした。(5)比重心高は一定の年齢的變化を示すものである。(6)質量比例の撒布度は他の直線的比例(臍高及脚長の身長に對する百分比)の夫よりも著しく小さい。(7)重心高と臍高及び腸骨前上棘高との關係を明かにするため關係係数を算出した。(8)質量比例と身體充實指數との相關係数を示した。(9)其他質量分配と體育運動との關係及び、(10)仰臥位身長と直立位身長に就て述べてゐる。

3 遺傳及優生學

安達今朝治 遺傳性家族性複雜性眼畸形の1例 (附)植物神經系統機能検査及遺傳關係 (中央眼科醫報 21の9)

角膜、虹彩、瞳孔及び水晶體の畸形が家族的に三代連續し、全人數22人中、健康者の9人に對し11人の畸形眼者を發生せる極めて稀有の例である。著者はその中5例について親しくその狀況を記述し、3例については藥物的検査により Vagotonie を證明してゐる。而して略半數に畸形を見たる上より廣く諸家の學說を參照したる後、本例は遺傳型式上白內障と同様に單一因子の變異によつて起り、メンズデリムによりて遺傳し、且優性なりと論じ、白內障を除外視したる單なる角膜虹彩瞳孔等の先天性畸形が遺傳する場合も同様にメンズデリムにより優性的に遺傳すべしといつてゐる。而して本例がその系譜にも見る如く、F₁が7子、F₂が11子を生める如き、優性學上からも誠に興味ある例と云ふことが出来る。

遠藤 仁郎 遺傳性失調症に就て(1)先天性 Marie 氏小腦性遺傳失調症 Hé-rédoataxie に就て (京都醫學雜誌 15の8 昭和3年)

一家同胞4人(10人中)を侵せる先天性失調患者の各々に就て細密なる臨床的検査を行ひ、更にその家族の2—3についても檢診し、極めて早期に、非進行性なる運動調節機能及び一般發育障害を示す多數の症候を検證し、その主として小腦系を侵し、同時に大脳皮質性運動及び知覺路に些小の異常を伴へるものなることを斷じ、在來諸家の錯綜せる報告をあげて本症例を先天性 Marie 氏失調症に當るものとなし、Marie 氏失調症と Cassirer 氏失天性

小腦失調症との移行型と見るべきものとしてゐる。而して患者及び家族に諸種の變性症候を認め、又、家族歴に於て祖父及び叔父の精神病、叔母のヒステリー、父及び祖父の酒癖、兩親の血族結婚等知られてゐるが、兩親に見るワ氏反應の陽性、患者における陰性に拘はらず驅癲療法により輕快せること等より、恐らく先天癲毒にその原因を歸し得べしとしてゐる。

貝田 好美 吃さ遺傳 (關西醫事 19—20)

吃が遺傳するか否かは吃研究者間に於ても尙未解決の問題であるが、著者は民顯の言語醫學主任ナドレッシミニエー氏の吃の遺傳に關する系圖、統計を示し、多數の研究者の統計によるも亦 30—40% に於て遺傳される如くであるが、系圖や統計は原因的に斷定し得るものでない、この問題を解決するには先づ吃の本態について勘考する要ありて、吃に關するヘップネル及びフレッツセルの心理說即ち聯合性失語說を紹介し、更に著者の説一言語の敘述構想さ、構想された内的言語を外に發表する音的象徴さの二つの心理的過程における障礙であるさの説を述べ、結核の場合さ同様、吃に對する素因、心理的脆弱さが遺傳するものであつて、吃なる症狀は遺傳するものでないさいつてゐる。

古畑 種基 人血液型の遺傳に關する綜説 (醫學中央雜誌 549)

人の血液は同種血球凝集反應によつて、之を O 型、A 型、B 型、AB 型の 4 種に分つが、之は現象型についての分類で、遺傳理論の上からは、父母の双方から一個づつ來る 2 個の遺傳單位によつて表現せられねばならず、従つて、OO、AA、BB の 3 種の同種接合體さ、AO、BO、AB の 3 種の異種接合體さ、合計 6 種に分類せられねばならぬさ前提し、現在遺傳單位が幾個あるかについては異説あるが、4 遺傳單位説は誤りであるから Bernstein 著者等の 3 遺傳單位説をさるならば、ab Ab、aB なる 3 種さなり、之を O、A、B さ記することを説き、進んで人血液型の遺傳様式については 6 種の血液型から 21 組の組合を生ずるが、之を (1) 同種接合體同志の組合せ、(2) 同種接合體さ異種接合體のさ組合せ、(3) 異

種接合體同志の組合せの三群に分ち得るさて、その各々について出現する子供の血液型及びその出現率を氏の學說によつて示し、AB 型さ X 型さの組合せについて 1926 年以後の諸家の成績を列舉してその各型の出現率が氏の説さよく符合するこさを説き、次で法醫學的の應用について述べ、最後に Wellisch の算式を紹介し、一般醫家に本問題を解り易く説明してゐる。

川上 理一 人血液型の遺傳に關する古畑博士等第二説を批判す (醫事新聞 1250)

人血液型遺傳に關する問題を全然理論的に檢索し、Dungern-Hirschfeld-Ottenberg 等の 2 對對等遺傳形質説の誤まれるこさ、Bernstein 及び古畑の 3 遺傳單位説の正しきこさ、後説の中でも Bernstein 説が正しいこさ (只一點を除いて) を論證してゐる。著者は先づ、同一系統に屬する遺傳物質 A 及 B は第 3 の遺傳物質 O に對し所謂 Multiple alleomorph の遺傳型式をさるべきであるさして、之等の遺傳物質は同一染色体の同一の場所にあり、人類進化のある時期に於て、例へば O なる圓形の遺傳物質が三角形 (A) になり、又四角形 (B) に變化したさ説明し、果然 Ottenberg 等の説の誤れるこさを Bernstein の Z (AB 型%) 算式及び古畑氏等の實證によつて證明し、次に古畑氏第一説さ Bernstein 氏説さの相違點をあけ、更に古畑氏第二説の平易な解釋を試み、該説が凝集素の問題を考慮に入れた點で一段の進歩を示すものであり、又甚だ巧妙に構成せられてゐる事は事實であるが、然し、第一説が非で、第二説が正であるさいふ實驗成績が何處にも示されてゐないのみならず、古畑氏第二説の最も本然的な點である、凝集素に對する遺傳物質の如きも特に之を考へる必要はない。即ち、凝集素の血清中に於ける存在は同一個人血球に於ける或る特徴に結果づけられたものさして説明するこさ出来るさ述べ、藤原氏説の之に關する誤謬を指摘したる後 Bernstein 氏の原説によつて α 及 β なる凝集素の出來る理を圓形、三角形、四角形の血球の孔さ血清中の顆

粒の比喩によつて分り易く説明し、且つ、 a と A 、 b と B は同一系統の性質を支配すべきものであるにかゝらず、古畑説では a 及び b は凝集素即ち血清の性質、 A 及び B は凝集原即ち血球の性質と相對應せしめねばならないのは、Bernstein 説の血清の性質を從屬性とするに比して遺傳學上の一般的類推より云ふも面白くないと論じ、進んで、古畑氏第二説の第2の難點として、該説が ab 、 Ab 、 aB なる3遺傳物質の存在を認め、 AB といふ遺傳物質の存在を否定することは獨斷的仮定に過ぎないといふ點をあげ、前と同様の圖説によつて、古畑氏説は O 遺傳物質が a 、 b 2個の遺傳物質の相寄つて出来たものであるとの仮定に基きながら、 a 及び b の變化は數學的に3種(a のみ變化、 b のみ變化、 ab も變化)あるべきを2種に限つて、第3の ab も變化して AB の出来る場合を考慮に入れてゐない、従つてこの難點を回避するにはある補助仮定を必要とするを述べ、更にこの仮定によつて古畑第二説が成立するとして、この説の第3の難點は、このままでは Bernstein 説及び古畑第一説と遺傳型式に於て何等の差がない、そこで、Morgan の Crossing over 説を探り、第一説で説明し得ざる事實があつても之を説明し得るといふのであるが、仮に、かかる事實が検査術式の過失でなくあり得るとして之を古畑氏第二説及び Crossing over にて説明するとしたならば、Crossing over の起る割合を 0.001 として 325 世代(1世代30年として約1万年)の後 $A B$ が最大の値になるわけで、従つて現在では血液型百分率は Bernstein 式でなく Ottenberg 式とせねばならない矛盾があるを論じ、最後に桐原博士の Linkage 説と古畑博士第二説の近似について述べてゐる。

原 澄次 應用優生學 (萬里閣書房 昭和4年9月)

Johnson 及び Popenoe 兩氏の Applied Eugenics (1918) を翻譯したもので、既に數年前文明協會の譯本も出てゐるが、本書は一層平易に丁寧に譯されており、附圖も澤山集録されてゐるから一般の人には喜ばれるものと思ふ。日本の現状と比較的關係少い數章は省略さ

れてゐるが、問題の全般を領得するには毫も差支へなく、最も本質的な項目は全部網羅されてゐるといつてよい。

古屋 芳雄 民族衛生學の社會醫學的使命 (東京醫事新誌 2649)

第19回關東々北醫師大會における講演要旨で、「民族の素質問題は從來は生物學の興味として人類學者の一部によつて取扱はれてゐた。が、今や時代文化の進展に従ひ實生活に對する應用の醫學者の必要が自覺されて來た爲に、今日にては寧ろ社會衛生學の一大分野と見做されるに至つた」。衛生學の範圍は環境の改善に盡きてゐない。人類の內的素質の改善といふ大使命がある。祖先から享けた生物學的遺産即ち遺傳質を改善し、その健康を圖る任務(種族衛生)がある。人口過剰と生活難享樂主義から起る産兒調節の問題に對しても、學的立場から最も合理的に解答すべきであり、體質學も、社會階級における出生死亡率の問題も窮局は民族衛生の問題に歸着すると述べ、スペングラーの「西洋の没落」、ヘーゲル、マルクス等の學説を引用して、吾々の要求する所はかかる文明史家や經濟學者の Formal-genetisch の關係でなく、Kausal-genetisch の關係を知らんとするにあると論じ、民族又は種族の質の優劣を論ずる時には、常に其の根本に Leben u. Lebensgeschehen 即ち「生命とその生起」の問題がある。従つて之は一に生物學上の問題でなければならぬと斷じ、更に民族衛生學の基礎科學として最近遺傳學の進歩殊にモルガンの業績を紹介し、殊に民族素質の變化の程度は生物測定學の助けによつて今日では或程度の數學的正確さを以て測定し得る様になつたと述べ、この社會衛生學の一大分野はその望むと望まざるとに拘らず、科學を愛好し、科學の基礎に文化の眞の進展を見出さうとするものが、齊しく關心せねばならぬ問題となつたと思ふといつてゐる。

田結 宗誠 米國に於ける優生學的斷種術の現況 (醫事公論 867)

加州バサデナ・ゴスノー氏よりの近信によると米國各州における1928年1月1日迄に法定による優生學的斷種術施行數は次の如くであるといふ。

州	男	女	合計	州	男	女	合計
カリフォルニア	1212	2588	5820	ミシガン	20	86	106
コネチカット	8	150	158	ミネソタ	314	18	232
デラウェア	57	20	77	モンタナ	20	15	35
イダオ	0	0	0	ネブラスカ	109	199	308
インディアナ	118	2	120	ニュウハンプシエア	4	42	46
イオワ	45	14	57	ニュウヨーク	1	41	42
カンサス	430	217	647	イス・ダコタ	18	15	33
メイーン	0	5	5	オレゴン	179	332	511

サウス・ダコタ	0	0	0	ウアシントン	1	8	9
ウター	34	30	64	ウイスコンシン	28	190	218
ヴァーヂニア	1	26	27	合計	4517	3998	8515

備考 上記の数字は各州の官憲の公示に因る。

インディアナ州に於ては1899年より1907年（法令發布）までに優生學の見地より斷種術を施行したる男子600乃至700名に達す。上表にはこの数字を含まず。

優生學的斷種法を実施せざる州に於ては本人の申出により手術を施行しつつあり、これ等数字は上表に含まず。

ネヴァダ、ニュー・ジャージー兩州は嘗て斷種法を実施したるも、充分なる目的を達せざりき。

インディアナ州に於ては1890年以後は手術を実施せず。ニューヨーク州に於ては1918年以後これを實施せず。上表のカンサス州の数字は、1928年6月1日までを含む。イダオ、サウスダコタ兩州に於ては、昨今法令の實効期に入れり。

茂木 宣 血族結婚と家族性先天性白内障 (日本眼科學會雜誌 33の2)

眼疾患で血族結婚に關係あるものには色素性網膜炎、家族性癡呆性黒内障、近視、眼球震盪症、水眼、若年性緑内障、先天性全色盲等あり。又、先天性白内障につきては Trousseau、鴻氏等の報告あるのみ。著者は6歳と4歳の姉弟に之を見その父母が従兄妹であり、祖父母の代にも血族結婚ある外遺傳關係は認めざるに先天的に白内障を起せる症例なりといふ。

永井 潜 産兒制限論の批判 (日本の醫界 19の7—15)

演者は先ず冒頭に「國滅びて山河あり」の詩句を引用して、國家の一層大切なる内容は山川風土に非ずして其民衆にありとし、今日世論を喚起しつつある人口問題、食糧問題もここに發生するものであると説き、問題が生物、生命に關係せる以上、この問題は生物學者、醫學者の重要なる研究問題であり、最近勃興せる人種衛生學或は民族衛生學も之に對して新方面を開拓するものであると述べ、民衆を湖水に喩へて出産、死亡の問題の重要なることを説き、出産率につきては我國は文明國中特殊な位置にあること、然しながら歐米先進國の例に鑒れば、我國の出産率もやがて低下の時期に到達すべく、見方によつては既に彈道の極頂に達して最早下り坂に向ひつつあると見られないこともないといふ、我國の死亡率も同様に尙ほ高くして醫學及び衛生施設の發達にかかはらず之が減少の困難なるを示してゐること、然し我國にては列國と反對に如何にして人口の増殖を制限すべきかについて頭を悩ますべき状

態にあるとて人口密度について比較し、殊に耕地面積に對しては列國中最高であるが、之を以て直に人口を制限しなければならぬとするは甚だ輕率で消極的な見解であると斷じ、英國の國勢及日本近時の例をあげ、人口政策の數量的根據は現在人口に對する維持最少價の確定に求めねばならぬとて、2兒制の誤謬を指摘し、Bortkiewicz, Schlossmann, Freudentberg, Grotjahn, Fahrbeck 等の説を紹介し、出産率の遞減は停止する所を知らざるに、死亡率の減降には一定の限度があり、ここに各國識者の深憂があるのであつて、我國はこの點に於て天恵未だ盡きずであるとして、一轉質の問題に移り、1923年の普魯西官吏及び士官、郵政官吏の生殖に關する統計、亞米利加の各大學卒業者に關する調査、巴里、倫敦、伯林、維納における貧富別出産率等をあげて逆淘汰の事實を證し、之に關する戰爭の意義を詳論し、進んで逆淘汰の原因は那邊にあるかを追究せんとし、先づ、生理學的、生物學的原因をあげて、(1)結婚率は高田保馬氏の研究の如く間接的影響あるのみなること、(2)結婚年齢については、最も早く、多く懐妊する20—25歳の年齢階級に於て結婚する婦人が増えてゐるにかかはらず、産兒数は今や稍々減退しつつあること、(3)人口構成に於て生産年齢にある者の率が減少しつつあり、婦人のみについて見るも同様であり、田舎と都會を比較する時もそこに大差あるが、然し出産率は却て田舎に高いこと、從つて之等の生理的有機的原因は一部の原因として考慮しなければならぬことは勿論であるが、決して出産率減退の核心に解れるものでない我々は眼を轉じて心理的、經濟的原因に着眼せねばならぬとて文化人、都會人の個人主義享樂主義が産兒に對する希望を抑制することを論じ、希臘、羅馬の例を引き、更に産兒制限の最初の科學的立論者としての Malthus の思想的系統及び社會的背景について叙し、新マルサス主義の擡頭に及び、より確實なる避妊方法の研究によつて往昔におけるよりも、又墮胎等によるよりも、一層顯著に産兒の制限が實行されるに至りつつあることを説き、而も一方に於てこれを理由づけんとする研究あるも、その理由として擧げらるゝ(1)人口過密についても、マルサス論の既に謬れること(亞米利加の人口増加は移民によること大なり)、地球の收容力を100億人として約250年の餘裕あること、科學の進展の休止するなきこと、將來における民族間の競争は其民族の質と量に依繫することを述べ、(2)救貧、(3)救養の問題についてもその根據の薄弱であつて、寧ろ長子、次子の能力劣れることを明かにし、既に避妊の行はれつつあるはその必要な階級であつて、かかる制限には飽迄反對であると述べ、優生學的に質の問題を考慮して解決せらるべきであるとして、家族主義の保護を唱道してゐる。

石原 房雄 産兒制限を論ず (醫海時報 1839)

論者も東京市當局が防貧の一手段として産兒制限法を貧民に示啓せんとしてゐることに刺戟されて筆をとつたといふ。先づ次の如き表を示して(1)日本内地の出産は34%で列國中最も高き部類に屬するが、米、英、獨、佛、白、諸、丁の諸國も今日では非常に低く18—20%を示してゐるが數十年乃至は百數十年前は現在の我國と同率又はそれ以上の高率を示してゐる。

たことを述べ、六大都市の統計（名古屋を除いては平均約27%）を示して全国の平均数より7.7%低く、既に我國にても出生率減少の兆見ゆと斷じ（之等の都市の出生率も一般に寧ろ上昇の趣あるのであるが）、歐米の風習に風靡せられ勝ちな我國の出生率は近き將來に歐米の徹を踏むだらうと云ひ、（2）人口増加率と個人所得増加率、失業率とを比較（表参照）して人口の減少は却つて個人所得を減じ、失業率を増加せしむるものであつて、これ恐らくは精神的の影響によるものであらうといひ、（3）反對に人口の増加は國勢の發揚と密接な關係あり、（日、米、獨）ギリシヤ、ローマの衰亡は性慾を玩弄せる結果によるべし、（4）優生學は悪質の遺傳を防止せんとするものであるが、産兒制限を直ちに之と同一視し、優生學の内に隠れて産兒制限を設くは大なる矛盾なりとて東朝の論説をあげ、轉じて乳兒死亡の問題に移りマルクスは富の高低は乳兒死亡を左右すると説くが、東京市で最も高い本所、澁川の乳兒死亡率（出生10）に對し21.17も獨逸（1910—15年には16.5%）等に比して決して特別高いものではない。他の衛生状態は尙一層劣等状態にある（柏林のチフス死亡は人口十万人に對し0.9人なるに東京は50人即約50倍）。若し今日産兒制限法を貧者に示さんか、年々出生率の減少を示すことは歴然たり、一度人口減少すれば爲政家の力は最早や之を恢復するに足らざるべしとて多兒家庭の保護優遇を奨め、産兒制限は寧ろ嚴禁すべき時であらうと論じてゐる。

世 代	日 本 (内地)	米 國	英 國	ドイ ツ	フ ラ ン ス	ベ ル ギ ー	ノ ー ル ウ ー	丁 抹
1805—25	—	—	—	—	31.5	—	—	—
1826—45	—	—	32.2	—	23.9	—	—	—
1846—65	—	—	33.9	—	26.1	—	—	—
1866—85	25.5	—	34.4	—	25.1	—	—	—
I 出 産 率	1886—1900	29.8	—	29.7	—	21.6	—	—
1901—1910	32.4	—	27.0	33.0	20.6	26.2	27.5	28.6
1911—20	34.4	—	23.2	25.4	20.8	19.2	24.4	21.4
1921—25	34.8	—	20.4	22.1	19.5	20.5	22.5	22.8
1926	35.4	20.6	18.3	19.5	18.8	19.0	19.7	20.5
II 個人所得(圓)								
(A)1924	218	1272	977	398	549	250	285	363
(B)1912—24	5.5	2.1	2.0	1.2	1.5	0.8	×1.5	×1.4
III 失業率 1928(千に付)	—	—	10.8	6.2	—	3.0	14.4	13.7
IV 人口増加率								
(A)毎年平均	1.27 —2.5	1910 —20	1911 —21	1910 —25	1911 —26	1910 —20	1910 —21	1910 —20
	13.1	14.5	4.7	6.3	1.1	×0.3	10.7	10.0
(B)1870—1926	1.8	2.9	1.7	1.6	1.1	1.1	—	—
V 死亡率								
1922—26(人口千に付)	21.2	12.0	12.2	12.8	17.3	13.3	11.2	11.3

VI 人口の密度

1 方軒に付人口	114	14	150	126	70	245	9	74
耕地1方軒に付人口	672	100	600	286	167	416	450	119

VII 60歳以上の人口

(人口千に付)	7	7	9	9	14	10	10	11
---------	---	---	---	---	----	----	----	----

備考 I Aは列國民の所得額(圓)で、Bは1913年の所得を1とし其増加率を示す

×諸感、丁抹1896年の所得を1としたり。

IIは労働組合員千に對する失業率なり。

IV Aは最近2回の人口調査各年次の毎年平均實増加率なり。

Bは1870年の人口を1として其後56年間の増加率なり。

氏原 佐藏 産兒調節問題 (日本醫事週報 1719—21)

1913年末より1926年末に至る13年間に世界人口は124百萬(7%)を増加して1232百萬となつたが、この間における日本の人口は9644千人(18%)を増加して63007千人になつた。即ち日本は世界人口総増加数の13分の1を増加したのであるが、日本の面積は世界陸地面積の351分の1に過ぎないのである。従つて日本の人口密度は白、蘭、英に次いでゐる。而もその出生率は約3.4%で、毎年約90萬の人口(秋田縣に當る)を増加しつつある。而して之に應ずるだけの土地は毎年増えず、食糧も百萬石は増産出來ず、移民も英、獨、伊等に比して遙に少いとすれば、人口問題、産兒制限論の起るのも無理はない。然し、現時最も出生率の低い佛國は50年前に比し3分の1に低下してゐるのであるが、他の歐洲諸國に比して死亡率が高く、人口増加率は1.4に過ぎない。獨逸でさへ1927年の出生率は55年前の半數以下、大戰前の約3分の2に減降してをり、且つ Pankow, Nevermann, Engelsmann の報告によれば異常流産の數は夥しく多い様である。出生率の低下は文化の爛熟した民族と衰頹民族の二方面に主として來るが、今日出生率の低いのは有閑、有識の階級であつて、國家の期待する所と全く反對である。これ貧窮者にはその餘裕なき爲めである。巴里、柏林、維納における調査、米國における名士及び大學卒業者に於ける調査がよく之を證明してゐる。知識階級にては必然的に婚期の遅延を來すものであるが、之も有力な一因であらう。要するに文化が進めば招かずして出生率は低下する。一度低下するとき國家の威令を以てするも之を回復することは至難である。もし産兒調節を輕々に是認する風潮が社會に瀰蔓するに至らば、妊孕力は上流階級ほど小となり、國民素質の低下惡變を招來することは大戰時英國に於て暴露された所である、とて述者も反對的態度を示してゐる。

提 辰 郎 人工流産適應決定問題に就て (醫事公論 865—869)

人工流産の適應は(1)社會的、(2)優生學的、(3)風俗、(4)醫學的の4種に

分たるを以て、(1)については經濟上の理由から妊娠中絶をすることは何れの國でも許されてゐないが、之は國家、社會に於て相當保護の必要あり、(2)については惡性疾患又は畸形の遺傳を防止するもので、廣義に見れば結核、微毒も含まれるわけであるが、胎盤を経て胎兒に結核が遺傳することは非常に稀であり、然らずに生後、直ちに死亡する故問題ならず、微毒の場合も驅毒療法を勵行することによつて未然に防止し得る故之も適應症にならない。只、狹義の遺傳的疾患の中、(A)精神病(早發性痴呆、白痴、癲癇)、(B)重症のアルコール中毒(C)神經性諸疾患遺傳性運動失調症、痙攣性脊髄麻痺、舞蹈病、先天性筋緊張等(D)種々の眼疾患(機能障害、畸形、色素性網膜炎、視神經炎、神經膠腫等)等には當然中絶を行はねばならず、(3)についてはその檢證甚だ困難なるためやはり何れの國家も猶ほ許可をしてをらず、(4)は醫學的適應が今日最も普通に行はれる最要のもので、述者の主として述べてゐるのもこれである。子宮外妊娠、葡萄狀鬼胎は別として、最も多いのは妊娠悪阻であり、その他結核殊に肺結核、心臟病、腎臓病、血液諸病、内分泌障礙、バセドウ氏病、糖尿病、精神病—腦脊髄神經の諸病、眼科、耳鼻科、皮膚科の諸病に亘ることを述べ、之等の一々について、如何なる場合に如何なる徴候を目標として適應如何を決定すべきかについて詳しく説明してゐる。因に、本題は著者の新著「人工妊娠中絶」の梗概を述べたものである。

佐々木 作 墮胎の醫學的考察 (東京醫事新誌 2618—23)

渡部 猛 人工妊娠中絶の統計的研究 (十全會雜誌 34の3)

大正13年8月より昭和2年7月に至る3ヶ年間三重縣齋田濱病院にて行はれた65例の人工妊娠中絶を統計的に觀察したもので、その頻度は婦人科患者数の3.07% 同病院を訪ひし妊娠婦人の13.43%に當り、適應症中特に多かつたものは

腎臓疾患(妊娠腎及眞性腎臓炎を含む)23.08%、死胎18.46%、肺結核(肺尖カタルを含む)12.31%で、平均中絶月数は5.66月、肺結核のそれは4.31月であつた。又、2回目の妊娠に行はれたもの最も多く、第3回、第4回目之についてゐる。

4 體質病理

島 誠 郁 本邦人における「シヂョーニセルウ井ニマツクオリフ」體質形分類の應用特に身長と胸骨長及び胸膈間距離(上腹長)との關係に就いて (日本學校衛生 17の3)

著者は岡本博士と同様、日本人にも Sigaud 氏等の分類が應用され得るものを見地より、金澤市の三中等學校生徒について檢診を行ひ、大多數を占むる混合型を除外し、男女約1000名につき分類を試み、13歳—17歳の男女の平均に於て呼吸器型42%、消化器型40%、筋肉型15%、腦型4—3%の成績を得、更に之について身長、體重、胸圍、胸骨長、上腹長の計測を行ひ、その結果を男女年齢別に表示し、各型間の差異を檢してゐる。即ち、呼吸器型は身長、胸骨長最も優れたるも胸圍、體重、極體重は消化器型より著しく劣り、胸骨長に對する上腹長の比率は何れも130以下なるを特長とするに反し、消化器型は量育に於てすぐれ、比較上腹長は140以上なるを特長とする。筋肉型は兩者の中間にありて各部の比例最も良く、比較上腹長は130—140の間にあり。腦型は各測定値(絶對的)が何れも最も劣り、比較上腹長は略前者と同じき結果を見た。

淺田 一 人類同種血球凝集現象による人體諸細胞、諸分泌液、諸體腔液の個人性に就いて (日本學術協會報 41928)

著者の教室員、吉田氏の成績を基礎としたもので、從來の血液の型特異性のみ

による鑑別では法醫學上の應用範圍は極めて狭いことを免れないが、諸種の體腔液、粘膜、細胞等にも型特異性の凝集素及び阻止物質が発見せられて犯罪捜査上並に生物學的研究方面の應用が頗る擴大されたこと述べ、その検査方法を簡単に述べたのち、著者等の研究になる諸分泌液、諸體腔液、諸種粘膜、諸腺臟器及び其他諸細胞等に關する一括した成績表を夫々揭示してゐる。

丸山 輝正 吉田 貫一 長谷川卯三郎 邦人結核體質における起立試験の脈搏に及ぼす影響に就て (結核 7の6)

20歳乃至40歳の比較的健康的状態の害せられざる初期結核患者(1期100名、2期34名、1期女子40名)を選定し、綿密なる注意の下に朝、午、夕の三回起立試験を行ひ、その脈搏差数を健康者のそれ(長谷川氏調査)と比較論評してゐる。即ち邦人結核體質者の仰臥位より起立位に至る脈搏差数は1期、2期の間にては10乃至13にして健康成人の5乃至6に比し倍數に近く、尙ほ2期は1期より、女子は男子より稍々多く、1日中には起床時最大(11.08±4.660)、正午最小(10.90±4.254)であつた。(括弧内の數字は平均値と標準偏倚)。而して結核體質者が迷走神經緊張状態に陥れるもの多きを以てこの現象を説明し得べきかに考へてゐる。

古賀 一郎 日本人の血液類型と微毒感染率との關係に就て (東京醫事新誌 2608)

大阪大野外科病院外來に於て「微毒の疑ひある患者のみに限り、他の本反應を出現すべき疾病を有せざることを臨床上に確めたる後」ワ氏反應、マイニツケ、ザックス、ゲオルギーの反應を検し、之等300名の被檢者を四血液型に分ちて反應陽性率を見るにO型にては42.4%、B型42%、AB型31.3%、A型25%の順位となりたりといふ。

5 人類學及人種學

西村 眞次 人類學汎論 (東京堂 昭和4年4月)

「山々で私達は重荷を擔いだ強力が、荷物以外に背負籠を苦もなく擔いでゐるのを見るが、それは背負籠によつて荷物を一纏めにして釣合をとる便宜がある爲めである。人類と其文明との學問(人類學)も正にそれと同じく、普通の教育に於て播き散らされてゐる諸學科を纏めて統一ある一學科に結合するものである。學修及び教授の困難は、大抵、學者が各個の學問及び技術が何の爲めに存在し、また生活の目的の間にどんな地位を占めてゐるかをはつきりと知らない爲めに起るのである。」かういつた Tylor 教授の言葉はこの全卷を通じて最も重要な箴をなしてゐるもの標である。著者の意見に従へば、在來の諸多の分科的人類學は最早批評の價値がない。この意味に於て、著者が嘗て物した文化人類學、體質人類學と並列した記述は妥當でない。眞の人類學は人類全史として人類及びその生活並に進化に關する凡ての科學を綜合した一般科學であり、之によつて全幅的に人類なるものを自知し、現在並に將來の當爲について必要な知識を與ふことを以て本來の任務とするものである。現在最も完全な分類(ロンドン大學人類學研究所)と考へられてゐる人類學の二綱十目は、それぞれ獨立して一科學をなすものであるが、人類學の本質は之等の何れにもあるのではなく、之等の諸基礎科學の研究結果を總計したのものの上にあるのである。斯ういふのが著者の新しい強い主張である。従つて煩瑣、難澁な専門的敘述は本書に於ては努めて回避せられてをり、殊に自然科學(體質)と文化科學(文化)とを同時同格的に扱ふことの可能を信じ、且つ之を實行に移した點は、著者の最も苦心した所としてその勞を謝さねばならないと共に、かうして人類學が人類の科學として多分の滋味を盛られ、より普遍化せられ導火線を布かれたことは、誠に人類のため、斯道の爲めに喜ばしいことと思ふ。

小山 榮三 人種學總論 (岡書院 昭和4年11月)

人種學とは科學的對象として人種の本質及び形態の時間的、空間的存在を認識し組織しようとするものである。従つてそれは、發展の基礎として統一され、そして人種の本質契機とも考へらるべき「種」の概念と「種」の徵表に關する問題を最初に省察せずしては理論的體系を樹立し得ないのである。……従つて人類學——同時に人種學——は其の理論的分類として遺傳論、變異論、淘汰論、進化論を含み、系統的分類として更に表現型統計の集整、人類誌(先史代、歴史代、現代)が算へられるのである。著者は斯うした意圖の下に本書を第1篇人種理論(人種の生物學的基礎概念)、第2篇人種徵表の分析と構成(人種計測法)及第3篇人種分類の史的概觀に大別し周密に筆を運んでゐる。殊に内外諸學者の新説を紹介、集成す

ることに努め、多数の有益なる表が集録されてあることは、わが讀書界の現状に照し一層本書發刊の意義を高めたものといつてよい。西村氏の人類學汎論と相補つて斯學のため貢献する所多大であらうと思ふ。因に本書は岡書院の人類學叢書第3篇をなすもので、索引等は續刊の各論に編載されることになつてゐる。

田幡 丈夫 岡本辰之輔 關 政 則 現代日本人骨の身體各部の比例に就て (人類學雜誌 44の9—10)

現代畿内日本人々骨男30、女20につき身體各部の計測を行ひ、之に統計的操作を施して他人種—小金井氏の北海道アイヌ人々骨、椎野氏の關東日本人下肢骨 Fischer 氏の上肢骨の成績と比較し性別、左右別についても一々検討してゐる。次に、各部比例の性的差異に關する結論を摘録する。(1)鎖骨最大長の上膊骨生理的長に對する比は女性よりも男性大なり。(2)橈骨生理的長の上膊骨生理的長に對する比は男性大なり。(3)橈骨最大長の尺骨最大長に對する比は男性大なり(4)大腿骨生理的長の前薦脊椎長に對する比は女性大なり。(5)脛骨長の大腿骨生理的長に對する比は男、女性略相等し。(6)腓骨最大長の脛骨最大長に對する比は男性僅に大なり。(7)腓骨中央周徑の脛骨中央周徑に對する比は女性大なり(8)距骨長の跟骨生理的長に對する比は男性大なり。(9)距骨幅跟骨幅に對する比は男女性殆んど差異なし。(10)上肢骨長の下肢骨長に對する比は男、女性差異寡しと雖も男性左側は女性左側に比し大なり。(11)上膊骨生理的長の大腿骨生理的長に對する比は殆んど性別を認めずと雖も男性右側は女性右側よりも小なり。(12)橈骨最大長の脛骨生理的長に對する比は男性大なり。

塚原 義夫 臺灣人及臺灣在住内地人の頭顱並に眼瞼部測定成績 (臺灣醫學會雜誌 296)

總督府醫院外來患者の他、臺北市の2高等專門學校、2高等女學校、6小學校8公學校の生徒、男女合計約3萬人(各測度について人員に多少の差あるも)につ

いて、過去8ケ年間に亘り計測したる結果を、初生兒より85歳の年齢によつて各歳別、又は7(10)年齢階級に分ちて男女、人種別に觀察してゐる。その部位は耳幅、顱長、顱幅、外背間距離、内背間距離、左及右眼瞼裂長徑、瞳孔間距離の8個であるが、多数の綿密なる表に加ふるに卷末には各測度に關する點描度數圖表を添へ、今日まで極めて資料の乏しき南方漢民族(殊に臺灣本島人の場合は82%は閩族)について貴重なる材料を供してゐる。

桐原 眞一 朝鮮支那沖繩臺灣各地方住民に於ける血液型分布の研究 (日本學術協會報告 4)

金關 丈夫 血液型と人種心性との關係 (生理學研究 6の9)

會て古川氏が血液型と氣質との研究に於て、血液型Ⅰ及びⅢに屬するものはその氣質が進取的、積極的、自動的、陽性的(a型)であり、反對にⅡ及びⅣ型に屬するものは保守的、消極的、他動的、陰性的(b型)を普通とするの事を知り更に氏の所謂民族性係數 $\frac{I\%+III\%}{II\%+IV\%} = \frac{A\%}{B\%}$ によつて各集團の心性をも推知し得べしとせるについて、著者は先づ氏が國家的統一の鞏固なるか否かによつて該民族性の保守的なるか否かを判定せるを論難せる後、民族性係數の代りに「人種心性の示數」なる稱呼を提唱し、人種心性の比較的よく研究せられたる北歐人種(特にスカンデナヴィヤ人)、地中海人種、アルプス人種、黑人種、猶太人、並に支那人、日本人について Stefan-Wellisch 及び Scheidt 氏等の二著を主に參照して古川氏示數を検討し、次表の如き結果に到達し、之を以て科學的正確さを以て斷言することは出来ないが、少くも常識的には一般に認められる心性とよく一致し、古川氏の所説に合致する點が極めて濃厚なりしことを認めざるを得ず、従つて、心理學的人種學的には、本示數は甚だ價値ある、少くも甚だ興味ある問題を提出するものたる事は明かで、從來殆ど着手せられなかつた人種心理學への

貢献さして最初の歩武を占むべきものであらうといつてゐる。

人種	被検人数	ヒルシュフェルド氏示数 A ¹ +A AB+B	ゴリツシユ氏示数 Po+Yo Po+Yo	血液型頻度(%)			古川氏示数 O+B AB+A	
				AB	A	B		O
北 歐 人	2565+?	3.52	1.344	5.5	47.8	10.5	36.1	0.899
日 本 人	16243	1.59	1.169	10.2	39.7	21.1	29.9	1.038
猶 太 人	3123+?	1.79	1.178	7.5	38.3	19.9	30.6	1.133
アルプス人	9788+?	2.95	1.256	4.4	40.8	11.5	40.0	1.152
地 中 海 人	2857	2.31	1.169	4.9	33.8	12.1	47.9	1.565
支 那 人	5950+?	1.06	1.027	8.5	27.4	26.7	37.3	1.947
黒 人	1839+?	1.08	1.048	5.0	25.2	23.9	45.9	2.355

竹内久 日本人指紋の研究(第7—8篇) 日本人各指紋の種々なる組合の出現頻度に就て (十全會雜誌 34の1—2)

1府9縣 33910個の指紋を大場博士の分類法に従つて整理したもので、その結果著者は、(1)10指乃至5指全部に甲種蹄狀紋を有するものは全然存在しない。弓狀紋及甲種蹄狀紋より成る組合 A₂R₂ は両手では現はれないが片手には出現する。其他の組合は全部出現し、乙種蹄狀紋と渦狀紋とより成るもの U₂W₂ は最も多く 52% を占む。(2)府縣別による各種指紋組合出現頻度の著しい相違を認めない。(3)男は甲種蹄狀紋及渦狀紋に女は弓狀紋乙種蹄狀紋に相關的に指紋組合の出現頻度の上に高率を示す。(4)右手は両手の出現頻度に酷似してゐる。右手は男に左手は女に各出現頻度が類似し偏性遺傳の觀がある。(5)各型を細別すれば弓狀紋及甲種蹄狀紋を有するものは A₂R₂ の絶對値の増加に反比例してその出現頻度は減少する。R は両手では6、片手では3を超えない。U₂W₂ は全 U 及び全 W の間に介在して畧々算術級數的推移出現率を示す。(6)弓狀紋及甲種蹄狀紋は乙種蹄狀紋と親和力強く、渦狀紋とは相反撥し、乙種蹄狀紋を介して結合する傾向あるものと信ぜられると云ひ、更に、各型指紋の各種組合出現頻度を日本人・朝鮮人・前印度人・「アイヌ」に就て、特種指紋組合出現頻度を是等四人種の外猶太人・羅羅巴亞米利加人「ポーランド」人に就て比較對照し、其間の人種特異性の有無を研究し、(1)各指紋組合出現頻度に於て R₅ 型を缺き、A₅ 型、AR型、ARW型、ARUW型の稀有なること、UW型最高率にして約50%を占むること及男女左右にて差異あることは人種通有性なりと斷ず。(2)指紋型組合による人種特異性は全U型、U₂W₂型及全W型間に於ける出現頻度推移出現率の差違に在りと信ず。(3)百分比によるU₅-W₅は

前 印 度 人	20.0	羅羅巴亞米利加人	16.6
---------	------	----------	------

ア イ ヌ	14.3	「ポーランド」人	10.0
日 本 人	1.1	猶 太 人	-6.4
朝 鮮 人	-7.3		

にして日本人は其の中間系に屬すといつてゐる。

古畑 種基 日本人指紋の研究 (日本學術協會報告 4. 1928)

著者は先づ指紋の種類、指紋さ手指さの關係、指紋さ男女別、年齢さ指紋さの關係等に就て略敘したる後、日本人指紋の各指に於ける出現率は多數の著者の調査に於て何れも殆き一定してゐるこゝ、従つて、各民族に夫々特有の出現率を期待していいこゝを論じ、東洋を始め歐米諸民族の調査を列擧し、殊に著者の所謂指紋係數(渦狀紋蹄狀紋比率)の算出によつてこの關係を最もよく表示するものさし血液型の相異さ照應し、臺灣アミ族の指紋係數は127.61で渦狀紋が非常に多いのにバイワン族の指紋係數は48.29であつて血液型に於ける同様な差異を指紋分布の上にも表はしてをり、アイヌ人の指紋は日本人及び朝鮮人、支那人さ是非常に相違して前印度人、ロシア人の指紋示數に近づいてゐるこゝは面白いこゝひ、進んで、同教室における日本人の血液型、身長(上道氏)及び指紋(平井氏)に關する地理的分布が或る程度に於て互に密接なる關係あるこゝを論じ、之等の觀察から、我々日本民族は日本島に於て2—3民族の混血によつて新しく造られた大家族的新民族であるこゝを強く感ぜざるを得ないこゝ述べてゐる。

縣名	指紋係數	縣名	指紋係數	縣名	指紋係數	縣名	指紋係數	縣名	指紋係數
富 山	78.04	北 海 道	72.27	岡 山	69.64	熊 本	66.62	高 知	62.24
長 崎	77.51	岐 阜	71.85	靜 岡	69.18	福 島	65.85	和 歌 山	61.73
山 形	76.57	新 潟	71.89	兵 庫	69.00	千 葉	65.71	福 井	61.2
奈 良	75.83	大 阪	71.30	長 野	68.70	石 川	65.04	群 馬	61.22
島 根	74.81	宮 城	71.23	京 都	67.41	鹿 兒 島	65.08	茨 城	61.03
愛 知	74.57	大 分	71.20	栃 木	67.60	香 川	65.03	東 京	60.10
廣 島	74.07	佐 賀	71.09	山 梨	67.04	岩 手	64.90	神 奈 川	55.88
三 重	73.95	宮 崎	69.91	愛 媛	66.98	滋 賀	64.36		